

インボイス制度対応 企業間取引の手引き

消費税の仕入税額控除制度における
適格請求書等保存方式

(第2版)



一般社団法人 日本加工食品卸協会

インボイス制度対応専門部会

目 次

はじめに	4
参考資料	5
I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説	
1. 適格請求書等保存方式とは	7
2. 適格請求書（インボイス）とは	7
3. 導入時期	7
4. 区分記載請求書等保存方式との違い	8
5. 適格請求書発行事業者の登録制度	
5-1. 適格請求書発行事業者とは	9
5-2. 申請から登録までの流れ	9
5-3. 登録申請のスケジュール	10
5-4. その他	10
6. 適格請求書発行事業者の義務等（売り手）	
6-1. 適格請求書発行事業者の義務	11
6-2. 適格簡易請求書の交付ができる事業	11
6-3. 禁止行為と罰則	11
6-4. 適格請求書の交付義務が免除される取引	12
6-5. 適格請求書の交付方法の媒介者交付特例等	13
7. 適格請求書の記載事項等について	
7-1. 適格請求書の様式	14
7-2. 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項等	14
7-3. 適格請求書に記載する消費税等の端数処理	15
7-4. 何をインボイス（適格請求書）とするか	17
ケース1：各納品書をインボイスとする場合	17
ケース2：月次請求書をインボイスとする場合	17
ケース3：相互の書類を一体としてインボイスとする場合	18
7-5. 支払通知書のインボイス対応（買い手交付）	20
支払通知書の記載事項	20
支払通知書等の相手方への確認方法	21
インボイスと支払通知書を一の書類で交付する場合	21
8. 適格返還請求書（返還インボイス）の記載事項等について	
8-1. 適格返還請求書の交付	22
適格返還請求書交付の向きと消費税（仕入・売上）の関係	22
売上に係る対価の返還等とは（国税庁ホームページより）	22
8-2. 適格返還請求書の記載事項等	23
適格返還請求書	23
「売上に係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」記載について	23
8-3. 各記載事例等	24
返品の場合の対応	24
返品の場合の請求レス対応	24
9. 適格請求書の修正（修正インボイス）	
9-1. 修正した適格請求書の交付方法	25
10. 適格請求書等の電磁的記録による提供	26
11. 適格請求書等の保存	
11-1. 保存義務	27
11-2. 保存期間	27
11-3. 適格請求書等の写しの保存（売り手の留意点）	27
11-4. 適格請求書及び支払通知書の保存（買い手の留意点）	28

目 次

11-5. 電子帳簿等保存制度（電子帳簿保存法）	
① 電子帳簿等保存制度の概要	28
② 帳簿書類等の保存方法	29
③ 電子帳簿等保存制度の見直し（2022年1月1日以降適用）	29
④ 電子帳簿等保存における留意点	31
⑤ スキャナ保存に関する留意点	32
⑥ 電子取引データ保存に関する留意点	32
⑦ 検索要件の充足方法	33
12. 仕入税額控除の要件（買い手）	
12-1. 帳簿の記載事項	34
12-2. 請求書の範囲	34
12-3. 課税期間の末日までに支払対価の額が確定しない時の仕入税額控除	34
12-4. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合	35
12-5. その他	35
13. 税額計算の方法	
13-1. 税額計算	36
13-2. 課税売上げに係る消費税額と課税仕入れに係る消費税額の計算方法	37
13-3. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置	37
免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置適用の要件	38
14. 免税事業者	39
15. その他	40

Ⅱ. 具体的な対応

はじめに	43
1. 適格請求書発行事業者の登録番号対応	
1-1. 登録申請	44
1-2. 取引先への登録要請	44
1-3. 登録番号の通知	44
1-4. 登録番号の入手	44
1-5. 登録番号の管理	45
1-6. その他	45
2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか	
2-1. 基本方針	46
2-2. メーカー⇄卸間	47
(1) 交付単位	47
(2) 交付パターン	48
(3) 交付単位の判定（A,B,C）	49
2-3. 卸⇄小売間	51
(1) 交付単位	51
(2) 交付パターン	52
(3) 交付単位の判定（A,B,C）	53
2-4. 返還インボイスとリベート	55
2-5. 記載事項に関する留意点	56
2-6. その他	57
① 「相互の関連性」について	57
② 「相手方への確認」について	58
③ 返還インボイスにおける「譲渡日（元納品日）」の記載について	59
3. インボイス（適格請求書）の保存	
3-1. 保存方法の検討	60
3-2. 電磁的記録（電子データ）の保存に関する補足	60

目 次

4. 仕入税額控除	
4-1. 帳簿の記載事項と請求書等の保存	61
4-2. 税額計算の検討	61
5. 経費精算	63
6. 取引先への対応	
6-1. メーカー対応	64
6-2. 小売対応	64
7. 免税取引先等への対応	
7-1. 免税事業者等への確認と依頼	66
7-2. 帳簿	66
7-3. 注意事項	66
Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等	69
1. 日食協標準書式	
1-1. 改訂ポイント	70
1-2. 改訂書式	70
2. 日食協標準EDIフォーマット	
2-1. 対応パターン	72
2-2. 改訂ポイント	72
2-3. 改訂概要	73
2-4. 改訂フォーマット	73
2-5. その他	76
3. 流通BMS	
3-1. 対応パターン	77
3-2. 改訂ポイント	77
3-3. 改訂概要	78
3-4. チェンジメッセージ等	78
3-5. その他	79
Ⅳ. よくある質問（FAQ）	81
■ 添付資料	
取引先への登録番号の通知とご依頼に関する文例	91
■ インボイス制度対応専門部会 メンバー企業一覧	92
■ 改訂履歴	93

はじめに

社会保障と税の一体改革として、消費税及び地方消費税（以下、消費税等）の税率は2度の延期を経て、2019年10月に8%から10%に引き上げられ、同時に軽減税率制度が実施されました。これら一連の消費税制度改革の集大成として、2023年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、「適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）」が導入され、登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

このインボイス制度が流通業界に与えるインパクトは、軽減税率制度の導入を遥かに上回るものと想定されます。従って私たち卸売企業はこのインボイス制度を正しく理解し、その運用方法を仕入先のメーカー各位、得意先の小売・外食業者各位と事前に取り決めておくことが肝要となります。

そこで、私ども一般社団法人日本加工食品卸協会（以下、日食協）では、現行の請求書記載内容や関連業務の運用などの企業間取引に係る影響範囲や課題を明らかにし、卸売業として商取引上混乱なくインボイス制度に対応することを目的として、「インボイス制度対応専門部会」（以下、専門部会）を組成し、対応ガイドラインを取りまとめることとしました。コロナ禍の中ではありましたが、2020年6月より専門部会を集中的に開催し、省庁などの各公表資料を基に様々な提議及び検討を重ね、昨年5月に本書第1版の作成に至りました。

私ども卸売業とメーカー間、また小売・外食業間の商取引に関しては、長年にわたる商慣行の積み重ねがあり、お互いが納得する合理的な運用方法を構築してきました。従って、インボイス制度に対応する方法の検討についても、製・配・販三層における運用変更及びシステム改修が最小限に抑えられることを前提に検討を進めてまいりました。

ここにまとめたのは現時点における卸売業としての対応指針であり、これらの考え方に基づき、今後メーカーの皆さま、小売・外食業の皆さまと相互の認識共有に向けて、様々な協議を進めてまいります。

なお本書の内容は、本書第1版作成後に関係省庁から発信された最新情報などを基にし、本書の改訂版である第2版を作成しました。

また、今後の政治状況や省庁などの発表により、最終的な対応内容が異なってくる可能性がありますので、最新情報にご留意願います。

本書がインボイス制度への対応を進めるうえで、卸売業各事業者の一助となれば幸いです。

2022 年 3 月

一般社団法人 日本加工食品卸協会
インボイス制度対応専門部会

《参考資料》

国税庁

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

- ① 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について
（法令解釈通達）
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/20180606/index.htm>
- ② 令和3年10月1日登録申請書受付開始！（リーフレット）（令和3年7月）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020009-098_03.pdf
- ③ 消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます（リーフレット）
（平成30年4月）（令和2年6月改訂）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>
- ④ 適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－（パンフレット）（令和3年7月）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>
- ⑤ 消費税軽減税率制度の手引き（令和3年8月）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf
※ 53ページから74ページまでにおいて、インボイス制度について解説。
- ⑥ 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（平成30年6月）
（令和3年7月改訂）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

電子帳簿保存法

- ⑦ 関係ホームページ
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>
- ⑧ 電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】（令和3年7月）
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_01.pdf
- ⑨ 電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】（令和3年7月）
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_02.pdf
- ⑩ 電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】（令和3年12月）
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf
- ⑪ お問合せの多いご質問（令和3年11月）
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf>

財務省

- ⑫ 令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日 閣議決定）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf
- ⑬ 令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日 閣議決定）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf

財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省

- ⑭ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/20220119menzeiqa_2.pdf
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_qanda.pdf
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/duty_invoice_s01.pdf
<https://www.mlit.go.jp/common/001460124.pdf>
- ⑮ インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_jirei.pdf

I . 適格請求書等保存方式（インボイス制度） の解説

本概要は、P.5《参考資料》及び財務省・国税庁説明会にて入手したその他の情報を基に、
必要な事項を抜粋し掲載。
詳細は、《参考資料》参照。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

1. 適格請求書等保存方式とは

「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」とは、**複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除の方式**をいいます。

適格請求書等保存方式の下では、買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（売り手）である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）などの請求書等の保存が要件となります。

2. 適格請求書（インボイス）とは

「適格請求書（インボイス）」とは、**「売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」**であり、適格請求書発行事業者の登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その**書類の名称は問いません**。

また、**手書き**であっても、**適格請求書として必要な事項が記載されていれば、適格請求書に該当します**。

3. 導入時期

2023年10月1日導入。

イメージ

区分記載請求書等保存方式 (2019年10月1日～2023年9月30日)

インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

請求書		【記載事項】
⑥ ○○(株)御中		① 請求書発行者の氏名又は名称
××月請求分	① (株)△△	② 取引年月日
2023年10月分 請求金額 43,600円		③ 取引の内容
② 10月1日 ③ ビール 550円		④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)
10月3日 ラーメン ※ 5,400円		⑤ 軽減税率の対象品目である旨
・ ⑤		⑥ 請求書受領者の氏名又は名称
・		
合 計 43,600円		
④ (10%対象 22,000円)		
(8%対象 21,600円)		
⑤ ※は軽減税率対象		

(Point)

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ、自ら「追記」が可能
- 免税事業者でも交付可能
- 区分記載請求書に「交付義務」はない

適格請求書等保存方式 (2023年10月1日～)

請求書		【記載事項】
○○(株)御中		区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
××月請求分	(株)△△	① 登録番号
① 登録番号 T1234567890123		(課税事業者のみ登録可)
2023年10月分 請求金額 43,600円		② 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
10月1日 ビール 550円		③ 税率ごとに区分した消費税額
10月3日 ラーメン ※ 5,400円		
・		
・		
合 計 43,600円		
② 10%対象 22,000円 内税 2,000円	③	
8%対象 21,600円 内税 1,600円		
※は軽減税率対象		

(Point)

- 交付するインボイスは、これまでの区分記載請求書である請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ
- 受領者による「追記」は不可
- 免税事業者は交付不可（交付するには課税事業者となり、税務署長に登録を受ける必要がある）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイスを交付する義務・写しの保存義務がある

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

4. 区分記載請求書等保存方式との違い

区分記載請求書等保存方式 (2019年10月1日～)		適格請求書等保存方式 (2023年10月1日～)	
請求書等 (支払通知書等含む)	記載事項	記載事項	
	① 発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 受領者の氏名又は名称 ⑤ 軽減対象資産の譲渡等である旨 ⑥ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※ 上記⑤⑥は、交付を受けた事業者の追記可	左記に加え ① 発行者の登録番号 ② 税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、税抜価額又は税込価額 ※ 買い手が作成して売り手に確認を求める支払通知書の場合、登録番号は売り手のものを記載する ※ 交付を受けた事業者の追記不可	
仕入税額 控除 の要件	交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可	交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可	
	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む)の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可 ただし、以下の経過措置あり 2023年10月～2026年9月80%控除可 2026年10月～2029年9月50%控除可 ただし、免税事業者から受領する区分記載請求書等及びこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が要件	
	せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可	一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可	
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可	請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可	
保存 (電磁的記録により提供を行った(又は受けた)場合)	3万円未満の取引は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可	原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要	
	売り手：保存義務なし 買い手：保存不要 (消費税法基本通達11-6-3)	売り手：保存義務あり 買い手：仕入税額控除の適用を受けるためには、保存が必要	
適格請求書 発行事業者 登録制度		2021年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可	
税額計算	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	● 課税売上げ 原則：「割戻し計算」 特例：「積上げ計算」（課税仕入れの消費税額も「積上げ計算」を選択しなければいけない） ● 課税仕入れ 原則：「積上げ計算」 特例：「割戻し計算」（課税売上げの消費税額を「割戻し計算」を選択している場合に限る）	
売上税額の計算の特例★	軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)		
仕入税額の計算の特例★	軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間)		
	簡易課税制度の届出の特例(1年間)		

★：税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が、5千万円以下の事業者)のみに適用が認められます。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

5. 適格請求書発行事業者の登録制度

5-1. 適格請求書発行事業者とは

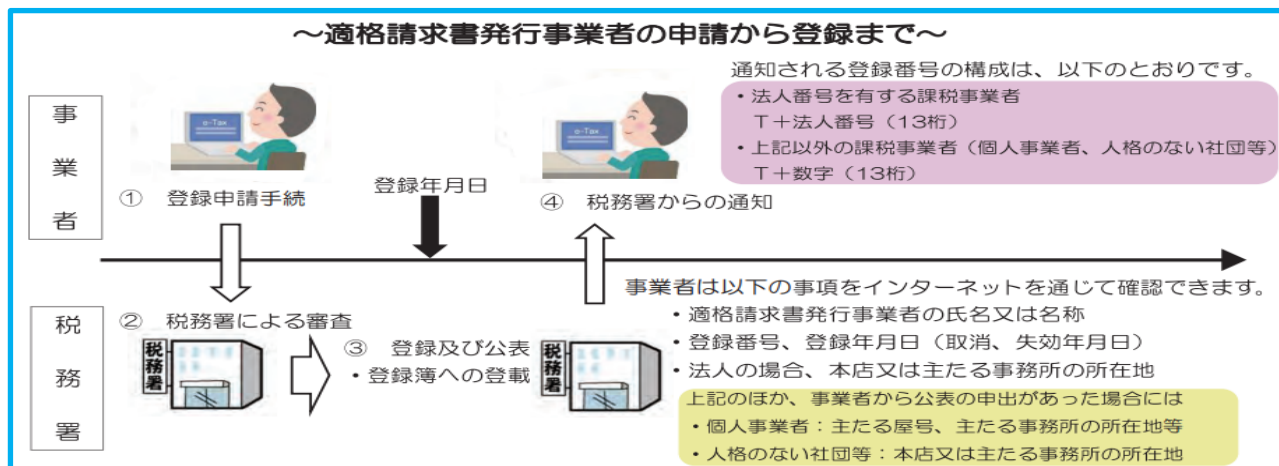
「適格請求書発行事業者」とは、**適格請求書を発行することができる事業者として税務署長の登録を受けた事業者（課税事業者に限ります。）**をいいます。

「適格請求書発行事業者」になるためには、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受けなければなりません。

5-2. 申請から登録までの流れ

	流れ	内容
①	登録申請書の提出	「適格請求書発行事業者の登録申請書」を納税地を所轄する税務署長に提出します。また、「適格請求書発行事業者の登録申請書」をe-Taxにより提出します。また、登録申請書は各国税局に設けられた「インボイス登録センター」に郵送で提出することもできます。
②	税務署の審査	原則として、登録を拒否されることはありません。登録拒否となるのは、登録を受けようとする事業者が、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者です。
③	税務署における登録及び公表	- 登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否とならない場合には、氏名又は名称及び登録番号等を適格請求書発行事業者登録簿に登録し、登録を行います。 - 公表事項は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において、登録番号を基に検索し、閲覧することができます。確認できることは、下記の図を参照。公表事項は、登録処理後順次公表されます。 また、ダウンロード機能によりCSV・XML・JSON形式のデータ及びWeb-API機能が提供されています。
④	登録番号の通知	- 登録番号の構成は、下記図を参照。なお、法人番号を有する課税事業者以外の13桁の数字は、マイナンバー（個人番号）を用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。 - 登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日（登録日）に発生します（2023年10月1日の法施行日前の登録における登録日は2023年10月1日となります。）。 なお、2023年10月1日の施行日前に区分記載請求書等（区分記載請求書等の記載事項が満たされている）に登録番号を記載しても差し支えありません。

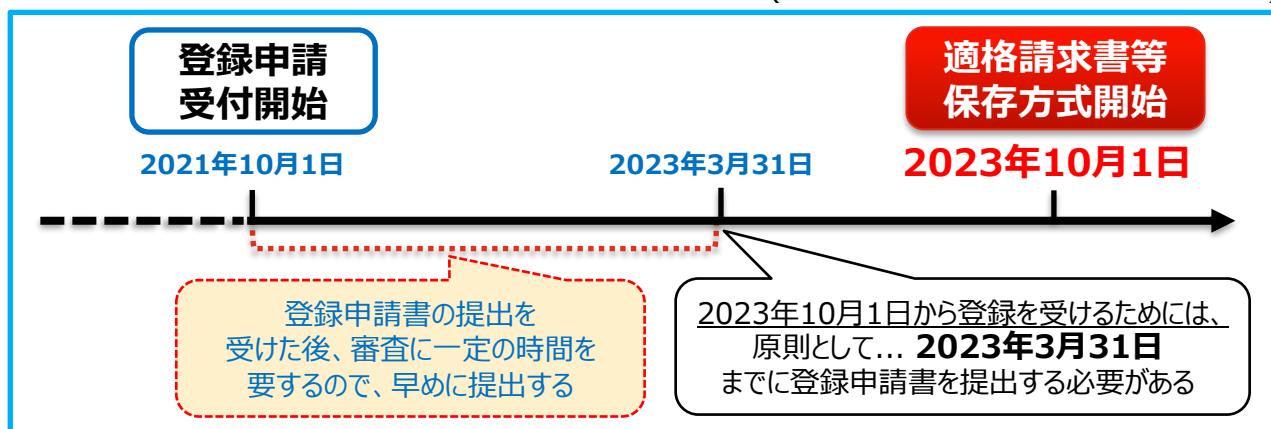
※免税事業者の登録手続きは、出典:《参考資料》③P.4及び④P.19参照↑。出典:《参考資料》⑤P.53↓



I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

5-3. 登録申請のスケジュール

- ① 登録申請書は、**2021年10月1日より提出可能**。
- ② 適格請求書等保存方式が導入される**2023年10月から登録を受けるためには、原則として、2023年3月31日※1まで**（ただし、困難な事情※2がある場合には、2023年9月30日まで）に納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。
※1: 特定期間の課税売上高又は給与等支払額の合計が1,000万円を超えたことにより、課税事業者となる場合は、2023年6月まで。
※2: 「困難な事情」については、その困難な度合いは問いません(登録申請書にその困難な事情を記載する)。



5-4. その他

① 登録の必要性

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意となりますが、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、その取引について、取引先が仕入税額控除を行うことができません。

一方、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。

このような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

② 登録の効力

適格請求書発行事業者登録簿に登録された日（登録日※）に発生します。

※ 2023年10月1日から登録を受けようと申請して、同日前に登録通知を受けた場合、登録日は2023年10月1日とみなされます。

③ 登録事項の変更

適格請求書発行事業者登録簿に登録された事項に変更が生じた場合には「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を提出する必要があります。

④ 登録のとりやめ

- ・ 適格請求書発行事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（登録取消届出書）を提出することにより、原則として、登録取消届出書を提出した翌課税期間の初日に、適格請求書発行事業者登録の効力を失わせることができます。
- ・ 適格請求書発行事業者が事業を廃止した場合は、事業を廃止した日の翌日に登録の効力が失われます（所定の届出の提出が必要）。
- ・ 適格請求書発行事業者である法人が合併により消滅した場合は、合併により消滅した日に登録の効力が失われます（所定の届出の提出が必要）。

⑤ その他

免税事業者における登録及び登録経過措置、適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合等については、《参考資料》⑥Q&Aを参照。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

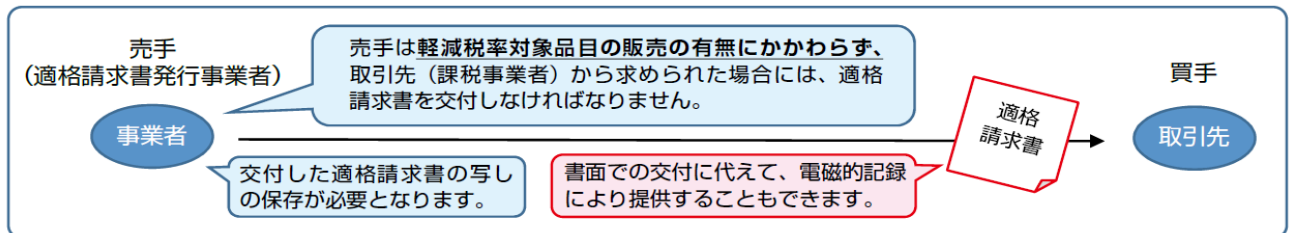
6. 適格請求書発行事業者の義務等（売り手）

6-1. 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、取引の相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書を交付する義務があります。

なお、適格請求書発行事業者は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供することができます。

	義 務	内 容
①	適格請求書の交付義務 (インボイス交付義務)	取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書の交付又は適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供する義務。
②	適格返還請求書の交付義務 (返還インボイス交付義務)	課税事業者に返品や値引等の売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書の交付又は適格返還請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供する義務。
③	修正した適格請求書の交付義務 (修正インボイス交付義務)	交付した適格請求書（又は適格返還請求書）の記載事項に誤りがあった場合に、取引の相手方の課税事業者に対して、修正した適格請求書（又は適格返還請求書）の交付又は修正した適格請求書（又は適格返還請求書）の記載事項に係る電磁的記録を提供する義務。
④	写しの保存義務	交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存義務。



6-2. 適格簡易請求書の交付ができる事業

出典:《参考資料》④P.10

適格請求書発行事業者が、**不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業**を行う場合には、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした**適格簡易請求書を交付**することができます。

なお、適格簡易請求書についても、その交付に代えて、その記載事項に係る電磁的記録を提供することができます。

小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業、その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業。

※ 卸において、不特定かつ多数の者に資産の譲渡等の事業を行っている場合は、不特定かつ多数の者に対して、適格簡易請求書を交付することができます。

6-3. 禁止行為と罰則

	禁止行為	罰 則
①	適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書又は適格簡易請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。	左記を交付した場合（これらの記載事項に係る電磁的記録を提供した場合を含みます。）、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。
②	適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書を交付すること。	

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

6-4. 適格請求書の交付義務が免除される取引

次の取引は、適格請求書発行事業者が行う**事業の性質上、適格請求書を交付することが困難**なため、**適格請求書の交付義務が免除**されます。

① 公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による3万円未満の旅客の運送（公共交通機関特例）。

船舶による旅客の運送	一般旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業、（乗合旅客の運送をするものに限る）として行う旅客の運送（対外航路のものを除く）。
バスによる旅客の運送	一般乗合旅客自動車運送事業として行う旅客の運送（路線不定期運行（空港アクセスバス等）及び区域運行（旅客の予約等による乗合運行）も対象）。
鉄道・軌道による旅客の運送	・ 鉄道第一種鉄道事業、第二種鉄道事業として行う旅客の運送。 ・ 軌道（モノレール等）軌道法3条に規定する運輸事業として行う旅客の運送。

※ 公共交通機関による旅客の運送が3万円未満かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。よって、1商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめの金額で判定することにはなりません。

例えば、東京-大阪間の大人1人分の運賃が13,000円であり、4人分の運送役務の提供を行う場合には、4人分の52,000円で判定します。

② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売

（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）

【対象となる卸売市場】

A	農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場
B	都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場
C	A及びBに準ずる卸売市場として農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場のうち農林水産大臣の確認を受けた卸売市場

③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売

（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）

以下の表のAからC（農協等といいます。）の組合員その他の構成員が農協等に対して、無条件委託方式かつ共同計算方式により販売を委託した、農林水産物の販売（その農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行うものに限る）は、適格請求書を交付することが困難な取引として、組合員等から購入者に対する適格請求書の交付義務が免除されます。

A	農業協同組合法に規定する農業協同組合や農事組合法人
B	水産業協同組合法に規定する水産業協同組合
C	森林組合法に規定する森林組合及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合や協同組合連合会

④ 自動販売機及び自動サービス機により行われる3万円未満の商品の販売等（自動販売機特例）

適格請求書の交付義務が免除される自動販売機及び自動サービス機により行われる税込価額が3万円未満の商品販売等とは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます。

注意	小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように、機械装置により単に精算が行われているだけのものや、自動券売機のように、代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの資産の譲渡等は別途行われるようなものは、自動販売機や自動サービス機による商品の販売等に含まれません。
----	---

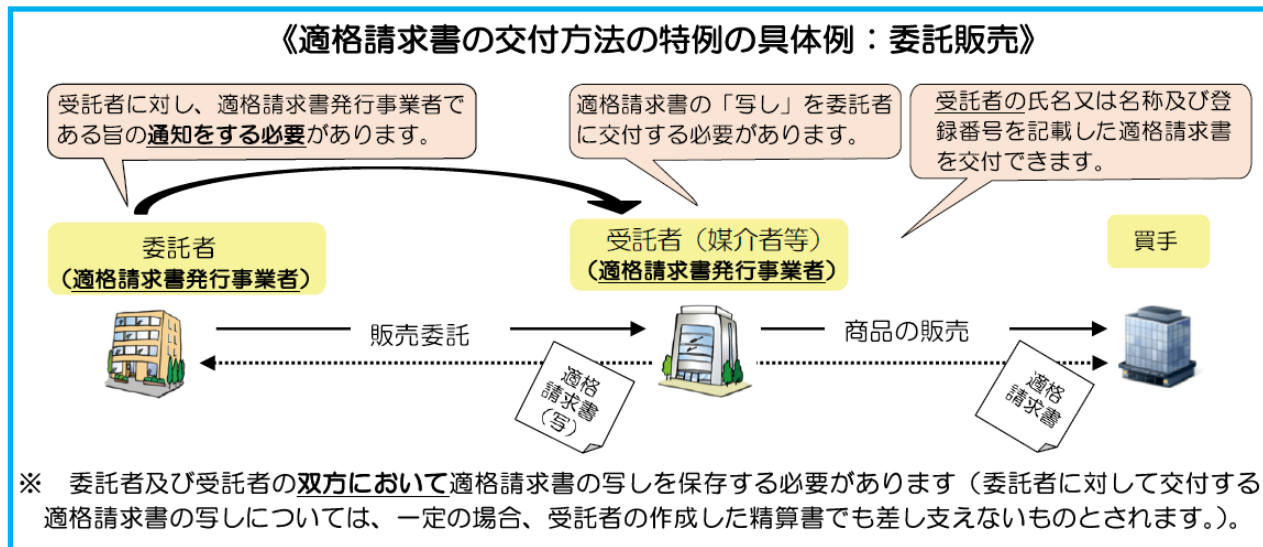
⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

6-5. 適格請求書の交付方法の媒介者交付特例等

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者又は媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

なお、適格請求書の交付方法について、売り手と異なる別の者（適格請求書発行事業に限りません）で、売り手の代理として売り手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。



出典:《参考資料》⑤P.63

① 媒介者交付特例の適用要件

以下の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己（受託者）の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができます。

- ・ 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
- ・ 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがあります）。

② 受託者の対応

- ・ 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を保存する。
- ・ 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を速やかに委託者に交付又は提供する。

③ 委託者の対応

- ・ 自己が適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに受託者に通知する。
- ・ 委託者の課税資産の譲渡等について、受託者が委託者に代わって適格請求書を交付していることから、委託者においても、受託者から交付された適格請求書の写しを保存する。

※ 詳しい媒介者交付の特例は、《参考資料》⑥Q&A問39～40を参照。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

7. 適格請求書の記載事項等について

7-1. 適格請求書の様式

適格請求書及び適格簡易請求書の様式は、法律等で定められていません。

適格請求書又は適格簡易請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、受領書、レシート等）であれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書又は適格簡易請求書に該当します。

7-2. 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項等

適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項は、以下のとおりです。

（下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加された事項）

適格請求書	適格簡易請求書※
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等の取引について、交付することができます。

請求書

△△商事(株)

登録番号 T012345...

11月分 131,200円

11月1日 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※ 軽減税率対象

スーパー〇〇

東京都.....

登録番号 T123456...

領収証

11月30日

品名	数量	金額
ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税		¥24
消費税		¥50
お預り		¥1,000
お釣り		¥126

※ 軽減税率対象

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

出典:《参考資料》⑤P.57

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

7-3. 適格請求書に記載する消費税等の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、**一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理**を行います。
※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行います。
- 従って、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります（例①）。
※ 例えば、一の適格請求書に記載されている**個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません**（例②）。
また、月1回の交付であるが、例えば、期間別に請求書を作成し、適格請求書に記載する消費税額を期間別の請求書に記載する場合は、例①に従って期間別に一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います（例③）。
- なお、税込金額を基に消費税額を計算する場合も同様です（例④⑤）。

例①～③：税抜金額を基に消費税額を計算する場合

例①：認められる例 ○

請求書					
〇〇(株) 御中			2023年11月1日		
※は軽減税率対象			(株)△△ (T1234567890123)		
10月分 請求金額				60,197円 (税込)	
日付	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
10/1	カップラーメン※	83	167	13,861	
10/1	チョコレート ※	197	67	13,199	
10/2	ビール	57	77	4,389	
10/2	日本酒	57	417	23,769	
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

《計算例》

・税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
→ 8%対象：27,060 円（税抜き）
10%対象：28,158 円（税抜き）
・それぞれ、消費税額を計算
（税率ごとに端数処理1回ずつ）
→ 8%対象：27,060 × 8
／ 100 = 2,164.8 → 2,164 円
10%対象：28,158 × 10
／ 100 = 2,815.8 → 2,815 円
⇒ 適格請求書の記載事項として **認められる**。

例②：認められない例 ×

請求書					
〇〇(株) 御中			2023年11月1日		
※は軽減税率対象			(株)△△ (T1234567890123)		
10月分 請求金額				60,195円 (税込)	
日付	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
10/1	カップラーメン※	83	167	13,861	1,108
10/1	チョコレート ※	197	67	13,199	1,055
10/2	ビール	57	77	4,389	438
10/2	日本酒	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

《計算例》

・個々の商品ごとに消費税額を計算
（その都度端数処理）
・計算した消費税額を、税率ごとに合計
⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては **認められない**。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

出典：《参考資料》④P.7（一部変更）

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

例①～③：税抜金額を基に消費税額を計算する場合（続き）

例③：認められる例 ○（月1回の交付であるが、期間別に請求書を作成する場合）

請求書（鑑）			2023年11月1日
期間:2023年10月1～30日			(株)△△
請求金額	60,195円（税込）		
8%対象計	27,060	2,163	
10%対象計	28,158	2,814	

《計算例》

- ・例①と同様に個々の請求書ごとに消費税額を計算
- ・期間別請求書がそれぞれ、適格請求書の記載事項として **認められ、適格請求書に該当。**
- ・請求書（鑑）は、適格請求書にはあらず、単なる請求合計額の案内書となります。

〇〇(株) 御中

請求書

2023年11月1日

期間:2023年10月1～15日

(株)△△

※は軽減税率対象

(T1234567890123)

日付	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
10/1	カップラーメン※	83	167	13,861	
10/2	ビール	57	77	4,389	
8%対象計			受領額	13,861	端数処理▶1,108
10%対象計				4,389	▶ 438

〇〇(株) 御中

請求書

2023年11月1日

期間:2023年10月15～31日

(株)△△

※は軽減税率対象

(T1234567890123)

日付	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
10/1	チョコレート※	197	67	13,199	
10/2	日本酒	57	417	23,769	
8%対象計				13,199	1,055
10%対象計				23,769	2,376

例④⑤：税込金額を基に消費税額を計算する場合

例④：認められる例 ○

請求書				2023年11月1日	
〇〇(株) 御中				(株)△△	
※は軽減税率対象				(T1234567890123)	
10月分 請求金額				60,195円 (税込)	
日付	品名	数量	単価	税込金額	消費税額
10/1	カップラーメン※	83	167	14,969	－
10/1	チョコレート※	197	67	14,254	－
10/2	ビール	57	77	4,827	－
10/2	日本酒	57	417	26,145	－
8%対象計			受領額	29,223	端数処理 ➡2,164
10%対象計				30,972	

- ・例①と同様に適格請求書の記載事項として **認められる。**
- ・個々の商品ごとの税込金額については、税抜金額に消費税額を加えることにより算定している。

例⑤：認められる例 ○

〇〇(株) 御中

請求書

2023年11月1日

(株)△△

※は軽減税率対象

(T1234567890123)

10月分 請求金額				60,195円 (税込)	
日付	品名	数量	単価	税込金額	消費税額
10/1	カップラーメン※	83	167	14,969	1,108
10/1	チョコレート ※	197	67	14,254	1,055
10/2	ビール	57	77	4,827	438
10/2	日本酒	57	417	26,145	2,376
8%対象計			受領額	29,223	2,164
10%対象計				30,972	2,815

- ・個々の商品ごとの消費税を **参考** として記載することは **認められる。** 但し、税率ごとの明細金額計と消費税額計の金額が一致するとは限らない。
- ・個々の商品ごとの税込金額については、税抜金額に消費税額を加えることにより算定している。

金額が一致するとは限らない

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

7-4. 何をインボイス（適格請求書）とするか

インボイスは法律等で様式が定められていません。

よって、**必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、受領書、レシート等）であれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書又は適格簡易請求書に該当しますので、何をインボイスとするかは、現状の取引において適切なもので判断します。**

※ 以下 **太字赤** は、インボイス記載事項を示します。また、帳票 **薄黄色** の塗りつぶしがインボイスを示します。

ケース1：各納品書をインボイスとする場合

- それぞれの納品書をインボイスとして交付する場合
- インボイスに記載された消費税額は、納品書No.100:44円+納品書No.200:44円=**88円**



インボイス	〇〇㈱ 御中 納品書 2023年10月10日 ※は軽減税率対象品目 (株)△△ No.100 (T1234567890123)				
○	品名	税抜金額	1インボイスにつき 税率ごとに端数処理1回		
保存義務	チョコレート※	155			
	缶詰※	155			
	ビール	206	税率%	税額	税込金額
買い手：○	8%対象合計	310	8	24	334
売り手：○	10%対象合計	206	10	20	226

インボイス	〇〇㈱ 御中 納品書 2023年10月10日 ※は軽減税率対象品目 (株)△△ No.200 (T1234567890123)				
○	品名	税抜金額	1インボイスにつき 税率ごとに端数処理1回		
保存義務	飴※	155			
	調味料※	155			
	日本酒	206	税率%	税額	税込金額
買い手：○	8%対象合計	310	8	24	334
売り手：○	10%対象合計	206	10	20	226

ケース2：月次請求書をインボイスとする場合

- 請求書に適格請求書として必要な事項を全て記載する場合
- インボイスに記載された消費税額は、請求書:**90円**

インボイス	〇〇㈱ 御中 請求書 2023年11月1日 10月分請求 1,122円 (税込) (株)△△ (T1234567890123)				
○	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	1インボイスにつき 税率ごとに端数処理1回
保存義務	8%対象合計	620	8	49	
	10%対象合計	412	10	41	
買い手：○	納品日	No	品名	税抜金額	
売り手：○	10/1	100	チョコレート※	155	
	10/1	100	缶詰※	155	
	10/1	100	ビール	206	
	10/10	200	飴※	155	
	10/10	200	調味料※	155	
	10/10	200	日本酒	206	
	※は軽減税率対象品目				



インボイス	〇〇㈱ 御中 納品書 2023年10月1日 (株)△△ No.100	
×	品名	税抜金額
保存義務	チョコレート	155
	缶詰	155
	ビール	206
買い手：×	合計	516
売り手：×		

インボイス	〇〇㈱ 御中 納品書 2023年10月10日 (株)△△ No.200	
×	品名	税抜金額
保存義務	飴	155
	調味料	155
	日本酒	206
買い手：×	合計	516
売り手：×		

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

ケース3：相互の書類を一体としてインボイスとする場合

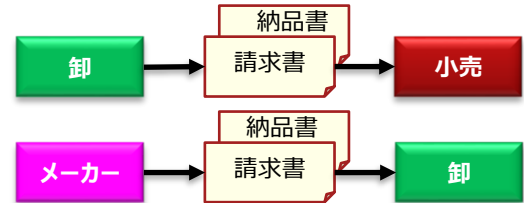
- 一定期間の取引の納品書と請求書を一体としてインボイスとする場合
- 一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる交付方法

① 納品書ごとに端数処理する

- インボイスに記載された消費税額は、納品書No.100:44円+納品書No.200:44円=**88円**

インボイス
○※
保存義務
買い手：○ 売り手：○

請求書	2023年11月1日
〇〇(株) 御中	(株)△△ (T1234567890123)
10月分請求	1,120円（税込）
(内訳) 納品書No.100,200	
請求書と納品書の相互の関連性を記載	



インボイス
○※
保存義務
買い手：○ 売り手：○

納品書	2023年10月10日	No.100
〇〇(株) 御中	(株)△△	
※は軽減税率対象品目		
品名	税抜金額	
チョコレート※	155	
缶詰※	155	
ビール	206	
8%対象合計	310	8 24 334
10%対象合計	206	10 20 226

インボイス
○※
保存義務
買い手：○ 売り手：○

納品書	2023年10月10日	No.200
〇〇(株) 御中	(株)△△	
※は軽減税率対象品目		
品名	税抜金額	
飴※	155	
調味料※	155	
日本酒	206	
8%対象合計	310	8 24 334
10%対象合計	206	10 20 226

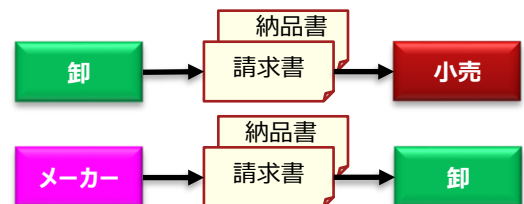
※ 請求書と納品書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする。

② 月次請求書でまとめて端数処理する

- インボイスに記載された消費税額は、請求書:**90円**

インボイス
○※
保存義務
買い手：○ 売り手：○

請求書	2023年11月1日
〇〇(株) 御中	(株)△△ (T1234567890123)
10月分請求	1,122円（税込）
合計	税抜金額 税率 消費税額 税込金額
8%対象	620 8 49 669
10%対象	412 10 41 453
(内訳) 納品書No.100,200	



インボイス
○※
保存義務
買い手：○ 売り手：○

納品書

2023年10月1日

No.100

〇〇(株) 御中

納△△

品名	税抜金額
チョコレート※	155
缶詰※	155
ビール	206
合 計	516

※は軽減税率対象品目

インボイス
○※
保存義務
買い手：○ 売り手：○

納品書

2023年10月10日

No.200

〇〇(株) 御中

(株)△△

品名	税抜金額
飴※	155
調味料※	155
日本酒	206
合 計	516

※は軽減税率対象品目

※ 請求書と納品書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする。

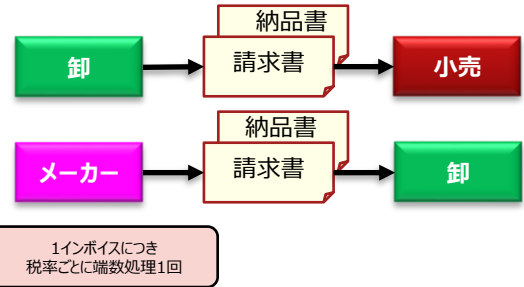
I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

ケース3：相互の書類を一体としてインボイスとする場合（続き）

③ 月次請求書において納品書単位で端数処理する

- 月次請求書に合計消費税額の記載なし
- インボイスに記載された消費税額は、請求書：**88円**

インボイス	請求書 2023年11月1日				
○※	10月分請求 1,120円（税込）				
保存義務	納品書No. (株)△△ (T1234567890123)				
買い手：○ 売り手：○	納品日	納品書No.	税抜金額合計	税率%	消費税額
	10/1	100	310	8	24
			206	10	20
	10/10	200	310	8	24
			206	10	20



インボイス	納品書 2023年10月1日	
○※	No.100	
保存義務	(株)△△	
買い手：○ 売り手：○	品名	税抜金額
	チョコレート※	155
	缶詰※	155
	ビール	206
	合 計	516

インボイス	納品書 2023年10月10日	
○※	No.200	
保存義務	(株)△△	
買い手：○ 売り手：○	品名	税抜金額
	餃子※	155
	調味料※	155
	日本酒	206
	合 計	516

インボイス	納品書 2023年10月10日	
○※	No.200	
保存義務	(株)△△	
買い手：○ 売り手：○	品名	税抜金額
	餃子※	155
	調味料※	155
	日本酒	206
	合 計	516

※ 請求書と納品書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

7-5. 支払通知書のインボイス対応（買い手交付）

買い手側が作成した一定事項の記載のある支払通知書等で、相手方の確認を受けたものを保存すれば、仕入税額控除の適用を受けることができます。

なお、下記事項が記載されていることが必要となります。

※以下 **太字赤線** が、区分記載請求書等保存方式における支払通知書の記載事項に追加されます。

支払通知書等の記載事項

卸

→支払通知書→メーカー

課税仕入れの相手方の確認方法（例）

記載事項②

記載事項⑤

記載事項⑥

小売

→支払通知書→卸

① 支払通知書の作成者の氏名又は名称

② **課税仕入れの相手方**の氏名又は名称及び**登録番号**

③ 課税仕入れを行った年月日

④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）

⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び**適用税率**

⑥ **税率ごとに区分した消費税額等**

※記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売り手）のものとなる点や、課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたものに**限られる**点に留意が必要です。

【補足】

代わりに

納品書

2023年10月10日 No.200
（例）△△ 御中 納品書 2023年10月1日 ○○（株） No.100

品名	税抜金額
チョコレート※	155
缶詰※	155
ビール	206
合 計	516

※は軽減税率対象品目

● 請求書等と同様に支払通知書の記載事項は、一の書類のみで満たしている必要はなく、**相互の関連が明確な複数の書類**（例えば、納品書と支払通知書など）**全体で記載事項を満たしていれば、これらの書類をインボイスとすることが可能**です。
なお、例えば、相互の関連を示すために支払通知書上に納品書No等の記載が必要になります。

● ⑤の「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」は、税込金額となりますが、税率ごとに区分した仕入金額の税抜きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することで、その記載があるものとして取り扱うことができます。

● ②の登録番号を記載しないで作成した支払通知書は、2023年9月30日までの間における区分記載請求書等として取り扱われます。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

支払通知書等の相手方への確認方法

相手方の確認を受ける方法としては、例えば、次のようなものが該当します。

- ① 支払通知書等の記載内容をファクシミリ等、通信回線等を通じて相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ② 支払通知書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、相手方から確認の通知等を受けたもの
- ③ 支払通知書等の写しを相手方に交付し、又は支払通知書等の記載内容に係る電磁的記録を相手方に提供した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たもの

なお、③ については、

- ・ 支払通知書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付して相手方に送付し、又は提供し、了承を得る。
- ・ 支払通知書等又は支払通知書等の記載内容に係る電磁的記録に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載し、又は記録し、相手方の了承を得る。

といったように、支払通知書等の記載事項が相手方に示され、その内容が確認されている実態にあることが明らかであれば、相手方の確認を受けたものとなります。

出典:《参考資料》⑥問67↑

出典:財務省説明会資料一部変更↓

インボイスと支払通知書等を一の書類で交付する場合

- 適格請求書等保存方式においては、仕入明細書による仕入税額控除も認められ、**適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付することも認められる。**
- 例えば、小売業者が商品を仕入れ、その物流につき小売業者が担って卸売業者にその費用を請求（小売業者の売上げ）する場合、**小売業者は「商品の仕入れ」については「買い手」となり、「物流の役務提供」については「売り手」となる。**この点、これらの取引の税率、対価の額及び消費税額等について、小売業者が作成する一の書類に記載する場合、
 - ・ 「商品の仕入れ」については、**買い手として「仕入明細書」**
 - ・ 「物流の役務提供」については、**売り手として「インボイス」**
 を作成することとなり、**それぞれの記載事項が必要***となる。

※ 対価の額と消費税額等について、**相殺後の金額のみの表示とすることはできない**ことに留意。

（イメージ）卸売 B 社から小売 A 社が商品を仕入れ（B 社に売上が立つ取引）、A 社が配送を担う場合（A 社に売上が立つ取引）について、まとめて 1 枚の支払通知書を A 社から交付するケース

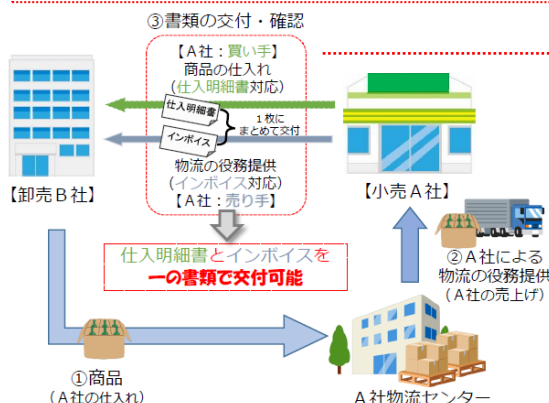
相殺後の金額のみの表示は不可

A 社は、B 社からの「商品の仕入れ」につき、「仕入明細書」対応として、売り手である取引先 **B 社の登録番号**を記載する必要

A 社は、B 社に対する「物流の役務提供」につき、「インボイス」対応として、売り手である **A 社自身の登録番号**を記載する必要

【買い手】としての「仕入明細書」、【売り手】としての「インボイス」のいずれの記載事項も必要となることから、

- ・ 「商品の仕入れ」に係る税率、対価及び消費税額等
- ・ 「物流の役務提供」に係る税率、対価及び消費税額等をそれぞれ記載する必要



B社 御中
登録番号T123456...

支払通知書
《4月分》

〇年〇月〇日

A社
登録番号T987654...

支払金額合計 218,000円

※送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済とします

合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000	8,000	
10%対象		110,000	11,000	
控除金額 (10%対象)	4月分 物流費	金額	10,000	
		消費税等	1,000	

日付	取引	伝票番号	支払金額（税抜き）	
4/1	仕入	123	8%	2,000
			10%	600
4/4	仕入	789	10%	30,000
				

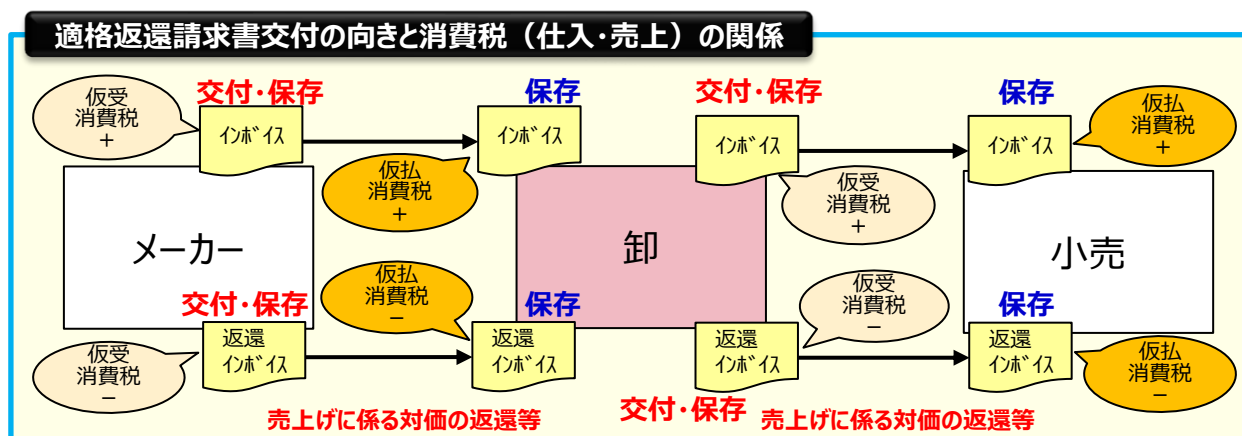
I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

8. 適格返還請求書（返還インボイス）の記載事項等について

8-1. 適格返還請求書の交付

適格請求書発行事業者は、**返品、値引、割戻し等の売上げに係る対価の返還等を行う場合**、その売上げに係る対価の返還を受ける課税事業者に対して、必要事項を記載した「**適格返還請求書（返還インボイス）**」を**交付しなければなりません**。

なお、**適格返還請求書の交付についても、適格請求書と同様に仕入明細書による対応が可能です**。



売上げに係る対価の返還等とは（国税庁ホームページより）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6359.htm>

国内で行った課税資産の譲渡等に該当する取引に基因して支払われる次のものになります。
ただし、輸出取引など消費税が免除される取引に基因して支払われるものを除きます。

- (1) 返品
- (2) 値引き
- (3) 事業者がその直接の取引先に支払う割戻し
この他、間接の取引先(商品等の卸売業者、製造業者等)に支払う飛越しリベート等とされるもの
- (4) 海上運送事業を営む事業者が支払う船舶の早出料
- (5) 販売奨励金等のうち、事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の
販売数量、販売高等に応じて取引先に対して金銭で支払うもの
- (6) 協同組合等が組合員等に支払う事業分量配当金のうち、課税資産の譲渡等の分量等に応じた
部分
- (7) 課税資産の譲渡等に係る対価をその支払期日より前に支払を受けたこと等を基因として支払われ
る売上割引

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

8-2. 適格返還請求書の記載事項等

適格返還請求書の記載事項は、以下のとおりです。

適格返還請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上に係る対価の返還等を行う年月日及びその売上に係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上に係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）
- ③ 売上に係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上に係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上に係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上に係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

〇〇(株) 御中		請求書		(株)△△(株)			
● 10月分 お支払(2023年10月1日～31日)		登録番号:T1234567890123		作成日:2023年11月1日			
記載事項③		お支払金額 2,058円 (税込)		記載事項①			
商品名	日付	単位	税率	数量	単価	条件	金額
トマトジュース	10月1日	ケース	8%	1	3,000	1C 120	-120
日本酒	10月1日	バラ	10%	2	1,600	1B 400	-800
レモンジュース	10月2日	ケース	8%	3	3,000	1C 120	-360
ウイスキー	10月2日	バラ	10%	1	2,100	1B 600	-600
内訳	10%対象					1,540円	(消費税 -140円)
	8%対象					-518円	(消費税 -38円)

「売上に係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」記載について

年月日記載の他に、以下の記載も認められています。

- ① 年月記載
例. 2023年10月
- ② 課税期間の範囲内で一定の期間を記載
例. 2023年10月1～31日、2023年10～12月など。
- ③ 返品等の処理を合理的な方法により継続して行っている場合
当該返品等の処理に基づき合理的と認められる年月日を記載することとしても差し支えありません。
例. 「前月末日」又は、2023年10月31日、2023年10月
「最終販売年月日、最終販売年月」→ 2023年10月31日、2023年10月
(備考)
 - ・ 明細それぞれに年月日を記載せず、明細の「最終販売年月日、最終販売年月」の最新日付をどこか一箇所の記載でもよい。
 - ・ 課税期間より前に販売したものについては、課税期間前の年月日の記載でよい。
 - ・ 年月日が、適格請求書発行事業者の登録前の期間に属するものであるときは、適格返還請求書の交付義務はありません。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

8-3. 各記載事例等

買い手が作成する支払通知書、適格返還請求書と適格請求書の内容を一の書類で記載する方法等を以下に示します。

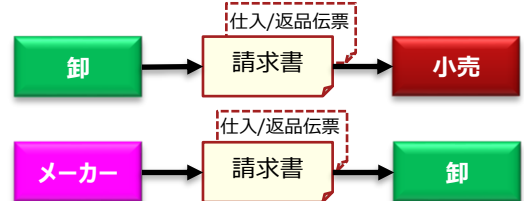
返品の場合の対応

- 適格返還請求書の記載事項は、相互の関連が明確な複数の書類により満たすことが可能です。
- 適格返還請求書と適格請求書の内容を一の書類で記載することも可能。**その場合、**対価の額と消費税額等については、（小売ごとに）継続適用を条件に、相殺記載が可能。**（消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算）

〇〇(株) 御中		請求書	2023年11月1日	
10月分請求 492円（税込）			(株)△△ (T1234567890123)	
合計	売上額	消費税額等		
8%対象	150	12		
10%対象	300	30		
納品日	伝票No	品名	金額(税抜)	備考
10/1	100	チョコレート※	100	
10/1	100	缶詰※	200	
10/1	100	日本酒	500	
10/10	200	飴※	-150	返品9/10
10/10	200	ビール	-200	返品9/20

※は軽減税率対象品目

いつの売上げに係る返品かを示す年月日が必要になる。
基となる売上げのない年月日の記載はできません。



継続適用を条件に、相殺記載が可能。
※相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う。
※上記条件以外の場合は、別途、控除(割戻し他)の金額と消費税額を税率ごとに記載しなければならない。

No.200 2023年10月10日				No.100 2023年10月1日			
返品伝票				仕入伝票(納品書)			
日付	品名	数量	金額(税抜)	品名	数量	金額(税抜)	
9/10	飴※	1	-150	チョコレート※	1	100	
9/20	ビール	1	-200	缶詰※	1	200	
※は軽減税率対象				日本酒	1	500	
※は軽減税率対象				※は軽減税率対象			

請求書の明細に代わり、仕入伝票と返品伝票の一体とした適格返還請求書でも可能。ただしこの場合、相互の関連性を示すために、例えば請求書上に仕入・返品伝票No等の記載が必要。

返品の場合の請求レス対応

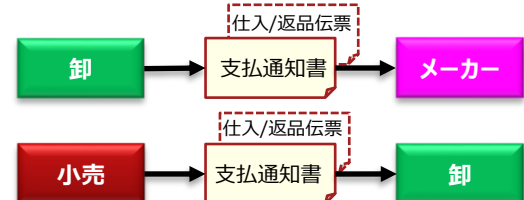
- 対価の返還等が行われた場合には、「買い手」が**適格返還請求書の記載事項を記載した支払通知書を作成し、「売り手」の確認を受けること**で、「売り手」の適格返還請求書の交付は不要。
- 支払通知書による仕入税額控除を行う場合、**対価の返還等（適格返還請求書）とそれ以外（支払通知書）の内容を、一の書類で記載することも可能。**その場合、**対価の額と消費税額等については、（小売ごとに）継続適用を条件に、相殺表示が可能。**（消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算）

(株)△△ 御中 (T1234567890123)		支払通知書	2023年11月1日	
10月分支払 492円（税込）			〇〇(株)	
→ 送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済とします。				
合計	売上額	消費税額等		
8%対象	150	12		
10%対象	300	30		
納品日	伝票No	品名	金額(税抜)	備考
10/1	100	チョコレート※	100	
10/1	100	缶詰※	200	
10/1	100	日本酒	500	
10/10	200	飴※	-150	返品9/10
10/10	200	ビール	-200	返品9/20

※は軽減税率対象品目

本来対価の返還等がある場合、「売り手」から適格返還請求書の交付を行う必要があるが、適格返還請求書の記載事項を記載した支払通知書を作成し、「売り手」の確認を受けることで足りる。

いつの売上げに係る返品かを示す年月日が必要になる。
売上げのない年月日の記載はできません。



継続適用を条件に、相殺記載が可能。
※相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う。
※上記条件以外の場合は、別途、控除(割戻し他)の金額と消費税額を税率ごとに記載しなければならない。

No.2002023年10月10日

返品伝票

日付	品名	数量	金額(税抜)
9/10	飴※	1	-150
9/20	ビール	1	-200

※は軽減税率対象

No.1002023年10月1日

仕入伝票(納品書)

品名	数量	金額(税抜)
チョコレート※	1	100
缶詰※	1	200
日本酒	1	500

※は軽減税率対象

支払通知書の明細に代わり、仕入伝票と返品伝票の一体とした適格返還請求書(支払通知書)でも可能。ただしこの場合、相互の関連性を示すために、例えば請求書上に仕入・返品伝票No等の記載が必要。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

9. 適格請求書の修正（修正インボイス）

適格請求書発行事業者が、適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付した場合（電磁的記録により提供を行った場合も含む）において、これらの記載事項又は記載事項に係る電磁的記録に誤りがあったときには、これらを交付した相手方（課税事業者）に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければなりません。

なお、記載事項に誤りがある適格請求書の交付を受けた事業者は、仕入税額控除を行うために、売り手である適格請求書発行事業者に対して修正した適格請求書の交付を求め、その交付を受ける必要があります（**自ら追記や修正を行うことはできません**）。

9-1. 修正した適格請求書の交付方法

修正した適格請求書の交付方法は、例として下記のいずれかの方法があります。

- ① 誤りがあった事項を訂正の上、改めて記載事項の全てを記載した書類を交付する方法
- ② 当初に交付した適格請求書等との関連性を明らかにしたうえで、修正した事項を明示した書類等を交付する方法

※買い手が修正事項の内容を踏まえた仕入明細書等を作成して売り手の確認を受ける対応も可能です。

【例】 当初の適格請求書において、10%対象の売上金額及び消費税額等が誤っていた場合

○ 当初の適格請求書

請求書< 4月分> ○年○月○日

●●（株）御中 (株)△△

登録番号:T123456...

月	日	商品	売上金額 (税抜)
4	3	菓子	※ 5,900
	4	酒	30,000
	7	菓子	※ 30,000
		...	
合計		売上金額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		100,000円	10,000円

※は軽減税率対象

誤り箇所

① 修正点を含め全ての事項を記載

請求書< 4月分・修正> ○年○月×日

●●（株）御中 (株)△△

登録番号:T123456...

月	日	商品	売上金額 (税抜)
4	3	菓子	※ 5,900
	4	酒	30,000
	7	菓子	※ 30,000
		...	
合計		売上金額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		110,000円	11,000円

※は軽減税率対象

修正箇所

② 修正事項のみを明示

<<修正事項の通知>> ○年○月×日

●●（株）御中 (株)△△

○年○月○日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

正

合計	売上金額	消費税額等
10%対象	110,000円	11,000円

誤

合計	売上金額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

(注) 当初の適格請求書と合わせて保存願います。

関連性を明記

交付を受けた事業者（買手）は、修正された適格請求書（①）のみ保存する。

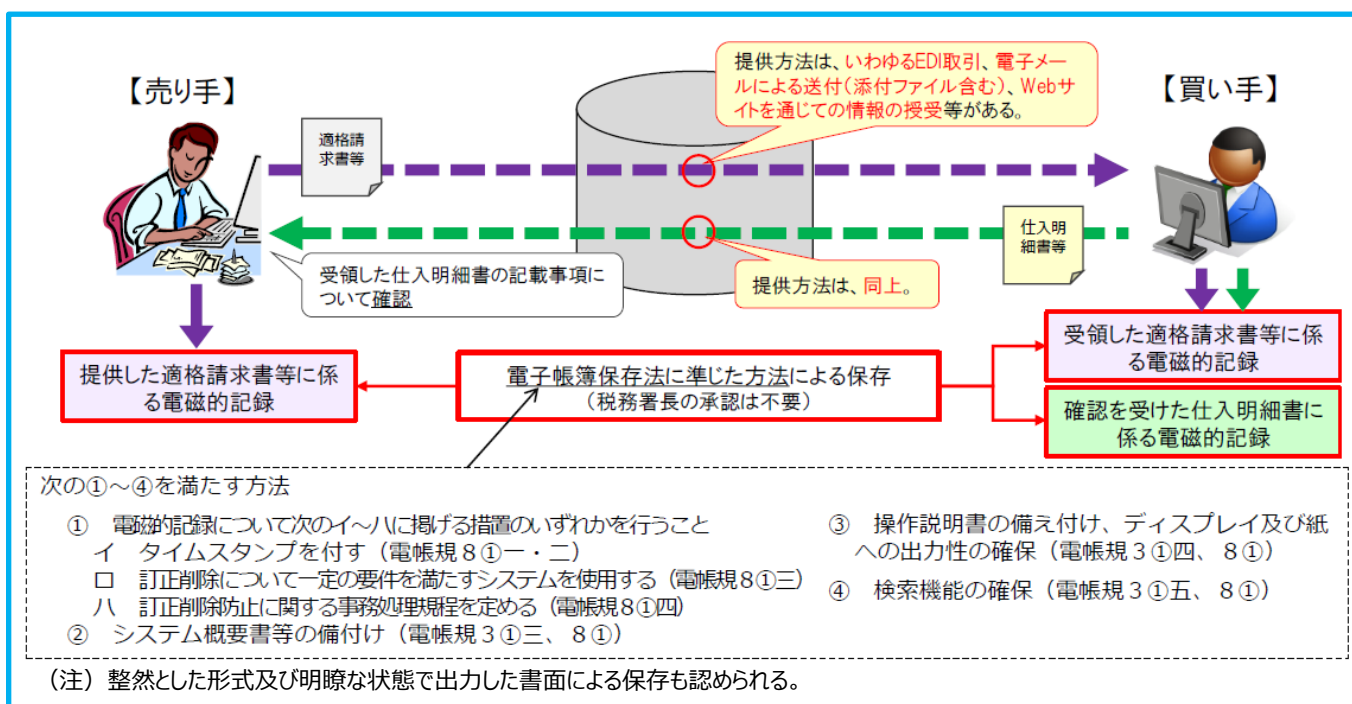
交付を受けた事業者（買手）は、当初の適格請求書と修正事項が記載された書類（②）を合わせて保存する。

(注) 修正した適格請求書等を交付した事業者（売り手）は、当初の適格請求書の写し及び修正した適格請求書等（①又は②）の写しの保存が必要となります。
また、交付を受けた事業者（買手）が仕入税額控除を行うためには、①の書類のみか、当初の適格請求書と②を合わせて保存することが求められます。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

10. 適格請求書等の電磁的記録による提供

- 適格請求書・適格返還請求書等は、**電磁的記録※による提供も可能**です。
※適格請求書に係る電磁的記録とは、適格請求書の記載事項を記録した電子データをいいます。
- 電磁的記録の提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供の他、例えば、以下の方法があります。
 - ・ EDI取引における電子データの提供
 - ・ 電子メールによる電子データの提供
 - ・ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供
- 提供した（提供を受けた）**電磁的記録は、電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となります。（税務署長の承認不要）
- 買い手側が作成する仕入明細書等の記載事項に係る電磁的記録については、売り手の確認を受けたものを電子帳簿保存法に準じた方法により保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。



※ 出典: 国税庁説明会資料

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

11. 適格請求書等の保存

11-1. 保存義務

適格請求書発行事業者（売り手）は、交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書に係る電磁的記録の**保存義務があります**。

また、**課税事業者（買い手）**は、適格請求書発行事業者から交付された適格請求書及び提供された適格請求書に係る電磁的記録を**保存する必要があります**。

【電子的に交付された請求書等の取扱い】

	現 行 (2019年10月1日～2023年9月30日)	適格請求書等保存方式導入後 (2023年10月1日～)
売り手	保存義務なし	保存義務あり
買い手	保存不要※	保存が必要

※ 適格請求書等保存方式導入までは、「請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある」として、帳簿に一定の記載をすることで、仕入税額控除が可能（消費税法基本通達11-6-3）。
よって、導入後は保存が必要となります。

11-2. 保存期間

適格請求書等の写しや電磁的記録は、**交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間**、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。

なお、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等についても、同様です。

11-3. 適格請求書等の写しの保存（売り手の留意点）

- 「交付した適格請求書の写し」とは、交付した書類そのものを複製したものに限らず、その適格請求書の記載事項が確認できる程度の記載がされているものも含まれます。
例えば、適格簡易請求書に係るレジのジャーナル、複数の適格請求書の記載事項に係る一覧表や明細表などの保存が含まれます。
- 売り手は適格請求書を出力し書面で交付した場合、そのデータを電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができます（税務署長の承認必要）。
- 売り手は適格請求書を書面による交付に代えて、適格請求書データとして相手方に交付することができます。この場合、適格請求書データは、「電子帳簿保存法」に規定する保存方法に準じて保存する必要があります（税務署長の承認不要）。
- 具体的保存方法として、タイムスタンプを付す、記録事項の訂正若しくは削除についての要件を満たすシステムを使用する、又は訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を定めるといった措置が必要になります。
- 保存に際しては、システム仕様書等の備付けを行い、電磁的記録を速やかに出力できるようにし、取引年月日等を検索条件として設定できるようにするなど一定の要件を満たす必要があります。
- 提供した電磁的記録は、クラウド上に電磁的記録を保存することもできます。
- 適格請求書発行事業者（売り手）は、提供した電磁的記録を紙に印刷して保存することもできます。この場合、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

11-4. 適格請求書及び支払通知書の保存（買い手の留意点）

- 適格請求書など請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（P.12参照）を除き、一定の事項を記載した帳簿及び売り手が交付した請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- 買い手が作成する一定事項が記載された支払通知書を保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができます。
その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売り手）のものとなる点や、課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要となります。
- 適格請求書発行事業者（売り手）より提供された電磁的記録を紙に印刷して保存することもできます。
この場合、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります。

11-5. 電子帳簿等保存制度（電子帳簿保存法）

① 電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、**納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点**から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。
- ただし、**改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点**から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

① 電子帳簿等保存

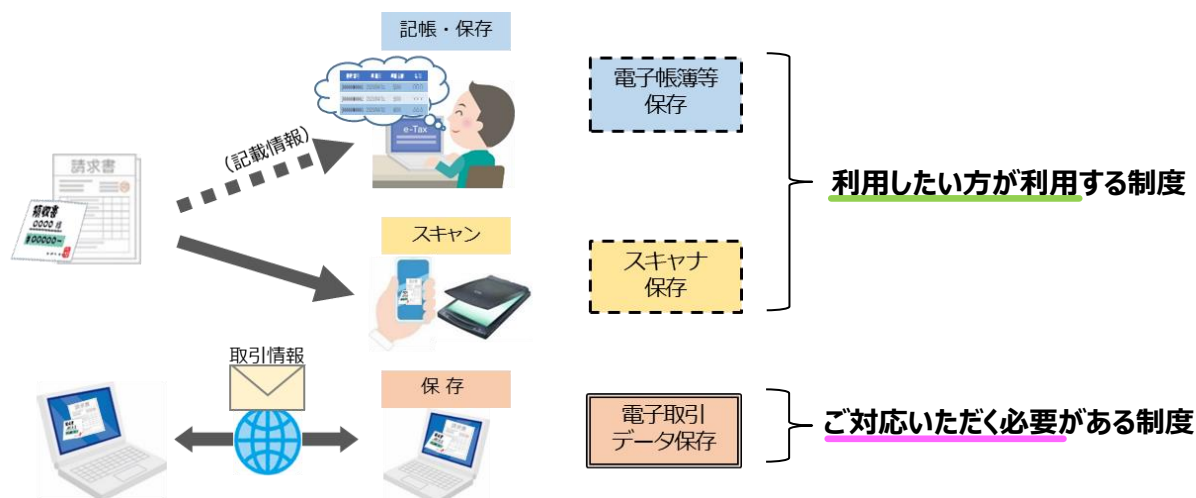
帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち**自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているもの**については、一定の要件の下、**データのままで保存等ができる**。

② スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下で**スマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができる**。

③ 電子取引データ保存

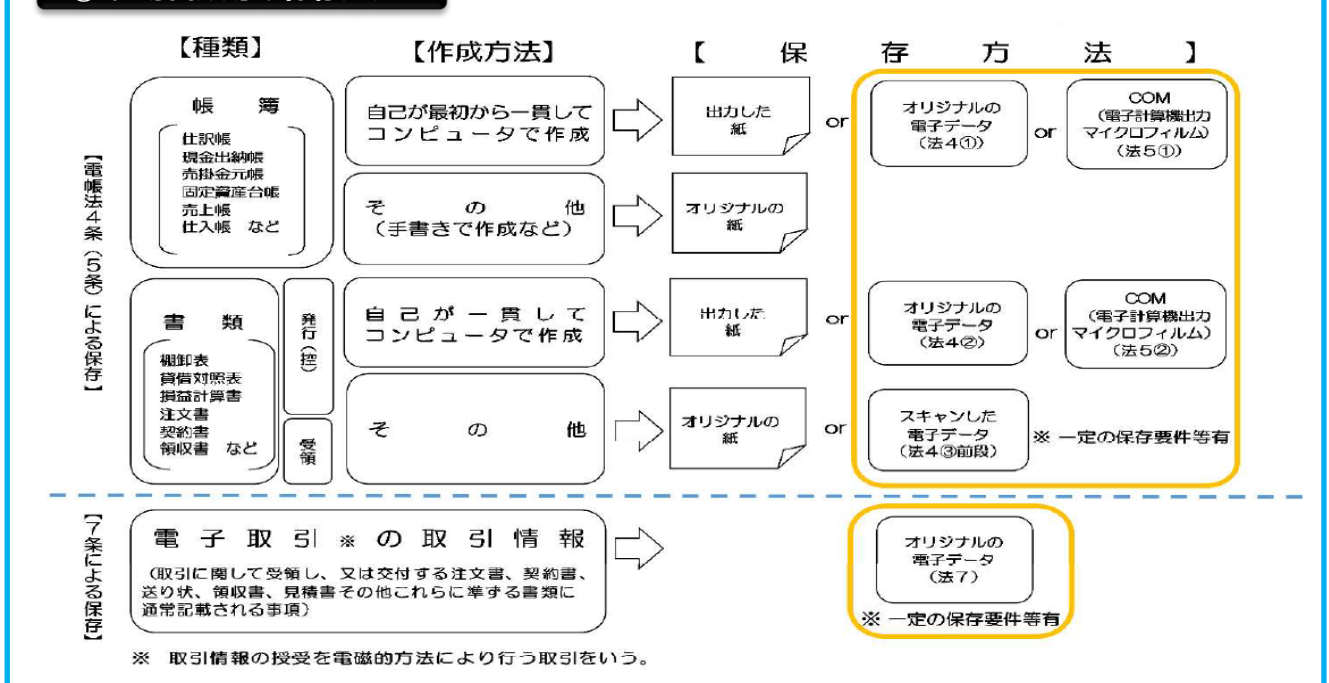
所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、**取引情報のやりとりをデータで行った場合**には、一定の要件の下、**やりとりしたデータを保存することが必要**。



※ 出典:国税庁HP掲載資料

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

② 帳簿書類等の保存方法



※ 出典:《参考資料》⑧P.3↑

※ 出典:国税庁HP掲載資料

③ 電子帳簿等保存制度の見直し（2022年1月1日以降適用）

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する観点から以下の見直しを行う。

(1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い現行の電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要。	承認制度を廃止し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること	所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿 ^(※1) について改正前の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する ^(※2) 。 (※1) 所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。 (※2) ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減しない。
③	②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存。	モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（改正前のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、電子データのまま保存することを可能とする（紙を印刷しての保存は不要）。

○ 青色申告特別控除の取扱い【改正前】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円

【改正後】上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要。

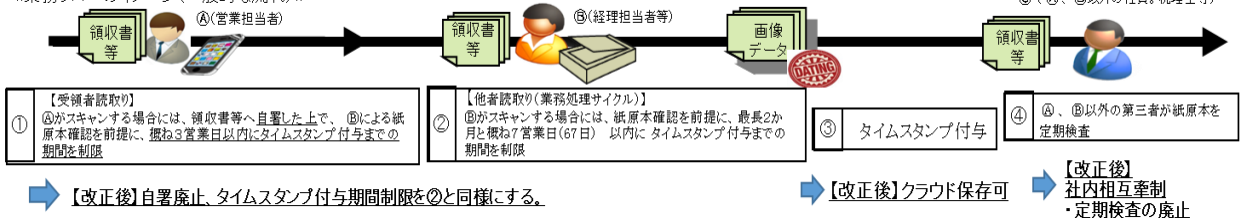
I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

(2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度（スキャナ保存制度）については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に税務署長の承認が必要。	承認制度を廃止し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 (※) 要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない（有恕あり）取扱いとする。
②	原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には受領者が自署 ・経理担当者がスキャンする場合は最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与（営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内） ・紙の原本とスキャナ画像とが同一であることを社内や税理士等がチェック（社内相互牽制・定期検査）	・領収書への自署は廃止 ・タイムスタンプ付与までの期間は最長約2ヶ月以内に統一（電子取引も同様） ・訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化 ・紙の原本とスキャナ画像との同一性チェック（社内相互牽制・定期検査）は不要化
③	改正前の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない（例：定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない）。	要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、 重加算税を10%加重 （電子取引についても同様）

《業務フローのイメージ（一般的な流れ）》



(3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

【改正前】電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定
- ③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定

【改正後】①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する。

保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする（電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様）。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。

(注) 上記の見直しと併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、改正前は、電子データを書面で出力して保存することが認められているが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない（有恕措置あり※1）こととする。

(※1) 「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための有恕措置の整備」により、2022年1月1日から2023年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報にかかる電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示または提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる（令和4年度（2022年度）税制改正の大綱）《参考資料》⑬）。

➡ **消費税では、2023年10月インボイス制度開始後も引き続き電磁的記録を出力書面に出力して保存することが可能（インボイスの保存）。**

※ 出典：国税庁HP掲載資料/一部変更

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

④ 電子帳簿等保存における留意点

(1) 制度の対象となる帳簿の範囲（法4①、規2①）【帳簿等】

- 訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば電子データでの保存が可能になった。
 - ① モニター・説明書等を備え付けている
 - ② 当局による「ダウンロードの求め」に応じることができる
- ただし、申告所得税・法人税に関する帳簿のうち電子保存が可能なものは、**正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って作成されている帳簿のみ**に限定されている。

申告所得税 法人税	「正規の簿記の原則」に従って整然かつ明瞭に記録されている帳簿のみ対象 ⇒ 貸借対照表(B/S)まで作れる帳簿であることが必要
その他	全ての帳簿を電子保存可能

(2) 「ダウンロードの求め」に応じることの意義（取扱通達4-14）【帳簿等、スキャナ、電子取引】

- ①税務職員からのダウンロードの求めに応じられる状態で電子データの保存等を行い、かつ、②実際にダウンロードの求めがあった場合にはその求めに応じることを行う。
- 職員が求めた**全ての電子データ**の提出に応じる必要があり、そのデータにおいて**通常出力可能な範囲で、求めに応じた方法**（例えば出力形式の指定）で提出する必要がある。
（満たさないケースの例）
 - ・ 求められた帳簿データのうち、一部について電子データの提出に応じられない/応じない
 - ・ CSV形式で出力できるにもかかわらず、検索性等に劣る他の形式で提出する

(3) 優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置（法8④、規5）【帳簿等】

- 所得税・法人税・消費税に関する帳簿について、モニター・説明書等の備付け等の基本的な事項に加え、**①～③の全て**を備えている場合には、**その帳簿に関連する過少申告**があっても過少申告加算税が5%軽減される。
 - ① 訂正削除履歴の保存
 - ② 帳簿間の相互関連性
 - ③ 取引等が日付・金額・相手方に関する検索機能

《 注意点 》

- 適用を受けるためには**作成すべき帳簿全てについて上記①～③を満たす必要**がある（帳簿QA問36）
（注）所得税・法人税については青色申告帳簿全てであり、仕訳帳・総勘定元帳のみならず、売掛帳・買掛帳・固定資産台帳なども要件を満たすことが必要
- **帳簿に関連のない非違**（例：個人の一時所得・所得控除に関する非違）は軽減措置の対象外（取扱通達8-2）
- 軽減措置の適用を受けるためには、**あらかじめ届出書を提出している必要**がある（取扱通達8-4）

（注）具体的には、その国税の法定申告期限までに届出を提出してください。

※ 出典:国税庁HP掲載資料

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

⑤ スキャナ保存に関する留意点

(1) スキャナ保存におけるタイムスタンプ付与に代えられる措置（取扱通達4-28）【スキャナ】

解像度・バージョン管理・帳簿相互関連性などの要件に加え、以下の要件を満たすことが必要。

【改正前】各データへのタイムスタンプ付与。

【改正後】タイムスタンプ付与又はスキャンによるデータ入力・保存が法令上の期限内に行われたことを客観的に確認できる場合には**タイムスタンプ付与に代えることが可能**。

タイムスタンプ付与の代替要件なので

「ある時点以降に変更を行っていないことの証明」というタイムスタンプが果たす機能が必要。

以下を通じて、データ入力・保存が法令上の期限内に行われたことを**客観的に担保**できる仕組み

- 自社システムから時刻の改ざんが不可能
- 時刻データはNTPサーバ（ネットワーク上で現在時刻を配信するサーバ）と同期して取得
- スキャンデータが保存された時刻記録や、その時刻が変更されていないことが確認できる

（注）これらを満たすものとして、通達では「他者が提供するSaaS型クラウドサービス」を例示。

(2) スキャナ保存データ等に関して仮装隠蔽があった場合の重加算税10%加重【スキャナ、電子取引】

加重対象となる不正の例（通達8-21）

スキャナ保存	電子取引データ保存
・ 保存しているスキャナデータを直接改ざんした場合 ・ スキャナ保存される前の紙段階で不正があった場合 ・ 通謀等により相手方から受領した架空の請求書等をスキャナ保存している場合	・ 保存している電子取引データを直接改ざんした場合 ・ 電子取引データの作成段階で不正があった場合 ・ 通謀等により相手方から受領した架空の電子取引データを保存している場合

※ 出典：国税庁説明会資料

⑥ 電子取引データ保存に関する留意点

(1) 令和4年1月1日以降にやりとりした電子取引データの保存に関する要件【電子取引】

1. 真実性の確保（改ざん防止）

※以下のいずれかを満たす

- ① タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- ② 保存するデータにタイムスタンプを付与する
- ③ データの授受・保存を訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う
- ④ 不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する

+

2. 可視性の確保

※以下を全て満たす

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

注意

従来のように**やりとりしたデータを紙出力した書面のみ**を保存する方法は認められておらず、**やりとりした電子取引データ自体を上記要件を満たして保存する必要があります**。

ただし、**令和5年12月31日までに**行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば**差し支えない（事前申請等は不要）。

令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要になるので、そのために必要な準備をお願いします。

※ 出典：国税庁HP掲載資料

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

⑦ 検索要件の充足方法

(1) 検索要件の概要（規則 2 ⑥六ほか）【帳簿等、スキャナ、電子取引】

電子帳簿等保存(※)スキャナ保存・電子取引データ保存のいずれにおいても、①～③の条件を**全て満たす形で**検索要件を充足することが必要。

条件① 取引等の「日付・金額・相手方」で検索ができる

条件② 「日付・金額」について範囲を指定して検索ができる

条件③ 「日付・金額・相手方」を組み合わせで検索ができる

(※) 優良な電子帳簿の要件を満たさない「その他の電子帳簿」は含まない

(2) 検索要件の充足方法に関する例外

例外 1

電子取引

電子取引データ保存については、一定の要件のもと以下の方法でも可（取扱通達4-12）

(1) 規則的なファイル名を付す方法

データの**ファイル名**に規則性をもって所定の項目を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、**フォルダの検索機能**が活用できる。

(規則性を有したファイル名の例)

	20210131_110000_(株)霞商店.pdf
	20210210_330000_国税工務店(株).msg
	20210228_330000_国税工務店(株).pdf
	20211217_220000_(株)霞商店.msg

(2) 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で**索引簿**を作成しておくことで、**表計算ソフト等の機能**を使って検索できる。

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	(株)霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20211217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店(株)	領収書

例外 2

帳簿等

スキャナ

電子取引

- 保存データについて、質問検査権に基づいて当局が行う「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、**条件②③（範囲指定、組み合わせでの検索）は不要**。
- ただし、税務職員がダウンロードを求めたデータ**全て**について応じられること等が必要。

例外 3

電子取引

- 電子取引データ保存については、以下をいずれも満たす場合には、**検索要件自体を満たすことが不要**。
 - 当局が質問検査権に基づいて行う「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている
 - 2年前(2期前)の売上高が1,000万円以下

(注) 例外 1 については、スキャナ保存でも利用可能だが、検索要件以外の要件（例：バージョン管理）も満たす必要がある。

※ 出典:国税庁HP掲載資料

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

12. 仕入税額控除の要件（買い手）

- 適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書の交付を受けることが困難な一定の場合（P.35参照）を除き、**一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。
- 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています（P.37参照）。

12-1. 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、区分記載請求等保存方式の記載事項と同様です（相手方の登録番号の記載は不要）。

帳簿の記載事項

【帳簿の記載例】

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

勘定元帳（仕入）		（税込経理）	
××年 月日	摘要	税区分	借方(円)
10/31	△△(株) 10月分 酒類品	10%	88,000
10/31	△△(株) 10月分 食料品	8%	43,200

②

①

③

④

12-2. 請求書等の範囲

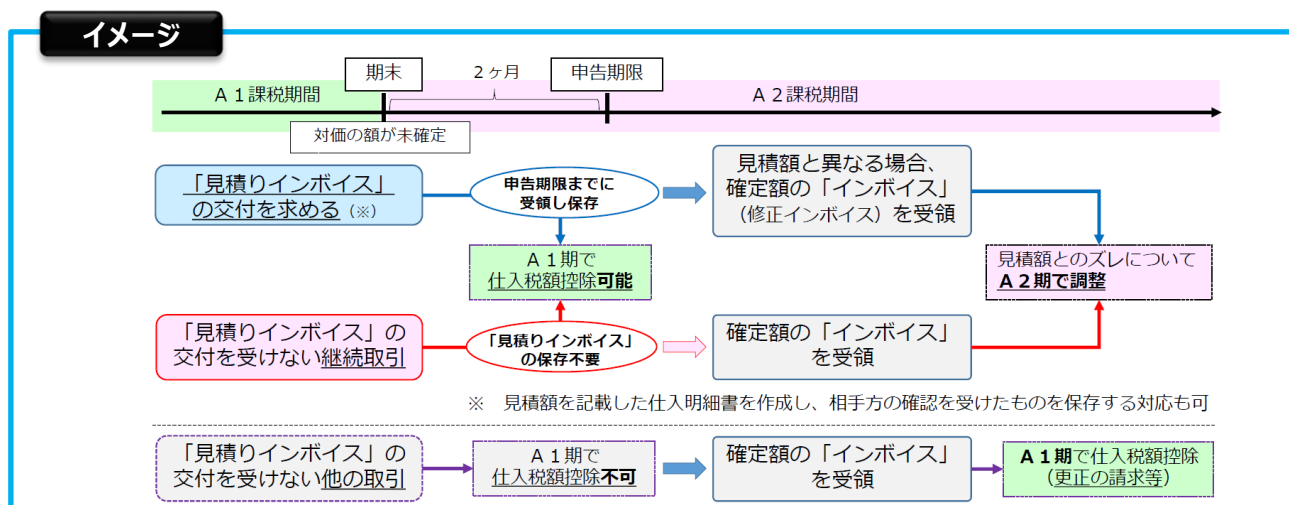
保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 支払通知書等（買い手側が作成する書類で一定の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

12-3. 課税期間の末日までに支払対価の額が確定しない時の仕入税額控除

- インボイス制度後は、仕入税額控除を行うためには、原則としてインボイスの保存が求められることとなります。しかし、現状において一部の水道光熱費などは、課税期間の末日までに請求書（検針票等）が届かず、対価の額が確定していないものとして見積りで仕入税額控除を行っているものがあるため、インボイス制度後は以下のとおりとなります。
 - （原則）**見積額を記載した適格請求書**（「見積りインボイス」）の交付を求め、これを**保存することで見積額での仕入税額控除が認められます**。その後、確定した額と見積額が異なる場合には、確定額の適格請求書（修正インボイス）を受領し、それを保存することとなります。
 - （例外）「見積りインボイス」の交付を受けられない場合は、電気・ガス・水道水の供給のような**継続して行われる取引**については、「見積りインボイス」の保存がなくとも、その後、**金額が確定した時に交付される適格請求書を保存することを条件として、見積額での仕入税額控除を認める**こととして取扱います。
- 見積りで仕入税額控除を行った金額と確定した金額とが異なるときには、その差額を確定した日の属する課税期間において、調整します。

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説



※ 出典:国税庁説明会資料

12-4. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除く）
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

備考

- ①の場合、公共交通機関である鉄道事業者から適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）を記載した乗車券の交付を受け、その乗車券が回収される場合は、一定の事項を記載した帳簿の保存で仕入税額控除が認められます。
- 適格請求書等保存方式の導入前においては、「3万円未満（税込）の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。

12-5. その他

- 現行では、メーカーから交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、**適格請求書等保存方式の導入後は、このような追記をすることはできません。**

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

13. 税額計算の方法（2023年10月1日以降）

13-1. 税額計算

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除するといった消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても変わりませんが、以下、選択できるようになります。

- ① 売上税額の計算に「積上げ計算」が選択できる：「適格請求書」等に記載のある消費税を積み上げて計算する。
- ② 仕入税額の計算に「割戻し計算」が選択できる：適用税率ごとに取引総額から割り戻して計算する。

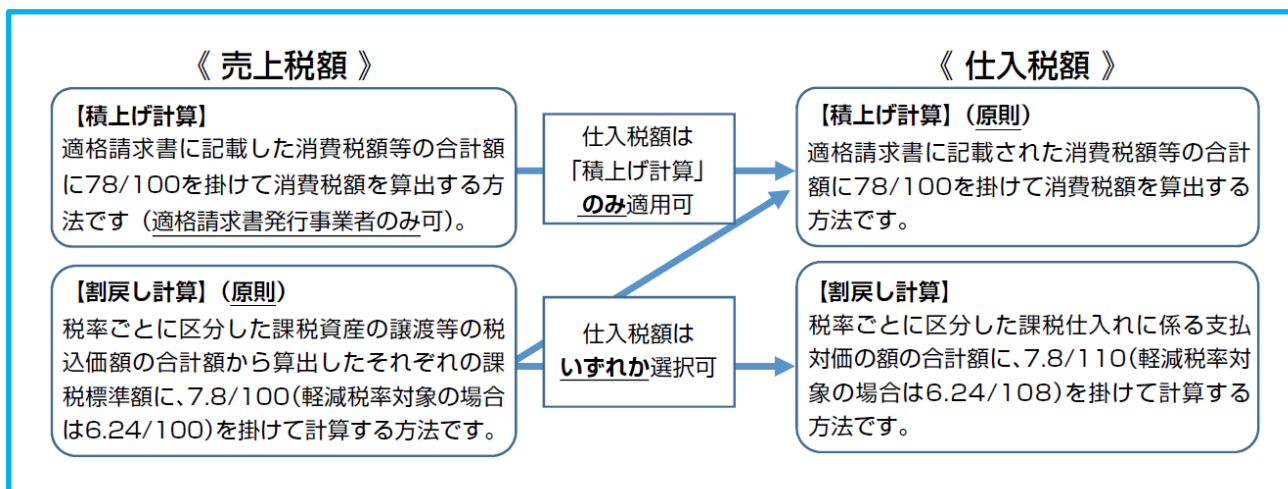


出典:《参考資料》⑤P.68～69

課税売上げに係る消費税額	課税仕入れに係る消費税額
原則（割戻し計算） 税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108分の100又は110分の100を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（6.24%又は7.8%）を掛けて課税売上げに係る消費税を算出します。 課税標準額 税率 ① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額 = 軽減税率の対象となる課税売上げの合計額(税込み) × $\frac{100}{108}$ × $\frac{6.24}{100}$ ② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額 = 標準税率の対象となる課税売上げの合計額(税込み) × $\frac{100}{110}$ × $\frac{7.8}{100}$ 課税売上げに係る消費税額 = ① + ②	原則（積上げ計算） 相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含みます）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に、100分の78を掛けて課税仕入れに係る消費税額を算出します（請求書等積上げ計算）。 課税仕入れに係る消費税額 = 請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額 × $\frac{78}{100}$ また、これ以外の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨て又は四捨五入します）を仮払消費税額などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。
特例（積上げ計算） 相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書（以下これらを併せて「適格請求書等」という）の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を課税売上げに係る消費税額とすることができます。 なお、<u>課税売上げに係る消費税額を「積上げ計算」により計算した場合、課税仕入れに係る消費税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。</u> 課税売上げに係る消費税額 = 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 × $\frac{78}{100}$	特例（割戻し計算） 税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、108分の6.24又は110分の7.8を掛けて算出した金額を課税仕入れに係る消費税額とすることができます。 なお、<u>割戻し計算により課税仕入れに係る消費税額を計算できるのは、課税売上げに係る消費税額を割戻し計算している場合に限られます。</u> ① 軽減税率の対象となる課税仕入れに係る消費税額 = 軽減税率の対象となる課税仕入れ(税込み) × $\frac{6.24}{108}$ ② 標準税率の対象となる課税仕入れに係る消費税額 = 標準税率の対象となる課税仕入れ(税込み) × $\frac{7.8}{110}$ 課税仕入れに係る消費税額の合計額 = ① + ②

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

13-2. 課税売上げに係る消費税額と課税仕入れに係る消費税額の計算方法



※ 出典:《参考資料》④P.16

【備考】

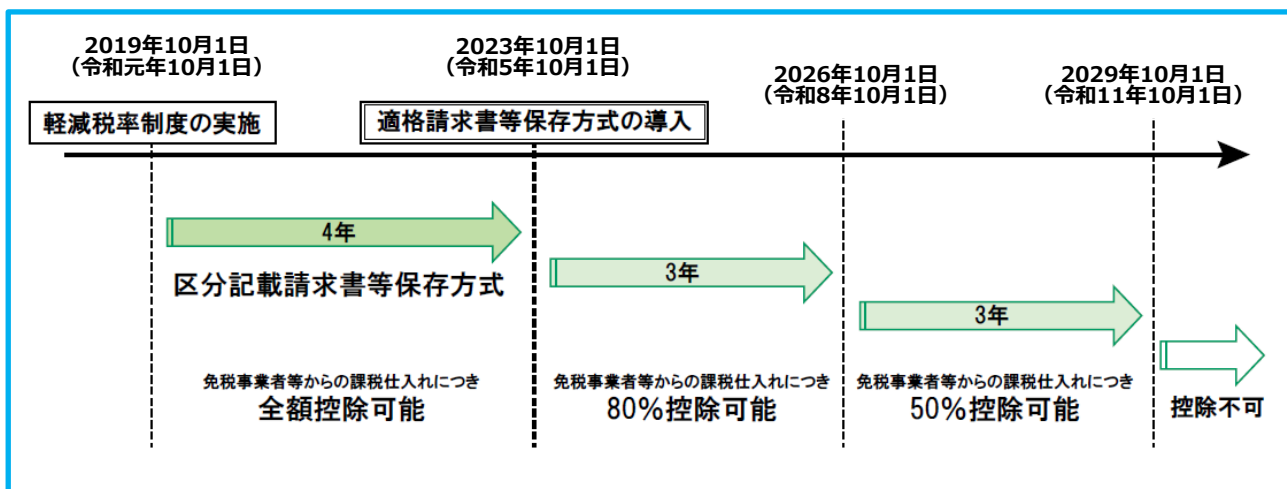
- **売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。**
- 課税売上げに係る消費税額の計算は、取引ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなどの併用が認められています。
- 課税仕入れに係る消費税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算を併用することは認められていません。

13-3. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下、免税事業者等）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、**制度導入後6年間**は、免税事業者等からの課税仕入れについても、**仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置**が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された**請求書等の保存及びこの経過措置の適用を受ける旨**（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。



※ 出典:《参考資料》⑤P.70

I . 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置適用の要件

次の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

(1) 帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

(2) 請求書等

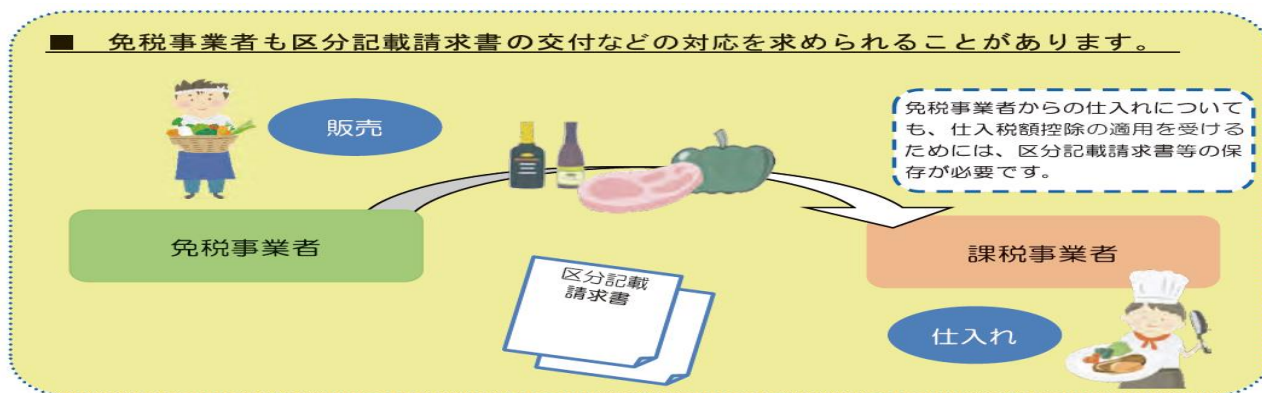
区分記載請求書等保存方式と同様の記載事項が必要。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

14. 免税事業者

- ① インボイス制度では、免税事業者はインボイスを交付することができないため、免税事業者から仕入れを行った場合、原則、仕入税額控除の適用を受けることができません。
- なお、適格請求書発行事業者であっても簡易課税制度を選択している事業者においては、仕入税額控除を適用するに当たっては、インボイスの保存が不要です。また、取引先が消費者のみの場合は、そもそもインボイスを求められることはないと考えられます。
- 免税事業者においては、こうしたことを踏まえ、自身の事業の実態から判断して適格請求書発行事業者となるかを検討する必要があります。
- ② 区分記載請求書等保存方式への対応



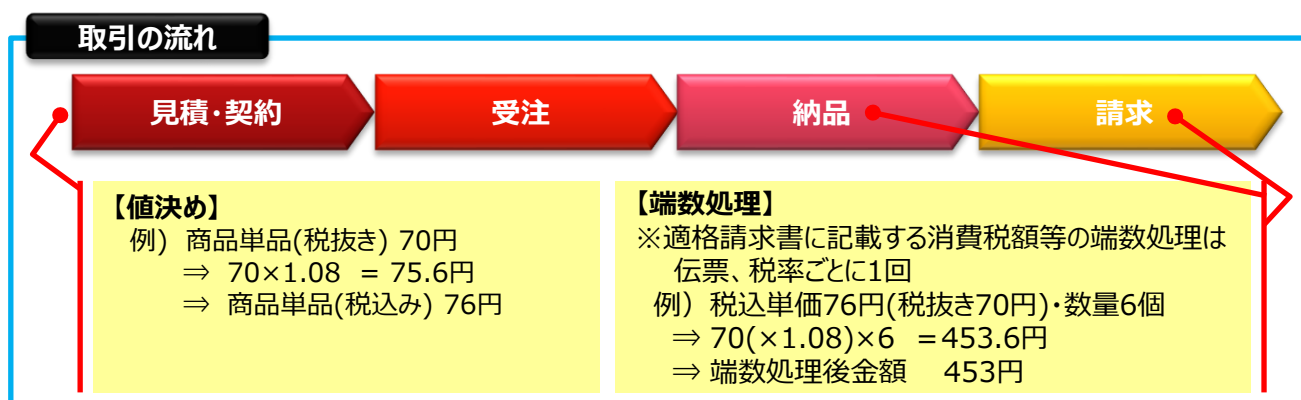
※ 出典:《参考資料》⑤P.72

- ③ 適格請求書発行事業者登録における経過措置
- 2023年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられているので、適格請求書発行事業者登録申請書を所轄税務署に提出する。
- （免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があるが、2023年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置（届出書の提出不要）がある。）
- ④ 適格請求書発行事業者（課税事業者）となる場合、簡易課税制度の適用を受けるかどうかを検討する。
- （簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度。具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率（例えば、卸売業は90%など）を掛けて計算した金額が仕入控除税額となる。）

I. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説

15. その他

- ① 適格請求書における「請求書鑑」等に記載する前回締めまでの請求残高、今回締め分までの入金額などに対する税額表記は不要です（今回の請求金額のみでよい）。
- ② 電子インボイスなどに必要となる要件項目を全て保存しなくとも、データ内に関連するコードなどと紐づく形式で、別保存（マスタなど）が認められています。ただしこの場合、マスタ変更などの履歴データ（その時点のマスタなど）を一緒に保存する必要があります。
また、請求書など（紙、データ）に記載する登録番号の代わりに自社取引先コードや業界取引先コード等を記載し、マスタなどで保持して関連付けがされ、照会できる様にした場合も同様です。
- ③ P.18記載例「相互の書類を一体としてインボイスとする場合」において、どちらか一方を（請求書又は納品書）電子インボイスとして保存することは、インボイス記載要件及び相互保管が担保されていれば、認められます。
- ④ 内税納価決定時の消費税計算（値決め）について
適格請求書の記載事項である消費税額等については、適格請求書とする納品書等の単位又は、請求書等の単位で税率ごとに端数処理は1回のみとされています。
見積りや契約時に、商品単品の値段を税抜きから税込みにする場合にも、実際は、端数処理をすることになりますが、それは、「値決め」であって、法で言う「端数処理」には該当しません。



（このページは意図的に空白にしています）

Ⅱ．具体的な対応

Ⅱ. 具体的な対応

はじめに

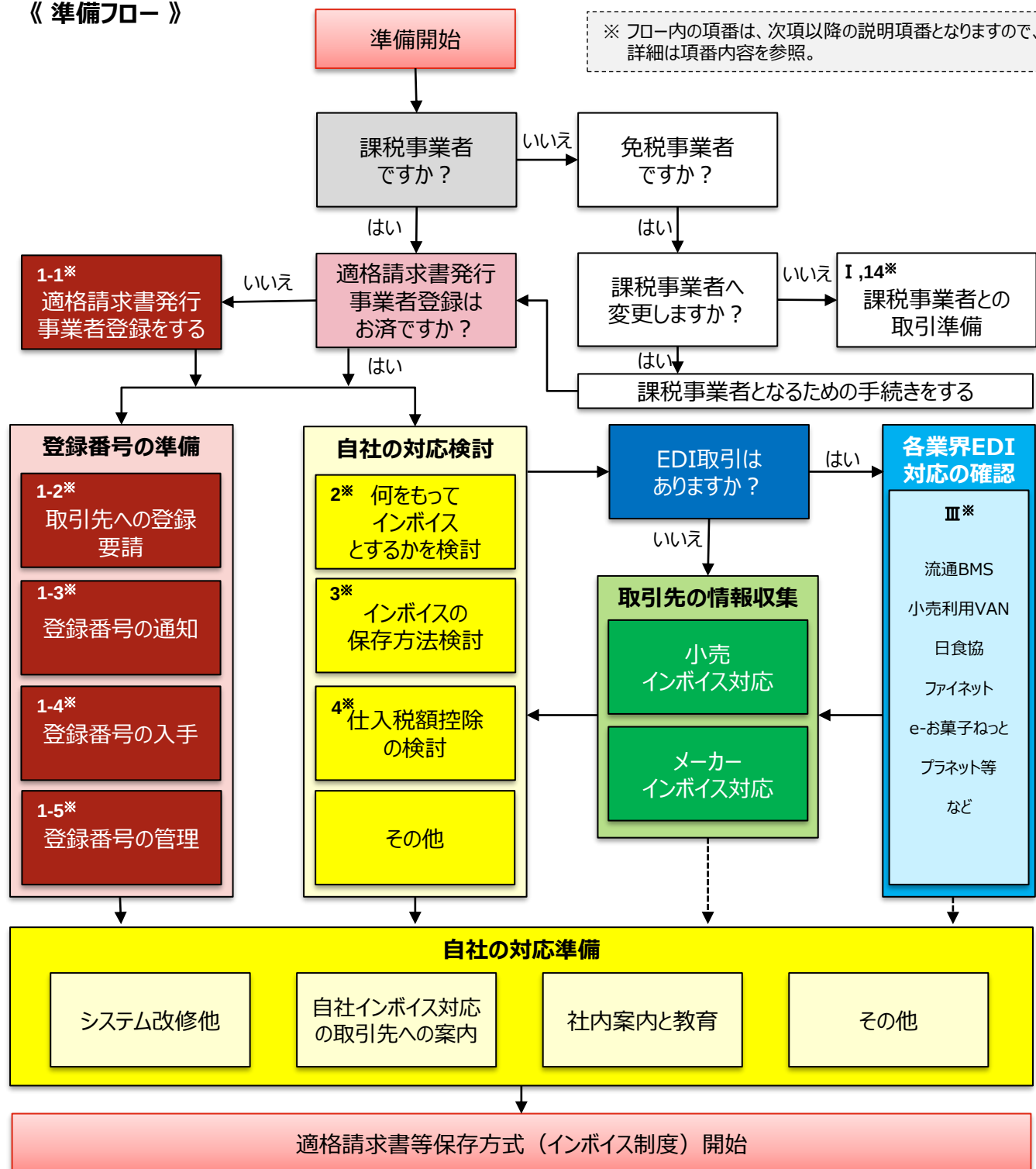
具体的な対応として、日食協にて推奨する対応方法をまとめました。

各社準備フローを参考にご準備ください。

なお、本書は、課税事業者を対象として取りまとめましたので、免税事業者の具体的な対応については、《参考資料》⑤、⑥を参照ください。

※ 以下、取引先は、メーカーと小売を示します。

《 準備フロー 》



Ⅱ. 具体的な対応

1. 適格請求書発行事業者の登録番号対応

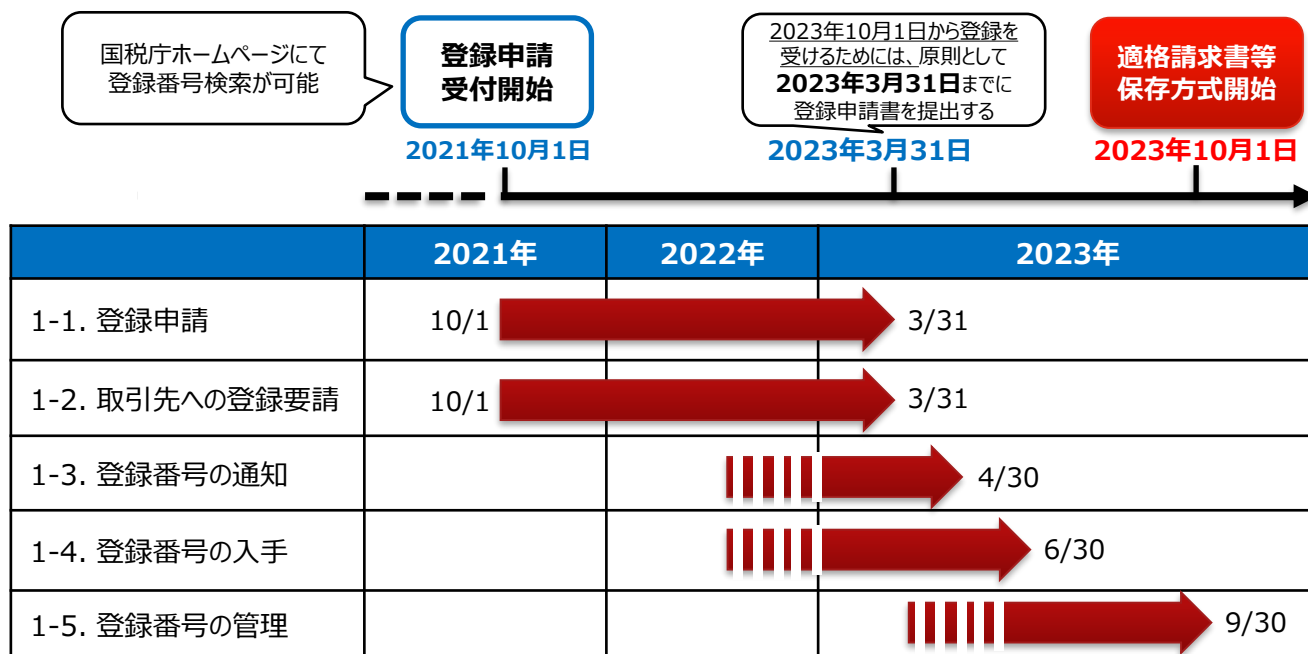
課税事業者は、適格請求書発行事業者の登録番号の取得と、取得した登録番号を各取引先へ案内するとともに、各取引先の登録番号を収集し、マスター等への登録等を行い、インボイス交付に向けた準備を行います。

なお、現状が売り手が交付する請求書のみで、買い手として仕入税額控除ができるのであれば、買い手は特に売り手の登録番号を管理する必要はありません。しかしながら、売り手が交付する請求書等に対し、買い手が交付する支払通知書等にて返品や違算を通知する場合は、売り手に代わり修正した適格請求書（修正インボイス）や適格返還請求書（返還インボイス）を売り手の確認を受けることを条件に、支払通知書に売り手の登録番号の記載が必要となり、自社の登録番号と売り手の登録番号を管理する必要があります。

よって、この場合、自社の登録番号のみならず、メーカーと小売の登録番号を管理しなければなりませんので、現状の取引実態に照らし合わせ、管理範囲及び方法をご検討ください。

以下、自社登録番号、メーカー登録番号、小売登録番号の取得と管理対応について取りまとめました。

《 スケジュール 》



1-1. 登録申請

「適格請求書発行事業者の登録申請書」は納税地を所轄する税務署長に提出します。また、登録申請書は、e-Taxにより提出することもできます。

登録申請は、**必ず2021年10月1日～2023年3月31日の期間に行います。**

できるだけ早めの登録申請を推奨します。

1-2. 取引先への登録要請

上記「1-1. 登録申請」と同様に**必ず2021年10月1日～2023年3月31日の期間に登録申請**を行うよう取引先に依頼することを推奨します。

1-3. 登録番号の通知

自社が取得した登録番号を遅くとも適格請求書等保存方式が開始される**5ヶ月前の2023年4月30日まで**に各取引先へ案内することを推奨します。

1-4. 登録番号の入手

- ① 取引先の登録番号を遅くとも適格請求書等保存方式が開始される**3ヶ月前の2023年6月30日まで**に、通知してもらえるよう依頼することを推奨します。

Ⅱ. 具体的な対応

② 国税庁ホームページからの入手

国税庁ホームページにおいて、登録処理後順次公開されますので、登録番号を基に検索し、閲覧します。しかしながら、登録番号が分からないと画面から検索できません。

別の方法として、ダウンロード機能が提供されていますので、CSV・XML・JSON形式のデータ及びWeb-API機能により入手することもできます。

詳細は、国税庁ホームページ参照（<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp>）。

国税庁ホームページでの公表方法と公表事項

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項は、国税庁のホームページにおいて公表されています。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が国税庁のホームページにおいて公表されています。

具体的な公表事項については、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 登録年月日
- ③ 登録取消年月日、登録失効年月日
- ④ 法人（人格のない社団等を除く）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ⑤ 特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地。

さらに、上記の事項以外に、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」において主たる屋号や主たる事務所の所在地について、公表の申出のあった個人事業者等にあつては、これらの事項も公表されています。

1-5. 登録番号の管理

入手した登録番号をシステム上のマスター又は書類として保存し、適格請求書（インボイス）交付時に必要となりますので、管理方法を検討のうえ準備します。

① マスター管理

仕入先（メーカー）マスター、得意先（小売）マスター等に登録番号（13桁）の項目を用意し、適時追加・変更ができるよう準備します。

【備考】

マスター項目のシステム改修にあたっては、登録番号項目の他に、以下の項目が必要になる場合がありますので、もし既存のマスターにない場合は、必要可否を検討のうえ準備します。

- ・免税事業者等かの判別 → 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置適用の判別等（P.37）
- ・適格請求書発行事業者である期間（特に登録取消年月日、登録失効年月日）

② 書類管理

システム上でマスター等の管理ができない場合は、登録番号台帳等を用意し、適格請求書（インボイス）作成時にいつでも参照できるように準備します。

備考

- 売り手が適格請求書発行事業者でなくなった場合は、速やかにマスター又は台帳を修正する必要があるほか、事後的な確認を行うために、売り手が適格請求書発行事業者である期間を確認できる措置を講じておく必要があります。
- 新規取引先の場合、基本契約書等に登録番号を記載等することで、登録番号の入手が容易になりますので、ご検討ください。

1-6. その他

取引先への登録番号の通知と登録要請に関する依頼文の例を最後に添付しておりますので、参考にしてください（P.91）。

Ⅱ. 具体的な対応

2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

取引当事者間で事前に「何をもってインボイスとするか」を取り決めておくことが、インボイス制度に対応するうえで、取引を円滑に進めるための前提となります。

当協会として、卸と取引先（メーカー・小売）間のインボイスについて次のとおり整理しました。

取引内容をインボイスの**交付単位**としてグルーピングし、それぞれの基本的な**交付パターン**（何をインボイスとするか）を整理しています。各社の取引先との請求・支払状況に照らし合わせ、最適なインボイス交付をご検討ください。

2-1. 基本方針

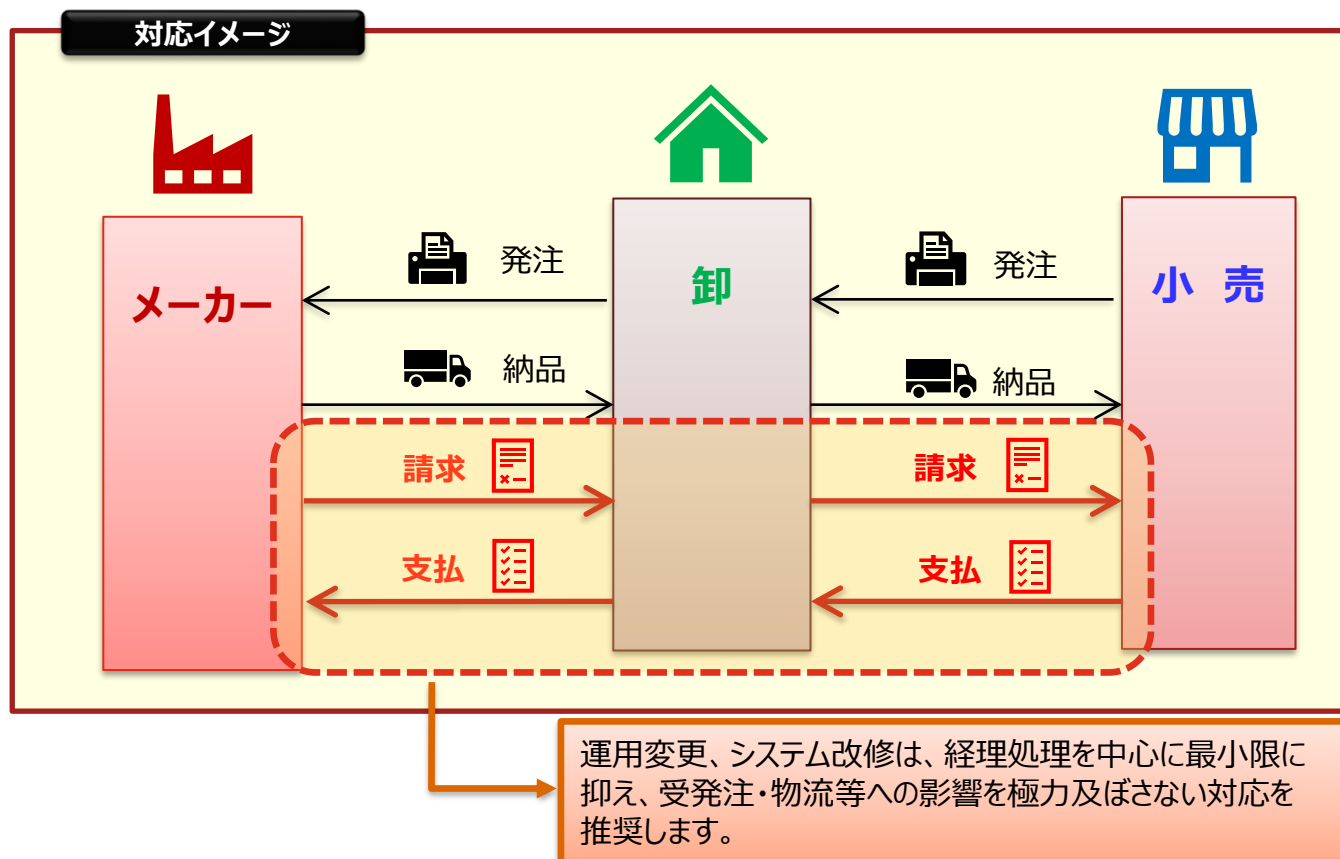
卸とメーカー、小売との取引におけるインボイスは**請求書及び支払通知書**とし、それぞれその要件を具備する。

受発注・物流等、日次業務の運用への影響を極力及ぼさない対応とします。

日々の納品伝票等も当然ながらインボイスとなり得る重要な証票ですが、業界の特徴として、非常に膨大なアイテム数を多頻度で扱い、かつ日々継続的に取引されている現状から、個々の納品伝票類にすべてインボイス要件を記載することは運用大きな負担であり、また、システム改修が膨大になることから、現状にそぐわないと判断しました。

もちろん、納品伝票等を取引確定の証票として位置づけ、それをインボイスと位置づける商慣行があることは認識していますが、本書では、納品伝票等を単体としてインボイスとすることは、例外として取扱います。

なお、請求書等と納品伝票等を一括としてインボイスとする場合もありますが、納品伝票等の単体は、本書における整理においては対象外とします。



Ⅱ. 具体的な対応

2-2. メーカー⇔卸間

(1) 交付単位

取引実態に照らし、**A.品代、B.割戻し・リベート類、C.役務の提供の3単位**を交付単位として以下に整理しました。

交付単位	交付元	インボイス	インボイスの内容
A 品代	メーカー	請求書	品代に関する適格請求書 返品に関する返還インボイス 単価の修正（即引リベート）
	卸	支払通知書	卸確定の支払通知（インボイスの買い手交付） メーカーの請求に関する修正インボイス 返品に関する返還インボイス
B 割戻し リベート類	卸	請求書	値引、割戻し、リベート等の返還インボイス
	メーカー	支払通知書	卸の請求に関する修正インボイス メーカー確定のリベート通知（返還インボイス）
C 役務の提供	役務の提供者	請求書	役務の提供に関する適格請求書 （直送運賃・展示会コマ代・在庫保管料 等）
	受益者	支払通知書	役務の提供を受けた場合の支払通知書 （インボイスの買い手交付）

- 交付単位Bの割戻し・リベート類は、卸の仕入れの減（メーカーの売上げの減）とするものであり、返還インボイスに該当します。
- 交付単位Cにおいては、役務の提供者が交付するインボイスに他の交付単位の内容を含めて交付する場合がありますと想定されます。
この場合、卸が交付単位Bのリベート等を役務の提供の請求書に含めて交付する時には、卸とメーカー双方の仕入税額控除の要件として下記の記載が必要です。
 - ① 卸とメーカー双方の登録者番号
 - ② 役務の提供とリベート等に関するそれぞれの「税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率」と「税率ごとに区分した消費税額」を記載。

Ⅱ. 具体的な対応

(2) 交付パターン

- 交付パターンは①請求書のみ、②請求書と支払通知の一括、③支払通知のみの3パターンに整理しました。
- 現状②が一般に行われている取引慣行であり、返品や違算（返還・修正）についても支払通知書に記載されることが多いという実態を鑑み、**交付パターン②を推奨します**。

交付 パターン	インボイス	内 容	備 考
①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。基本的に違算が発生しない場合。	違算が発生する場合は次月以降の請求書で修正されることが前提。
②	請求書 + 支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。	リポートの修正(差異)通知も支払通知となります。請求書と支払通知書との相互の関連性※の明記が必要。
③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。	卸の仕入れデータに基づく品代精算。年間リポート等のメーカー通知による精算等。

相互の関連性

請求書と支払通知書を一括でインボイスとするためには、相互の関連性を明示する必要があります。例えば支払通知書に対象請求書の請求書Noを記載する、又は支払通知書に対象となる請求金額を記載する等。
※P.57「2-6.①相互の関連性について」参照。

修正インボイス

継続的取引における請求及び返還等に対する修正インボイスは、次月以降のインボイス上で行い、都度の修正インボイスは交付しないことを基本とします。（単月請求は除く）

リポート請求に対するメーカーからの支払通知に関する課題

商慣習として、メーカーのセールス決済において事後的に契約が成立するリポートが存在します。当該リポートに関し、卸からの請求に誤りがあった場合、メーカーからの差異通知等（修正インボイス）に基づき卸側のデータを修正することがあります。この差異通知等については、メーカーによりセールス個別対応となっており、その様式（紙・メール・口頭等）においては記載事項を含め、インボイス制度上の課題が多いと認識しています。

よって、メーカーにインボイスとしての支払通知書の交付を要請する、又は卸側で要件を整えた差異通知フォーマットを用意する等、メーカーと運用に関する確認と検討が必要です。

Ⅱ. 具体的な対応

(2) 交付パターン (続き)

交付単位別推奨パターン

卸が正しく仕入税額控除を行うため、交付単位ごとに当協会が推奨するインボイス交付パターンを提示致します。

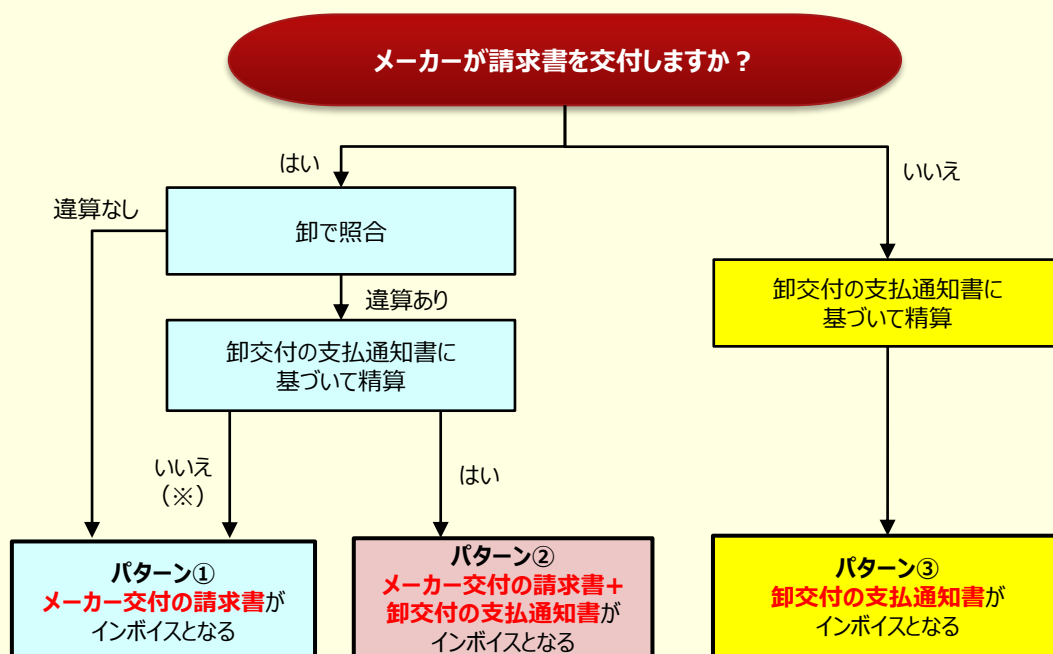
実務上は推奨パターン以外をインボイスとする場合もありますので、メーカーと最適なパターンをご検討ください。

◎ 推奨パターン

交付 パターン	インボイス	交付単位		
		A (品代)	B (割戻し・リベート)	C (役務の提供)
		交付元	交付元	交付元
①	請求書	メーカー	卸	◎ 提供者
②	請求書 + 支払通知書	◎ メーカー (請求書) + 卸 (支払通知書)	◎ 卸 (請求書) + メーカー (支払通知書)	◎ 提供者 (請求書) + ◎ 受益者 (支払通知書)
③	支払通知書	卸	メーカー	受益者

次のフローを参考に、現状のメーカーとの請求・支払状況に照らし合わせ、対応をご検討ください。

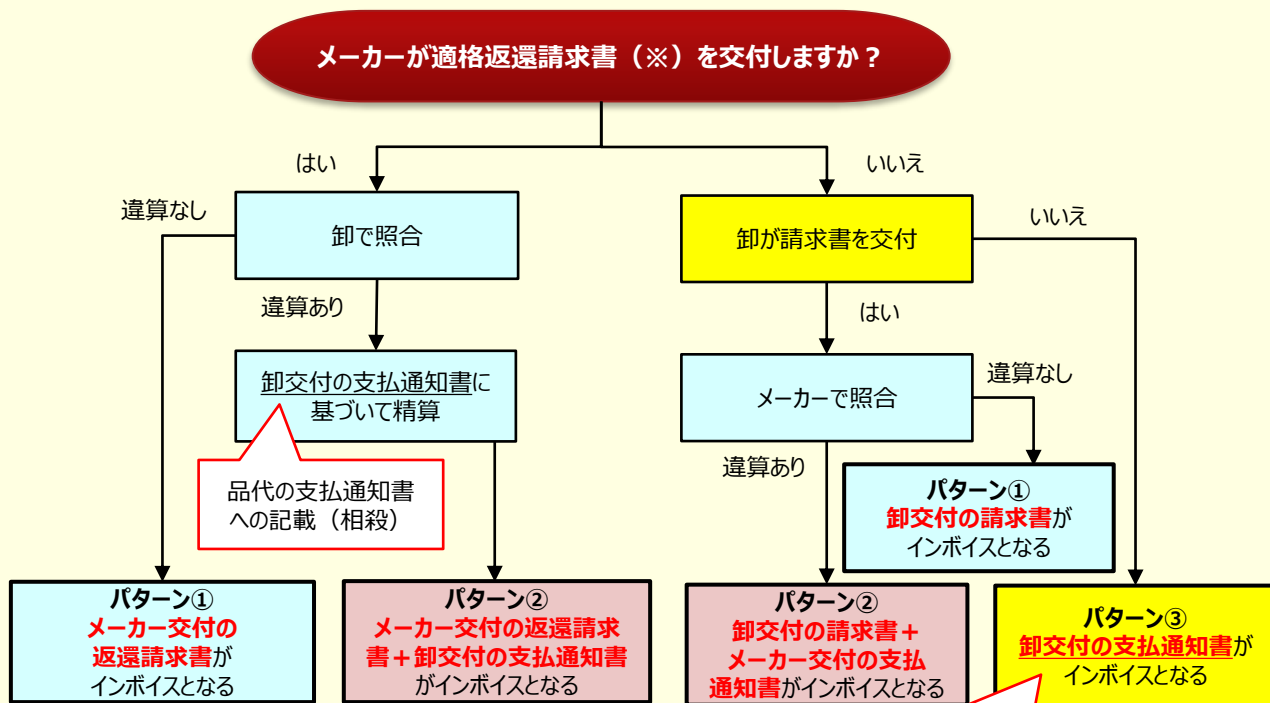
(3) 交付単位A (品代) の判定



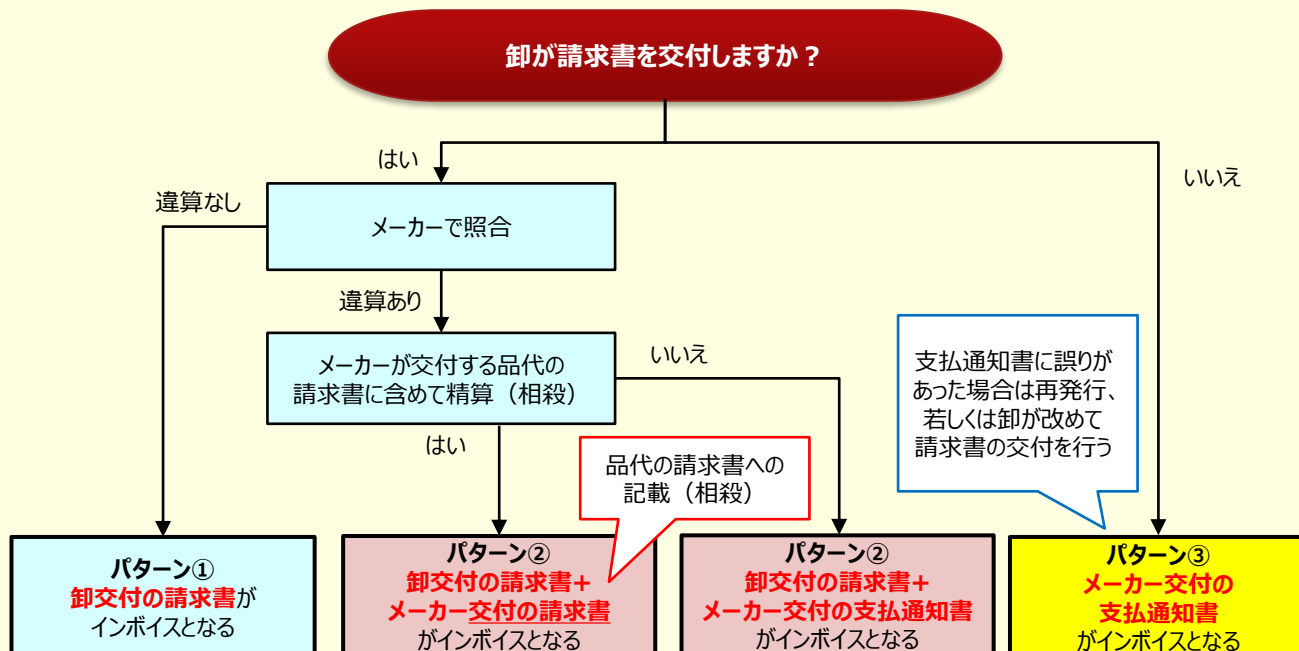
※ 次月以降、メーカーが請求書に反映させる場合等

Ⅱ. 具体的な対応

(3) 交付単位B（割戻し・リポート類）の判定



(3) 交付単位C（役務の提供）の判定



・ 卸が役務の提供者（適格請求書発行事業者）となる場合。メーカーが役務の提供者となる場合は A のフローを参照。

Ⅱ. 具体的な対応

2-3. 卸⇔小売間

小売・卸間における商品譲渡取引では、卸側に適格請求書の交付義務があります。基本的には卸が交付する請求書もしくは小売が交付する支払通知書（仕入明細書・支払メッセージ）がインボイスとなり、それぞれその要件を具備することとなります。インボイス制度導入を機に、小売の仕入れに合わせた請求書・明細の交付や、当月での修正インボイスの交付等を求められた場合、実務的に対応は困難であると考えます。よって、現状それぞれが交付するインボイスを前提にし、双方がその要件を整えることを小売と事前に合意しておくことが肝要となります。

（１）交付単位

取引実態に照らし、**A.品代、B.割戻し・リポート類、C.役務の提供の3単位**を交付単位として整理しました。

交付単位	交付元	インボイス	インボイスの内容
A 品代	卸	請求書	品代に関する適格請求書 返品に関する返還インボイス 単価の修正（即引リポート）
	小売	支払通知書	小売確定の支払通知（インボイスの買い手交付） 卸の請求に関する修正インボイス 返品に関する返還インボイス
B 割戻し リポート類	小売	請求書	値引、割戻し、販促リポート等の返還インボイス
		支払通知書（相殺）	卸への（交付単位A）支払通知書において相殺項目として記載
	卸	支払通知書	小売の請求に関する修正インボイス 卸確定のリポート支払通知（返還インボイス）
C 役務の提供	役務の提供者	請求書	役務の提供に関する適格請求書 （物流費・ギフトカタログ代 等）
	受益者	支払通知書	役務の提供を受けた場合の支払通知書 （インボイスの買い手交付）
	小売	支払通知書（相殺）	卸への（交付単位A）支払通知書において相殺項目として記載

- ・ 交付単位Bの割戻し・リポート類は、卸の売上げの減（小売の仕入れの減）とするものであり、返還インボイスに該当します。
- ・ 交付単位Cにおいては、役務の提供者が交付するインボイスに他の交付単位の内容を含めて交付する場合がありますと想定されます。
この場合、小売が役務の提供と返還インボイスに該当する返品等を交付単位Aの支払通知書に含めて交付する場合は、小売と卸双方の仕入税額控除の要件として下記の記載が必要です。
 - ① 小売・卸双方の登録者番号の記載。
 - ② 役務の提供と返品等に関するそれぞれの「税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率」と「税率ごとに区分した消費税額」を記載。

Ⅱ. 具体的な対応

(2) 交付パターン

- 交付パターンは①請求書のみ、②請求書と支払通知書の一括、③支払通知のみ、④支払通知書での相殺の4パターンに整理しました。
- 小売・卸双方が仕入税額控除を正確に行うためにも**交付パターン②、③を推奨**します。
メーカーとの交付パターンの違いとして、大手小売業を中心に、いわゆる「請求レス」が一般的になっている現状を鑑み、交付パターン③も推奨パターンとします。

交付パターン	インボイス	内 容	備 考
①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。基本的に違算が発生しない場合。	違算が発生する場合は次月以降の請求書で修正されることが前提。
②	請求書 + 支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。	請求書と支払通知書との相互の関連性※の明記が必要。
③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。 支払通知書に対する修正を請求書の交付で行う場合はパターン②。	・小売の仕入れに基づく品代精算（請求レス） ・年間レポート等、卸通知による精算等。
④	支払通知書での相殺	小売が卸に対するレポート請求、あるいは売り手としての役務の提供に関し、別途請求書を交付せずに、買い手として交付する支払通知書上で通知し、相殺する場合。	2-4. 記載事項に関する留意点「商品の譲渡（返還）と役務の提供が一のインボイスになるケース」を参照

相互の関連性

請求書と支払通知書を一括でインボイスとするためには、相互の関連性を明示する必要があります。
例えば支払通知書に対象請求書の請求書Noを記載する、又は支払通知書に対象となる請求金額を記載する等。
※P.57「2-6.①相互の関連性について」参照。

修正インボイス

継続的取引における請求及び返還・修正内容の訂正については、次月以降のインボイス上で行い、都度の修正インボイスは交付しないことを基本とします。（単月請求を除く）

小売が交付する支払通知書に関する課題

小売が交付する支払通知書においては、明細が伝票単位となっているケースがあります。インボイス制度導入後は、**小売の仕入税額控除の要件**として、インボイスとする支払通知書には商品明細を記載する、又は支払通知書の伝票Noと商品明細データを紐づける、等の対応が必要となります。卸側の仕入税額控除に影響は及びませんが、2-3の冒頭に記載のとおり、現状のインボイスを前提にしたスムーズな制度移行のため、該当する小売と対応をご検討ください。

Ⅱ. 具体的な対応

(2) 交付パターン (続き)

交付単位別推奨パターン

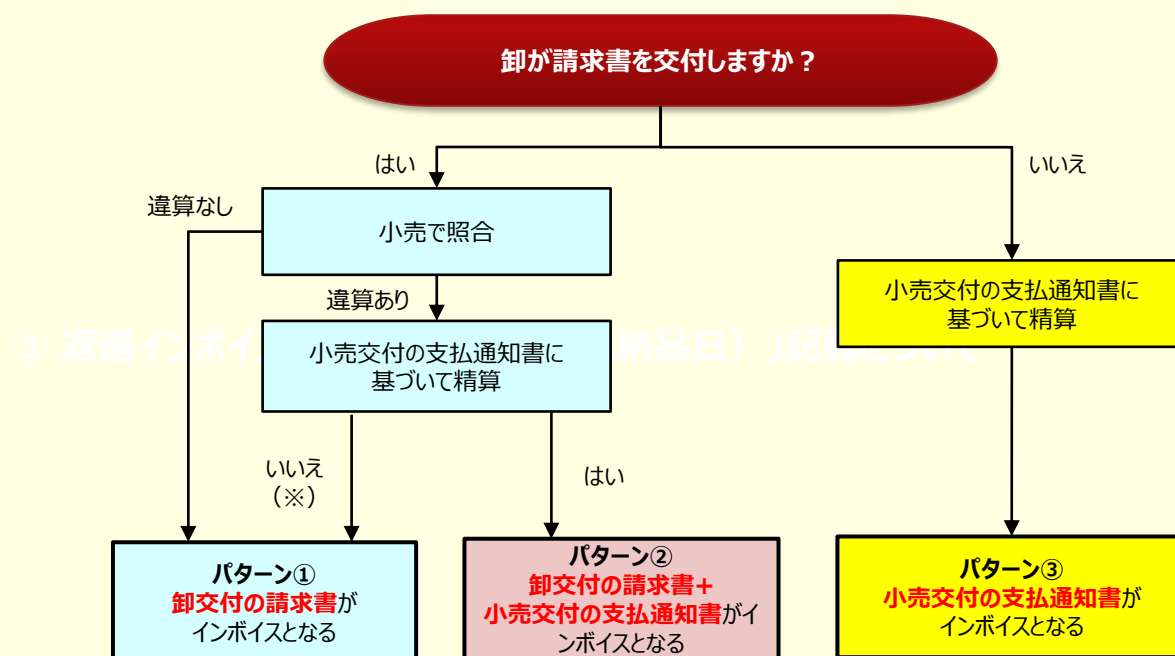
卸が正しく仕入税額控除を行うため、交付単位ごとに当協会が推奨するインボイスパターンを提示致します。実務上は推奨パターン以外をインボイスとする場合もありますので、小売と最適なパターンをご検討ください。

◎ 推奨パターン

交付 パターン	インボイス	交付単位		
		A (品代)	B (割戻し・リベート)	C (役務の提供)
		交付元	交付元	交付元
①	請求書	卸	小売	◎ 提供者
②	請求書 + 支払通知書	◎ 卸 (請求書) + 小売 (支払通知書)	◎ 小売 (請求書) + 卸 (支払通知書)	◎ 提供者 (請求書) + 受益者 (支払通知書)
③	支払通知書	◎ 小売	卸	受益者
④	支払通知書での相殺		小売	小売

次のフローを参考に、現状の小売との請求・支払状況に照らし合わせ、対応をご検討ください。

(3) 交付単位A (品代) の判定

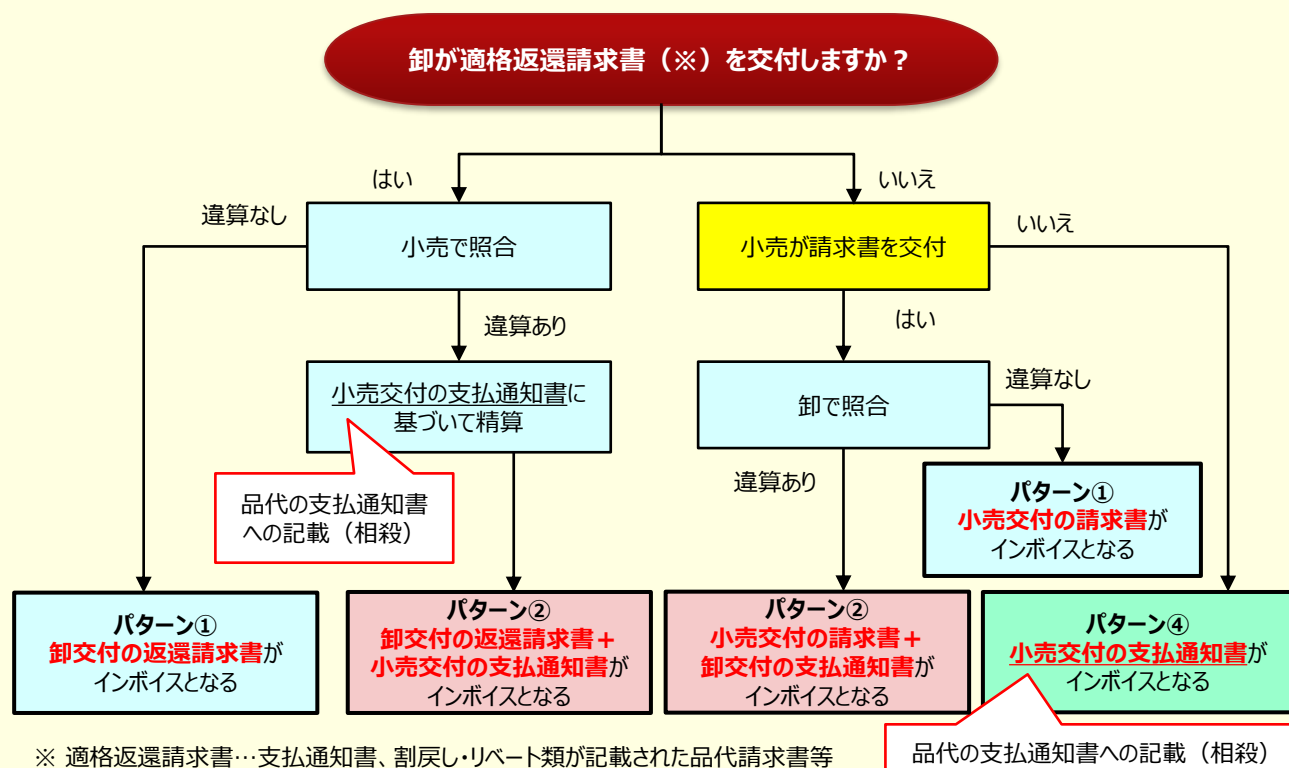


※ 次月以降、卸が請求書に反映させる場合等

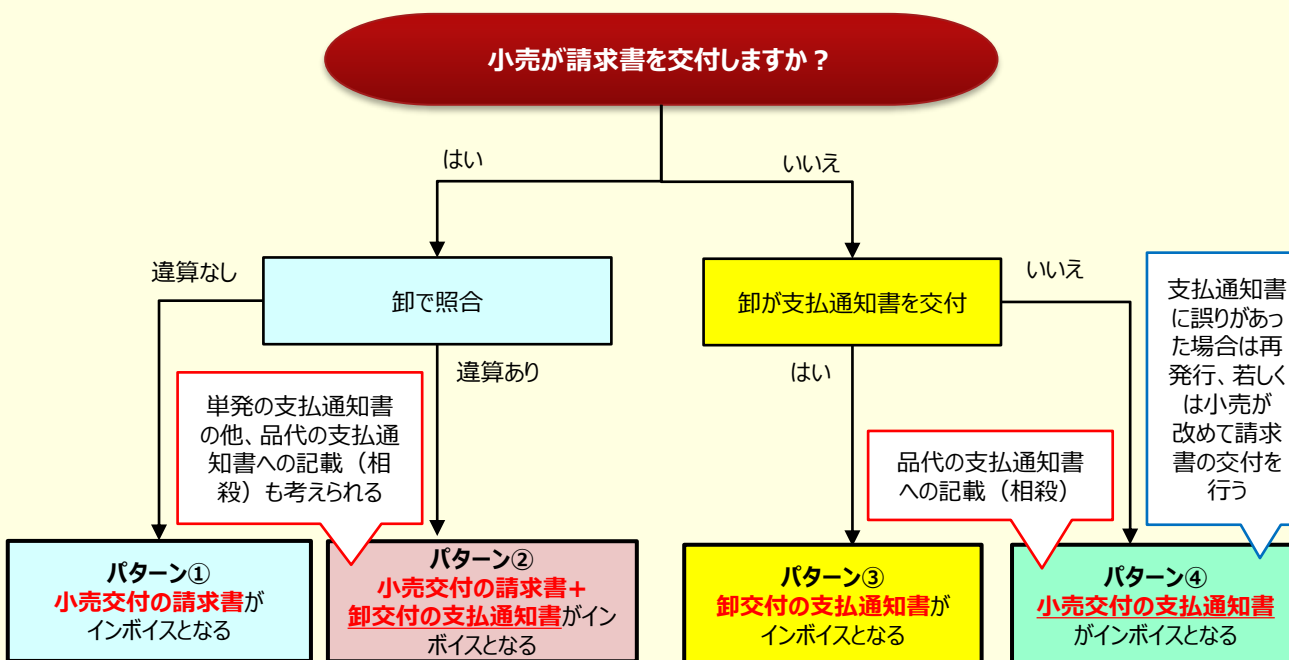
Ⅱ. 具体的な対応

次のフローを参考に、現状の小売との請求・支払状況に照らし合わせ、対応をご検討ください。

(3) 交付単位B（割戻し・リベート類）の判定



(3) 交付単位C（役務の提供）の判定



・小売が役務の提供者（適格請求書発行事業者）となる場合。卸が役務の提供者となる場合はAのフローを参照。

Ⅱ. 具体的な対応

2-4. 返還インボイスとリベート

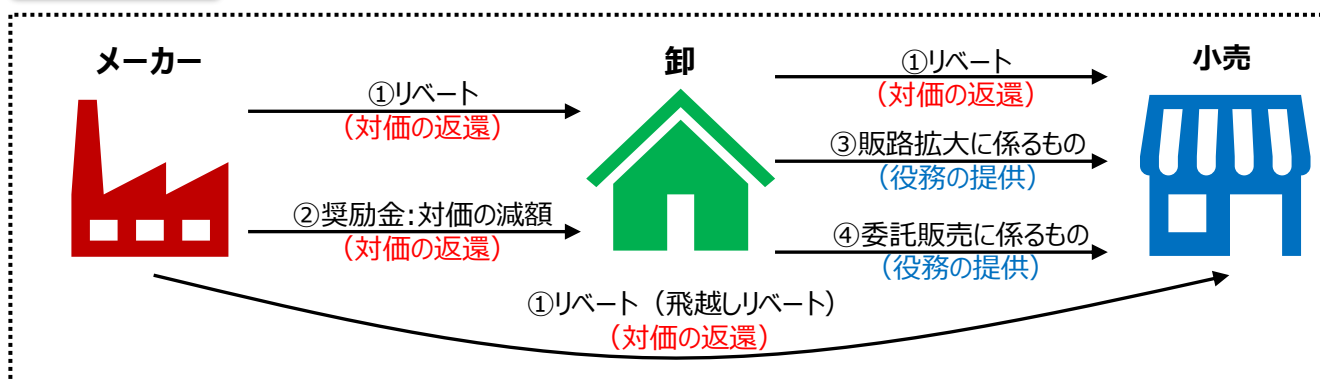
一般的に、リベートとは売上割戻や仕入割戻を指し、「対価の返還」として返還インボイスの対象となります。然しながら、各社の会計処理としてセンターフィや販売促進費等をリベートとして処理しているケースがあり、これらは消費税法上、「役務提供の対価」として対処する必要があります。消費税インボイス制度導入後はこの2つを明確に区分し、適格請求書の発行や受領を行う必要がありますのでご注意ください。



リベートを再度確認・整理し、適切なインボイスを交付する

例

※ 以下は、あくまでも例であり、取引先と相互確認・合意し、適切に対応してください。



「販売奨励金」の種類		メーカー	卸売業	小売業
① リベート ※販売数量に応じて支払われる奨励金	メーカー → 卸売業	売上割戻 8%	仕入値引 8%	
	卸売業 → 小売業		売上割戻 8%	仕入値引 8%
	メーカー → 小売業	売上割戻 8%		仕入値引 8%
② 奨励金 ※発売日前注文等における奨励金		売上割戻 8%	仕入値引 8%	
③ 販路拡大に係るもの ※販路拡大等の対価として支払われる奨励金			役務の提供の対価 (仕入) 10%	役務の提供の対価 (売上) 10%
④ 委託販売に係るもの ※委託販売数量等に応じて委託手数料の増額として支払われる奨励金			仕入加算 (委託手数料に係る値増金) 10%	売上加算 (委託手数料に係る値増金) 10%

対価の返還
適格返還
請求書

売上・収益
適格
請求書

(注) 上記リベート等の課税関係については、「※」に記載した性格のものであることを前提とした整理である点に留意。

Ⅱ. 具体的な対応

2-5. 記載事項に関する留意点

インボイスに記載が必要な事項はP.14「7-2.適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項等」参照。
ここでは卸交付のインボイスにおける記載事項の留意点について整理しました。

記載事項に関する留意点

複数の書類を一括でインボイスとするケース

相互の書類等の関連性を明示する必要があります。

➡「相互の関連性」についてはP.57参照。

買い手が返還インボイスを交付するケース

買い手が作成する支払通知書（仕入明細等）については、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され、取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

「一定の記載事項」については、**売り手の事業者名称に加え、登録番号の記載**も必要になる点に留意ください。

➡「相手方への確認」についてはP.58参照。

商品の譲渡（返還）と役務の提供が一のインボイスになるケース

それぞれの売り手・買い手が異なる場合に留意が必要です。

例）卸が小売に商品を販売し、その販売に関わる物流を小売が担う場合

商品の譲渡取引 売り手;卸 買い手;小売

物流役務の提供 売り手;小売 買い手;卸

となります。この場合小売は、買い手として支払う商品の対価の額と、売り手として受領すべき物流役務の対価の額を相殺して支払通知書を提供することが想定されます。

小売は**買い手としての支払通知書と売り手としてのインボイスの記載事項がそれぞれ必要**となります。

具体的には、双方の登録番号の記載と、商品の譲渡（買い手）と物流役務の提供（売り手）に関わるそれぞれの対価の額と消費税額の記載が必要になりますので、「適用税率が同じ10%だから」といって、「商品の譲渡」に係る対価の額と「物流役務の提供」に係る対価の額を相殺した後の額のみを「取引対価」として記載することがないように注意が必要です。P.21参照。

また、卸はメーカーへのリポート請求書（返還インボイス）に役務の提供の対価を含める場合も該当します。

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

現状、請求書等において、**個々の商品を税率ごとに端数処理をして消費税額を計算し、その消費税額を税率ごとに積上げたその合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められていません**ので、この場合は、一の請求書（適格請求書）に記載されている個々の商品の合計金額を税率ごとに1回の端数処理に変更する必要がありますので、システム等の改修をご検討ください（**「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理**）。

➡「消費税の端数処理」についてはP.15～16参照。

Ⅱ. 具体的な対応

2-6. その他

① 「相互の関連性」について

複数の書類等とデータ等を組合わせて一のインボイスとする場合や売り手と買い手が相互に交付するインボイスなどの書類等において、相互の関連性を明示する必要があります。

(1) 交付パターン② 請求書と支払通知書等の例

請求書に対し支払通知書等の書類にて相互の関連性を明示する。

- ① 請求番号にて関連づける
- ② 「請求期間××月××～××日分」にて関連づける
- ③ 「××月分請求+請求合計金額」等を記載し、関連づける
- ④ 請求年月日等を記載し、関連づける

〇〇(株) 御中 **請求書** 請求日2023年11月1日
請求番号:100001

ご請求期間: 10月1～31日分

(株)△△ T1234567890123

請求金額	2,180円 (税込)		
8%対象計	1,000	80	
10%対象計	1,000	100	

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	1,000
10/10	200	ビール	1,000

※は軽減税率対象品目

(株)△△ 御中 **支払通知書** 2023年11月20日
T1234567890123

請求番号:100001に対する (2023年11月1日請求分)

ご請求期間: 10月1～31日分に対する

〇〇(株)

請求金額	2,180円 (税込)		
支払金額	1,960円 (税込)		
8%対象計	1,000	80	
10%対象計	800	80	

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	1,000
10/10	200	ビール	800

※は軽減税率対象品目

売り手に代わり買い手が修正

(2) インボイスの「鑑」と伝票類等の例

支払通知書 + 仕入伝票・返品伝票

〇〇(株) 御中 **支払通知書** 2023年11月1日
T1234567890123

10月分請求 492円 (税込)

(株)△△

・送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済とします。

合計	売上額	消費税額等	控除(割戻し)	消費税額等
8%対象	300	24	-150	-12
10%対象	500	50	-200	-20

納品日	伝票No	金額(税抜)	備考
10/1	100	800	
10/10	200	-350	

※は軽減税率対象品目

No.100 2023年10月1日

仕入伝票(納品書)

品名	数量	金額(税抜)
チョコレート※	1	100
缶詰※	1	200
日本酒	1	500

※は軽減税率対象

No.200 2023年10月10日

返品伝票

日付	品名	数量	金額(税抜)
9/10	飴※	1	-150
9/20	ビール※	1	-200

※は軽減税率対象

又は

EDI
入荷確定等
(納品確定)

データ項目は、
左記
伝票と同様

又は

EDI
返品通知等

データ項目は、
左記
伝票と同様

相互の関連性

納品日と伝票Noにて、書類等の関連性を明示する。

(注) 対価の返還の元日付

- 支払通知書に商品明細まで記載した場合は、支払通知書の備考等に日付が必要となる。この場合、返品伝票をインボイスに含めなくてよい。
- 支払通知書、仕入伝票、返品伝票の全てをEDIとする場合は、元日付データ項目の持ち方に対し、事前の取り決めが必要。
 - ・支払通知書等データに設ける
 - ・返品データ等に設ける
 - ・或いは、支払通知書等データと返品データ等の両方に設ける

Ⅱ. 具体的な対応

②「相手方への確認」について

買い手が適格請求書を交付する場合、相手方への確認が要件とされていますので、確認されている実態を明らかにします。

下記例を参考に検討します（P.21参照）。

確認方法の例

A) ファクシミリ対ファクシミリ

ファクシミリ同士は相互に確認（記録）の通信を行っているので、そのまま相手方への確認があったものとします。

B) インターネットや電子メールなどを通じて、相手方へ提供した場合

インターネットや電子メールは、システム上で確認（記録）を行っているので、そのまま相手方への確認があったものとします。

C) 電磁的記録（EDIの電子データ等）

EDIの電子データ等は、システム上で確認（記録）を行っているので、そのまま相手方への確認があったものとします。

D) 支払通知書等に確認の記載をする

支払通知書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨を記載又は別途通知文を添付して相手方に送付して了承を得ます。

E) 基本契約等を締結又は記録を残す

「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載した基本契約等を締結又は記録書類を相手方に送付して了承を得ます。

Ⅱ. 具体的な対応

③ 返還インボイスにおける「譲渡日（元納品日）」の記載について

返品、値引、割戻し等の売上げに係る対価の返還等を行う場合は、その売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日を記載する必要があります。

（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定期間の記載でよい）

具体的な記載方法は、下記例を参考に**現状の運用や取引実態に照らし合わせ**、記載できる方法をご検討ください。

なお、**実際に販売していない年月日を記載することはできません**（偽りの記載をしたインボイスを交付すると罰せられます）。

記載例

1) 販売日：2023年11月1日の場合（年月日等記載）

	方 法	記 載
A	販売した年月日を記載（年月日）	2023年11月1日
B	販売した年月を記載（年月）	2023年11月

※課税期間外に譲渡した場合は、課税期間外の年月日を記載する。

【取引（返品等の処理）を合理的な方法により継続している場合】

	方 法	記 載
C	最終販売した年月日を記載（年月日）	2023年11月1日
D	最終販売した年月を記載（年月）	2023年11月
E	前月末日までに販売した年月日を記載（年月日/前月末日）※	2023年11月30日、「前月末日」※
F	前月販売した年月を記載（年月/前月分）	2023年11月、「前月分」※
G	請求締日等（最終販売日）までに販売した年月日又は年月を記載（年月日/年月）	2023年11月20日、2023年11月

※電子データにおいては、「前月末日」又は「前月分」等の記載はできません（紙等における記載に限る）。

2) 販売：2023年11月1日～2024年1月31日の場合（期間記載）

	方 法	記 載
H	販売した一定期間を記載（年月日～年月日）	2023年11月1日～2024年1月31日
I	販売した一定期間を記載（年月～年月）	2023年11月～2024年1月

※課税期間前に譲渡したものは、課税期間前の年月日（期間）記載でよい。

※インボイスに日付が「最終販売日である旨」等を記載する義務はありません。

備考

譲渡日（元納品日）の記載は、a明細ごとに記載することが基本ですが、以下例bの記載も可能です。

〇〇(株) 御中		請求書		2023年11月1日	
10月分請求 492円（税込）		(株)△△ (T1234567890123)			
「最終販売日:2023年9月20日」					
合計	売上額	消費税額等			
8%対象	150	12			
10%対象	300	30			
納品日	伝票No	品名	金額(税抜)	備考	
10/1	100	チョコレート※	300		
10/1	100	日本酒	500		
10/10	200	飴※	-150	返品9/10	
10/10	200	ビール	-200	返品9/20	

※は軽減税率対象品目

b. 請求書鑑等に、取引明細中の直近「最終販売年月日」等のみを記載する。
この場合、明細の飴とビールともに譲渡日（元納品日）は、2023年9月20日となる。

a. 取引明細ごとに記載に譲渡日（元納品日）を記載する（基本）。

Ⅱ. 具体的な対応

3. インボイス（適格請求書）の保存

インボイスをどのように保存するか、**現状の運用や取引実態に照らし合わせ**、保存方法をご検討・ご準備ください。

- 売り手である適格請求書発行事業者は、**インボイスの写しを保存する義務**があります。
- 買い手は、**インボイスの保存が仕入税額控除の適用を受ける要件**となりますので、保存する必要があります。
- 交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間です。

3-1. 保存方法の検討

インボイスの保存を各社の運用適した方法を検討して準備します。※保存に関する詳細は、P.27～33参照。

① 紙書類等の保存

紙書類を保存するための保管庫等を確保します。

なお、紙書類での保存は、膨大な保管スペースの確保とコストが掛かるものと想定されますので、できるだけ、電磁的記録（電子データ）による保存をご検討ください。

例えば、

- ・請求・支払のデータ交換へ変更
- ・電子帳票システムの導入
- ・紙等をスキャンした電子データ保存へ変更
- ・マイクロフィルムによる保存へ変更

② 電磁的記録（電子データ）の保存 ※詳細P.28～33及び《参考資料》⑦～⑩参照

電磁的記録（電子データ）による保存は、電子帳簿保存法に準拠し、保存することを検討します。

- (1) 電子帳簿等保存
- (2) スキャナ保存
- (3) 電子取引データ保存

備考

● 紙と電子データを組合わせて一つのインボイスとする場合

紙と電子データを組合わせて一つのインボイスとすることができますが、この場合は、相互の関連性を明確にし、すべてを保存する必要があることにご注意ください。

例えば、卸・小売間の「請求レス」等で、小売交付の紙又は電子データによる支払通知書と品代等の明細にあたる納品伝票又はEDI受領データを保存する場合など。

● 電子取引データ保存について

EDI取引データ（請求・支払データ等）によりインボイスを交付又は交付された場合の保存方法は、次の保存方法が考えられます。

- A) EDI取引データ（請求・支払データ等）そのままを保存する。
- B) EDI取引データをそのまま保存しなくとも、各社のフォーマット（インボイス記載要件が満たされている）に変換した後のデータを保存する。例えば、変換後の最終計上データ等。
この場合、その変換過程において取引内容が変更されるおそれなく合理的方法により編集したものなどに限る。
※《参考資料》⑩,問29及び⑪,電取追2参照

● 電子取引データを紙に出力して保存

インボイスの電子取引データを紙に出力して保存できます。なお、所得税・法人税上では、認められていません。
※《参考資料》⑩,問21参照

● 以下すべてを満たす形で検索要件を充足することが必要（詳しくは、P.33「⑦ 検索要件の充足方法」参照）

- A) 取引等の「日付・金額・相手方」で検索ができる。
- B) 「日付・金額」について範囲を指定して検索ができる。
- C) 「日付・金額・相手方」を組み合わせで検索ができる。

3-2. 電磁的記録（電子データ）の保存に関する補足

電子帳簿保存に関し、「令和3年度（2021年度）税制改正の大綱」《参考資料》⑩において、電子帳簿保存法関係の大幅な緩和がされておりますので、内容を十分確認のうえ準備ください。また、今後の最新情報にご留意ください。

Ⅱ. 具体的な対応

4. 仕入税額控除

適格請求書などの請求書の交付を受けることが困難な一定の場合（P.12参照）を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

また、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除するといった消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても現行と変わりませんが、課税仕入れに係る消費税額の算出においては、原則積上げ方式となっています。

4-1. 帳簿の記載事項と請求書等の保存

- ① 帳簿の記載事項は、現行（区分記載請求書等保存方式）と同様です。
※具体的には、P.34参照。
- ② 保存が必要となる請求書等は前述のとおりです。
※具体的には、P.27、28参照。

4-2. 税額計算の検討

① 特例

下記の特例が認められていますので、ご検討ください。

原則	売上税額計算	割戻し計算	
	仕入税額計算	積上げ計算	
特例	売上税額計算	積上げ計算	仕入税額計算も「積上げ計算」にしなければいけない
	仕入税額計算	割戻し計算	

※端数処理の観点から、以下シミュレーションを行いました。

結果、売上げ仕入れの端数処理がどのような結果になるのか事前に確認できないことから、

税額計算手法の判断は、税額からの選択ではなく、申告手順からの選択になるものと考えられます。

【前提】全て税率8%、端数は四捨五入、売上件数<仕入件数

・売上げ仕入れともに切り上げ

売上げ：1小売
 $10700 \times 8\% = \text{消費税} 856$

仕入れ：100メーカー
 $44 \times 8\% = \text{消費税} 3.52$

件数	課税売上	消費税	課税仕入	消費税	未払消費税
1	10700	856	44	4	
2			44	4	
3			44	4	
...			44	4	
98			44	4	
99			44	4	
100			44	4	
合計	10700	856	4400	400	
積上計算		856		400	456
割戻し計算	11556	856	4800	356	500
課税売上が割戻し計算、課税仕入が積上計算					456

Ⅱ. 具体的な対応

・売上げ切り上げ
仕入れ切り捨て

売上げ： 1小売
10700×8%＝消費税856

仕入れ：100メーカー
43×8%＝消費税3.44

件数	課税売上	消費税	課税仕入	消費税	未払消費税
1	10700	856	43	3	
2			43	3	
3			43	3	
			43	3	
97			43	3	
98			43	3	
99			43	3	
100			43	3	
合計	10700	856	4300	300	
積上計算		856		300	556
割戻計算	11556	856	4600	341	515
課税売上が割戻計算、課税仕入が積上計算					556

【注意】

- 駐車場等の賃貸等で適格簡易請求書に「適用税率」のみを記載し、交付している場合には、積上げ計算を行うことはできません。《参考資料》⑥問77参照。
- 売上税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなどの併用が認められていますが、その場合は、仕入税額の計算に割戻し計算を適用することはできません。《参考資料》⑥問77参照。

② 仕入税額の計算方法について

(1) 積上げ計算

（原則） 交付された適格請求書などの請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて算出します（新消法30①、新消令46①）。

（特例） 課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8（軽減税率の対象となる場合は108分の6.24）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（新消令46②）。

なお、仕入税額の計算にあたり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算を併用することは認められません（インボイス通達4－3）。

実務上は、税込みで会計計上するケースが多いことから、積上げ計算をした場合には、（原則）より（特例）を選択することが多いと考えられます。

(2) 割戻し計算

現状の計算と同様、課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額に110分の7.8（軽減税率の対象となる部分については108分の6.24）を掛けて算出します（新消法30①、新消令46③）。

ただし、仕入税額を割戻し計算することができるのは、売上税額を割戻し計算する場合に限ります。

Ⅱ. 具体的な対応

5. 経費精算

適格請求書等保存方式の導入後は、メーカー・小売との取引以外だけでなく、経費関係の支払いにおいても注意が必要です。

物流会社への業務委託料の支払い、会議で利用した喫茶店での飲食代、消耗品の購入など**経費関係においても受け取った請求書等が適格請求書等（インボイス等）に該当するか、否かの判断が必要**となります。

前述のとおり、適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者等から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。（6年間の経過措置あり。P.37参照）

経費精算の支払先が適格請求書発行事業者か、免税事業者かを取引ごとに管理しておく必要が生じます。

想定される経費精算

- ① 業務委託など毎月発生する取引先への外部支払い
- ② 個人立替した経費の精算（飲食代の精算、交通費の精算など）

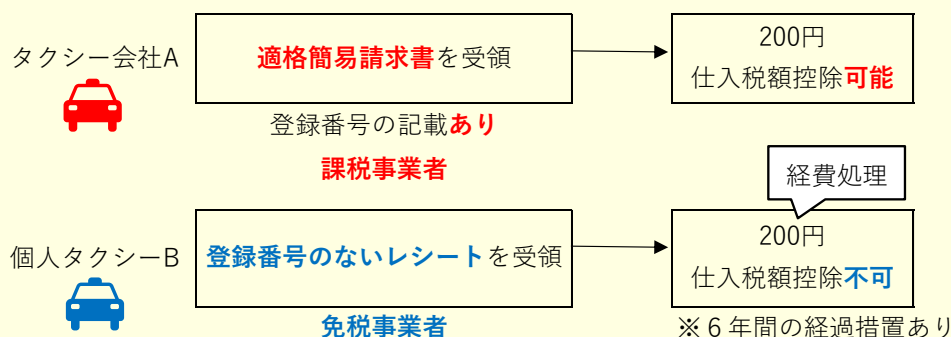
①の注意点

- 取引先の登録番号を国税庁ホームページの公表サイトから収集し、業務システム内のマスター等への登録等を行うことで取引先が適格請求書発行事業者であると判断することができます。（P.45参照）
- 万が一受領した請求書が適格請求書の要件を満たしていない場合や、適格請求書に誤りがあった場合には、取引先に修正インボイスを交付してもらうなどの対応が必要になります。（P.25参照）

②の注意点

- スポットでの利用が多い飲食店なども予め業務システム内のマスターで登録の有無を確認し、登録がなければ免税事業者と判断することになります。
支払いの際に受領した請求書、レシート、領収書等が適格請求書の要件を満たしているかを確認し、不備がある場合は上記①同様、修正インボイスを交付してもらうなどの対応が必要になります。
- 適格請求書等保存方式の導入後は、適格請求書発行事業者が、コンビニ・スーパー等の小売や、タクシーなど不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、「適格簡易請求書」を交付することが認められています。（P.11参照）
- 適格請求書等保存方式の導入後は、たとえ3万円未満であっても適格請求書（登録番号も記載されたレシートや領収書）が無ければ、消費税の仕入税額控除ができなくなるため注意が必要です。
（但し鉄道運賃や自販機の購入などの場合は、現行どおり帳簿への記載のみで可）（P.12参照）

【例】タクシー代の支払い 税込み2,200円



Ⅱ. 具体的な対応

6. 取引先への対応

6-1. メーカー対応

① 適格請求書発行事業者番号

- 適格請求書発行事業者の登録申請は必ず2021年10月1日～2023年3月31日の期間内に実施するよう依頼することを推奨します。
- 各メーカーに対し、速やかに取得した適格請求書発行事業者番号の通知を依頼することを推奨します。（免税事業者の場合にはその旨の通知）
- 2023年10月1日以降、新たに適格請求書発行事業になった（又は免税事業者になった）際は、速やかに連絡してもらうよう依頼することを推奨します。

② 適格請求書

- 卸側で仕入税額控除を行うため、記載事項を満たしたインボイス（請求書等）の作成を依頼します。（卸側での追記は認められません）
- 販促レポート、役務等に相当するものは卸作成の請求書をインボイスとします。

③ 支払通知書

違算内容等によっては、卸作成の支払通知書（販促レポート、役務等であればメーカー作成）も含めてインボイスとしますので、その場合には支払通知書も7年間保存することを依頼します。

④ インボイスの保存

複数書類を以てインボイスとする場合は、特に書類の保存漏れがないよう依頼します。

⑤ EDI仕様

日食協標準EDI仕様の項目追加などによる仕様変更等は、速やかな仕様のご提示を依頼します。

⑥ その他

- 卸各社より上記含めたヒアリングシートを受領した際には、速やかな回答を依頼します。
- 上記含めた卸への依頼事項や自社の方針案内は、出来次第速やかな連絡を依頼します。

6-2. 小売対応

① 適格請求書発行事業者番号

- 適格請求書発行事業者の登録申請は必ず2021年10月1日～2023年3月31日の期間内に実施するよう依頼することを推奨します。
- 各小売に対し、速やかに取得した適格請求書発行事業者番号の通知を依頼することを推奨します。（免税事業者の場合にはその旨の通知）
- 2023年10月1日以降、新たに適格請求書発行事業になった（又は免税事業者になった）際は、速やかな連絡を依頼することを推奨します。

② 適格請求書

卸作成の請求書と納品書などの請求書以外の帳票の組み合わせでインボイスとする場合(P.17～19)、帳票に関しての仕様変更や要望等は速やかに連絡をもらえるように依頼します。

③ 支払通知書

支払通知書等の仕様変更（レイアウトなど）がある場合は、速やかに仕様及びサンプル等をもらえるように依頼します。

Ⅱ．具体的な対応

④ **インボイスの保存**

複数書類を以てインボイスとする場合は、特に書類の保存漏れがないよう依頼します。

⑤ **EDI仕様（流通BMS）**

流通BMS既存メッセージへの項目追加や新規メッセージ追加による仕様変更内容は、速やかな仕様の提供を依頼します。

⑥ **EDI仕様(流通BMS以外)**

- 流通BMS以外で請求データ、支払データなどのEDI交換を行っている場合、インボイス制度導入までに流通BMSへの切替え検討を依頼します。
- 流通BMS以外の請求データ、支払データなどのEDI交換を継続する場合、かつ、仕様の変更を行う場合は速やかな仕様の提供を依頼します。

⑦ **その他**

- 卸各社より上記含めたヒアリングシートを受領した際には、速やかな回答を依頼します。
- 上記含めた卸への依頼事項や自社の方針案内は、出来次第速やかな連絡を依頼します。

Ⅱ. 具体的な対応

7. 免税取引先等への対応

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者などから行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができませんが、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられていますので、適用を受けるための対応準備をしてください。詳しくはP.39参照。

7-1. 免税事業者等への確認と依頼

課税事業者に変更予定か確認します。

- 変更予定がない場合

免税事業者等へ区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の交付を依頼します。

もし、交付できない場合は、代わって卸が支払通知書等で交付するか検討します。

※記載事項の詳細はP.7参照。

7-2. 帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80 %控除対象」など、**経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要**となります。記載事項の詳細はP.38参照。

7-3. 注意事項

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件の見直すこと自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう以下の点に注意してください。

なお、消費税法の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要がある点にご留意ください。

① 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買い手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定できれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買い手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となり得ます。

② 商品・役務の成果物の受領拒否・返品

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買い手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

Ⅱ．具体的な対応

③ 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買い手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

④ 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買い手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

⑤ 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買い手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

⑥ 登録事業者となるような恣意等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です（上記1、5等参照）。

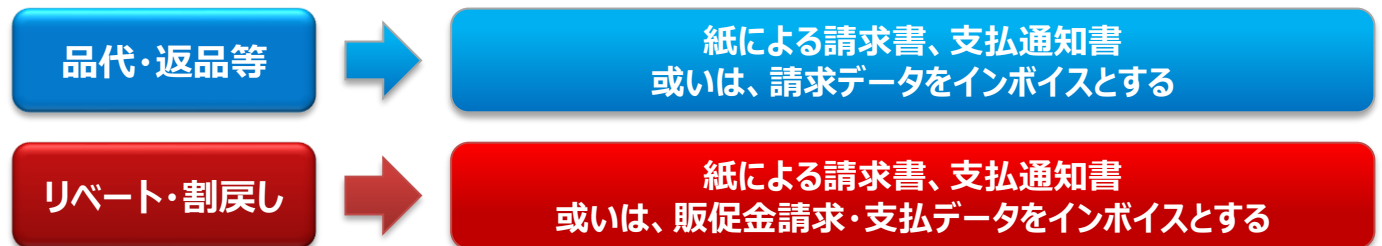
したがって、取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、免税事業者と十分に協議を行っていただき、仕入側の事業者の都合のみで低い価格を設定する等しないよう、注意する必要があります。

※詳しくは、《参考資料》⑭⑮参照。

Ⅲ．日食協標準書式と標準EDIフォーマット等

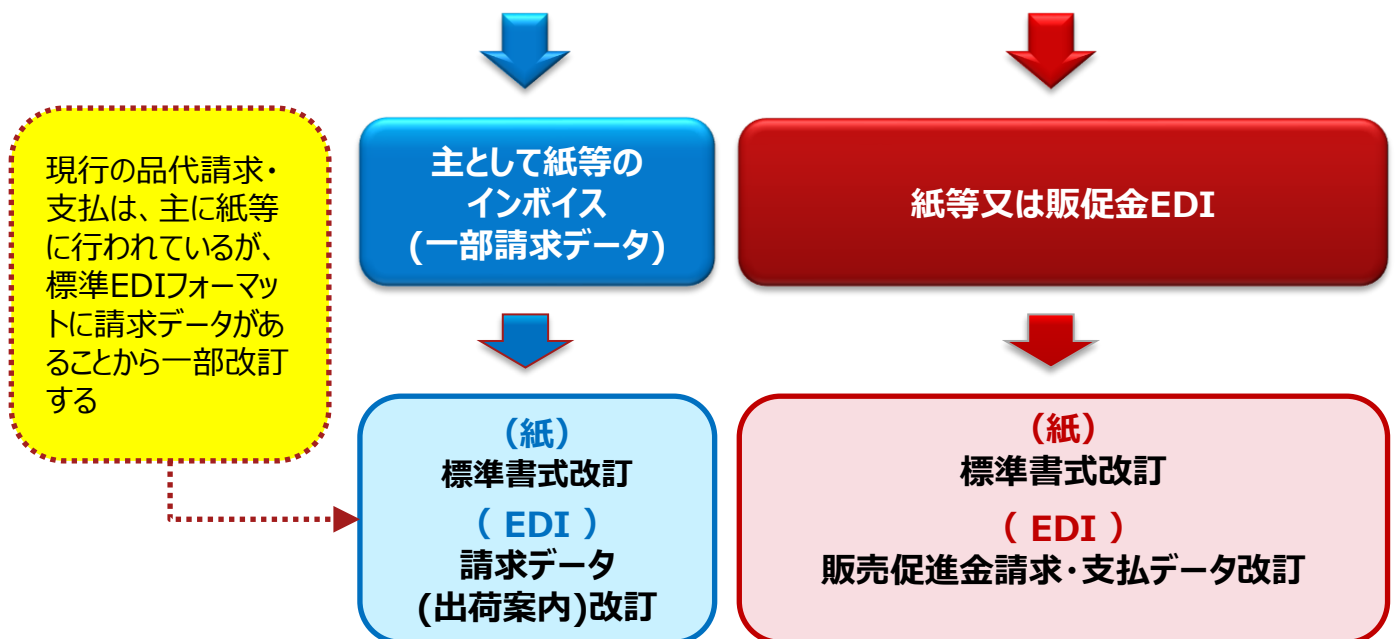
Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

日食協「標準書式」と「標準EDIフォーマット」は、日食協の基本方針に則り、インボイスは請求書・支払通知書とし、関係書式とフォーマットを改訂する。



【 交付パターンと単位 】

交付 パターン	インボイス	交付単位		
		A (品代)	B (割戻し・リベート)	C (役務の提供)
		交付元	交付元	交付元
①	請求書	メーカー	卸	提供者
②	請求書 + 支払通知書	メーカー (請求書) + 卸 (支払通知書)	卸 (請求書) + メーカー (支払通知書)	提供者 (請求書) + 受益者 (支払通知書)
③	支払通知書	卸	メーカー	受益者



Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

1. 日食協標準書式

日食協 経理業務標準化W・Gにて対応検討した結果、下記書式を改訂します。

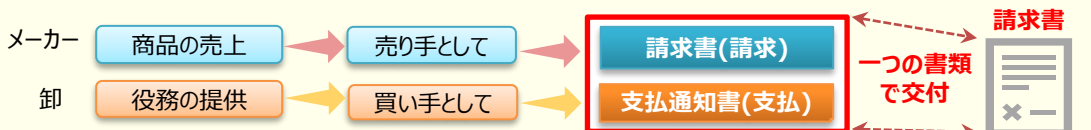
- 販売促進金請求書 (卸 → メーカー)
- 販売促進金支払案内書 (メーカー → 卸)

1-1. 改訂ポイント

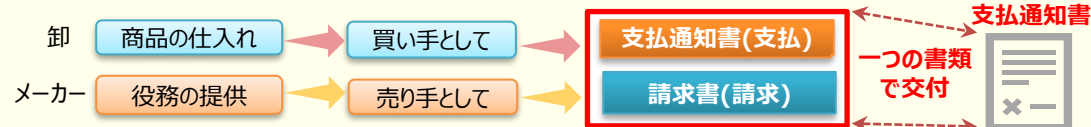
下記事項に関し、現行書式では対応できず、対応できるように改訂。

請求書又は支払通知書内に売り手と買い手の登録番号等が必要になる場合がある

- メーカーが商品の売上げの請求と卸が担ってメーカーに提供した「役務の提供」の費用請求を一つの請求書に記載して行う場合



- 卸が商品の仕入れの支払いと卸が担ってメーカーに提供した「役務の提供」の費用請求を一つの支払通知書に記載して行う場合



【必要となる項目】

- 売り手と買い手の登録番号
- 「商品の仕入れ又は売上げ」に係る税率ごとの消費税合計及び適用税率
- 「役務の提供」に係る税率ごとの消費税合計及び適用税率

1-2. 改訂書式

① 販売促進金請求書：鑑

■ 請求書雛レイアウトイメージ

(2) INNNNNNNNNNNNNNNN

請求書No.>XXXXXXX (3)

〒XXX-XXX (4)

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN (5)
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN (6)
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN (7)
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN (8)

御中

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (9-1)
登録番号: T999999999999 (9-2)

(10-1) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
(10-2) 登録番号: T999999999999
(11) 〒XXX-XXX
(12) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
(13) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
(14) 担当部署: NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
(15) 電話: XXXXXXXXXXXXXXXX
(16) FAX: XXXXXXXXXXXXXXXX

(17) 送先銀行: NNNNNNNNNNNNNNNNNNN
(18) NNNNNNNNNNNNNNNNNNN
(19) NN XXXXXXX (20)
(21) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

(22) 入金予定日: YYYY年MM月DD日

(23) 対象期間: YYYY年MM月DD日締め分
(24) YYYY年MM月01日
(25) ~ YYYY年MM月末日
(26) 決済方法: NNNNNNNNN

別途定める期間内に誤りがある旨の連絡がない場合こそ、記載内容のとおり確認があったものとします。

郵便金請求 計

前回請求額合計	入金額	当月請求額				今回請求金額合計
		8%対象金額	10%対象金額	非課税対象金額	合計(税込)	
(27).999,999.999	(28).999,999.999	(税抜) 99,999,999.999 (消費税 9,999,999.999) (29)(30)	(税抜) 99,999,999.999 (消費税 9,999,999.999) (31)(32)	(33).99,999,999.999	(34).99,999,999.999	(35).999,999.999

その他請求 計

前回請求額合計	入金額	当月請求額			今回請求金額合計
		税抜き金額	消費税(10%)	合計(税込)	
(36).999,999.999	(37).999,999.999	(38).99,999,999.999	(39).9,999,999.999	(40).9,999,999.999	(41).999,999.999

請求者の
登録番号追加

返還適格請求書
対象の請求合計
及び消費税合計

適格請求書対象
の請求合計及び
消費税合計欄
追加

Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

② 販売促進金支払案内書：鑑

(1) 作成年月日: 2014年02月28日		(2) Page: 999/999	
(3) 販売促進金支払案内書12345		(4) 〒103-0026	
(5) 東京都中央区日本橋兜町1-3番地	(6) 東京府税務局第13号支店	(7) 登録番号 T9999999999999	
(8) 株式会社ファイネット商事	(9) 東海支社	(10) 御中	
(11) 振込先銀行: みずほ銀行	(12) 日本橋兜町支店	(13) お支払い日: 2014年3月25日	
(14) 普通 12345	(15) 口座番号 7777777777777	(16) 対象期間: 2014年01月31日締切	
		(17) 2014年01月01日 ~ 2014年01月31日	
		(18) 消費税込額 (a)	
		(19) 消費税額 (b)	
		(20) お支払金額 (c)	
		(21) ご請求金額(税別) (d)	
		(22) 差額(税別) (e)	
		(23) 仕向銀行: ミズホ銀行	
		(24) 振込依頼人: ファイネット商事	
		(25) 電話: 033-5643-34	
		(26) FAX: 033-5643-34	
		(27) 振込依頼人: ファイネット商事	

区分	消費税込額 (a)	消費税額 (b)	お支払金額 (c)	ご請求金額(税別) (d)	差額(税別) (e)
8%対象	99,999,999,999	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
10%対象	99,999,999,999	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
役務提供分(10%)	99,999,999,999	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
合計	99,999,999,999	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999

区分	消費税込額 (a)	消費税額 (b)	お支払金額 (c)	ご請求金額(税別) (d)	差額(税別) (e)
あああああああああああああああ	99,999,999,999	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
あああああああああああああああ	99,999,999,999	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
あああああああああああああああ	99,999,999,999	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
あああああああああああああああ	99,999,999,999	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999

支払先の登録番号追加
役務提供分（10％）項目の追加（支払先による役務提供に関する請求（支払））
返還適格請求に対する支払合計及び消費税合計

※ 詳しくは、日食協HP「各種フォーマット」→「帳票書式等」ページ参照。

<http://nsk.c.ooco.jp/form.html>

Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

2. 日食協標準EDIフォーマット

日食協 標準EDIフォーマット検討分科会及びEDI W・Gにて対応検討した結果、下記フォーマットを改訂。

- 出荷案内データ (メーカー → 卸)
- 請求データ (出荷案内データ) (メーカー → 卸)
- 販売促進金請求データ (卸 → メーカー)
- 販売促進金支払データ (メーカー → 卸)

2-1. 対応パターン

メーカーと何をインボイスとするかは、相対で確認・調整してください。

紙	日食協標準EDIフォーマット
納品書	出荷案内データ
請求書	請求データ (出荷案内データ)
支払通知書	なし (紙の運用継続)
納品書+請求書	出荷案内データ+請求データ
納品書+支払通知書	出荷案内データ+支払通知書 (紙)
販売促進金請求書	販売促進金請求データ
販売促進金支払案内書	販売促進金支払データ

※紙とメッセージの組合せも可。

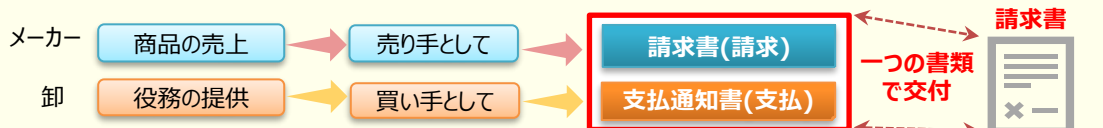
2-2. 改訂ポイント

① 返還インボイスにおける元納品日

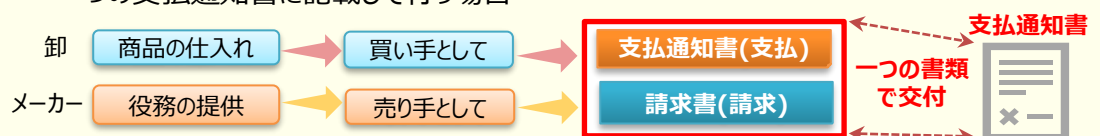
返品、値引、割戻し等の売上げに係る対価の返還等を行う場合には、その売上げに係る元納品日が必要。

② 請求書又は支払通知書内に売り手と買い手の登録番号等が必要になる場合がある

- メーカーが商品の売上げの請求と卸が担ってメーカーに提供した「役務の提供」の費用請求を一つの請求書に記載して行う場合



- 卸が商品の仕入れの支払いと卸が担ってメーカーに提供した「役務の提供」の費用請求を一つの支払通知書に記載して行う場合



【必要となる項目】

- 売り手と買い手の登録番号
- 「商品の仕入れ又は売上げ」に係る税率ごとの消費税合計及び適用税率
- 「役務の提供」に係る税率ごとの消費税合計及び適用税率

Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

2-3. 改訂概要

種別	フォーマット	内 容	改 訂
04	出荷案内データ	- 出荷案内は、計上・照合用として利用。よって、インボイス対応は一部に留める。 - 返品・値引の場合、元納品日をセットできる様にする。 - 返品に関し、メーカー→卸の向き。卸→メーカーの向きは用意しない。	【伝票ヘッダー】 「元納品日:6桁」を追加する。 返品の場合（出荷区分10,01,09）及び値引（出荷区分60,61）の場合、元納品日に日付をセットする。
06	請求データ（出荷案内データ）	卸は請求照合用として利用していないが、請求データをインボイスとして利用することを想定し、インボイス要件を具備する。	【伝票ヘッダー】 同上。 【エンド（請求）】 「請求番号:10桁」を追加する。
16	販売促進金請求データ	リバート・割戻しにおけるインボイス。よって、必要最低限の変更を行う。 請求データ内に買い手の役務等の請求に対する請求を入れられるようにする。（役務提供者の登録番号、税率ごとの消費税額及び適用税率）	【エンド】 「登録番号」メーカーの登録番号→メーカー又は卸店の登録番号へ変更。 「登録番号区分」1桁追加。 △:メーカー、1:卸店（役務の提供者） 【備考】 元納品日は、対象期間（開始）、対象期間（終了）にセットする
17	販売促進金支払データ	リバート・割戻しにおけるインボイス。よって、必要最低限の変更を行う。 支払データ内に役務等の支払いを入れられるようにする。（役務提供者の登録番号、税率ごとの消費税額及び適用税率）	【支払明細（請求内容）】 ・【販売促進金摘要コード】2桁追加。 【エンド】 同上
- 販売促進金請求・支払データは、ファイルを「対価の返還」と「役務の提供」等に分けてセットする。 - 支払は、卸からの紙等による支払通知書とし、支払データ等の新規フォーマットの追加は行わない。			

2-4. 改訂フォーマット

① データ種別:04 出荷案内データ / データ種別:06 請求データ（メーカー→卸）

No.	Content	条件	Col	Picture	Format	Length	Description
1	レコード区分	◎	1	X(01)	CH	1	レコードの種類を表わす「2」
2	データシリアルNo.	◎	2	9(07)	ZD	7	データ通しNo. ファイルヘッダー単位で1番より付番
3	出荷区分	◎	9	X(02)	CH	2	入出荷を表わすコード
4	メーカー計上日	◎	11	X(06)	CH	6	提供者がデータを自社計上した日付 (YYMMDD)
5	出荷月日	◎	17	X(06)	CH	6	・出荷：実出荷日 ・返品：返品計上日 ・訂正：訂正計上日 (YYMMDD)
30	元伝日付	○	118	X(4)	CH	4	訂正伝票の元伝日付 (MMDD)
31	元納品日	○	122	X(6)	CH	6	返品・値引時の元納品日 (YYMMDD)
32	余白		128	X(1)	CH	7→1	

出荷区分が以下の場合、元納品日をセットする。
 10:戻入（返品）
 01:戻入取消し（返品）
 09:当該締以前の戻入取消し（返品）
 60:仕入値引
 61:仕入値引取消（値増）

項目追加
 桁数変更

● 8.エンドレコード（データ種：06（請求）用）

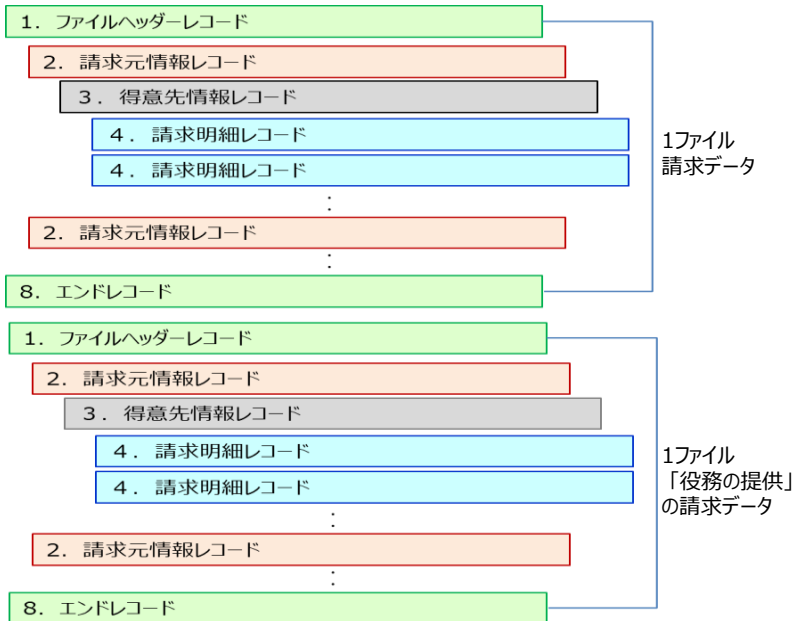
No.	Content	条件	Col	Picture	Format	Length	Description
1	レコード区分	◎	1	X(01)	CH	1	レコードの種類を表わす「8」
2	データシリアルNo.	◎	2	9(07)	ZD	7	データ通しNo. ファイルヘッダー単位で1番より付番
3	レコード件数	◎	9	9(06)	ZD	6	システムによりカウント方法に差がある
4	生販金額合計	△	15	S9(11)	ZD	11	明細レコードの生販金額合計
5	割戻金額合計	△	26	S9(11)	ZD	11	明細レコードの割戻金額合計
6	回収容器金額合計	△	37	S9(11)	ZD	11	明細レコードの回収容器金額合計
7	登録番号	○	48	X(14)	CH	14	請求者の登録番号
31	請求番号	△	116	X(10)	CH	10	請求単位で発番する一意のコード
32	余白		126	X(3)	CH	13→3	

元納品日
 明細行レコード又は明細行オプションレコードが複数行ある場合は、その明細の中の直近（日付の大きい）の最終元納品日をセットする。

Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

② データ種別:16 販売促進金請求データ（卸→メーカー）

● レコード作成イメージ



不足項目

- メーカーと卸店両方の登録番号
- 「対価の返還」と「役務の提供」に係る税率ごとの消費税合計及び適用税率
- ※既存は、上記それぞれ1つしか持っていない



対応

- 不足項目の追加・変更せず、ファイルを分けて対応する。
- 「役務の提供」が発生する場合は、ファイルを分ける。
- ※「対価の返還」(メーカー)と「役務の提供」(卸店)の判断は、登録番号区分（新規）により判断する。

● 4.請求明細レコード

No.	Content	条件	Col	Picture	Format	Length	Description
1	レコード区分	◎	1	X(01)	CH	1	レコードの種類を表わす'4'固定
21	対象期間（開始日）	○	101	X(08)	CH	8	販売促進金データにおける販売促進期間又は合算されたデータの計上日の範囲を示す。 ※「対価の返還」の場合、元納品日の期間
22	対象期間（終了日）	○	109	X(08)	CH	8	
23	販売促進企画番号	○	117	X(10)	CH	10	
24	販売促進金摘要コード	△	127	X(02)	CH	2	△△：@@@@@ 01～89：@@@@@ 90～98：各社任意コード 99：その他

← 「対価の返還」の場合は、元納品日の期間をセット

● 8.エンドレコード

No.	Content	条件	Col	Picture	Format	Length	Description
7	登録番号	○	38	X(14)	CH	14	登録番号区分△：メーカーの登録番号 登録番号区分1：卸店の登録番号
8	消費税区分	○	52	X(01)	CH	1	No.9～10の項目に消費税を含んでいるかどうかを表示 △：外税 1：内税
9	標準税率適用合計金額	○	53	S9(11)	ZD	11	標準税率適用の対価の合計金額
10	軽減税率適用合計金額	○	64	S9(11)	ZD	11	軽減税率適用の対価の合計金額
11	消費税額（標準税率適用）	○	75	9(10)	ZD	10	標準税率適用の消費税額
12	消費税額（軽減税率適用）	○	85	9(10)	ZD	10	軽減税率適用の消費税額
13	非課税適用合計金額	○	95	S9(11)	ZD	11	非課税適用の対価の合計金額
14	登録番号区分	○	106	X(1)	CH	1	△：メーカー 1：卸店（役務の提供等）
15	余白		107	X(22)	CH	23→2 2	

← セット内容変更

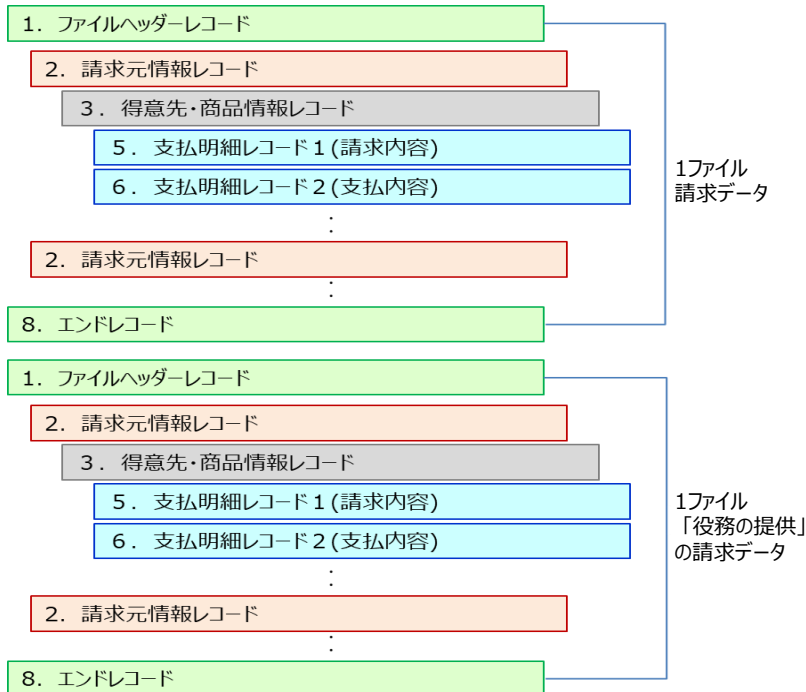
← 項目追加

← 桁数変更

Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

③ データ種別:17 販売促進金支払データ（メーカー→卸）

● レコード作成イメージ



販売促進金請求データと同様

不足項目

- メーカーと卸店両方の登録番号
- 「対価の返還」と「役務の提供」に係る税率ごとの消費税合計及び適用税率
- ※既存は、上記それぞれ1つしか持っていない



対応

- 不足項目の追加・変更せず、ファイルを分けて対応する。
「役務の提供」が発生する場合は、ファイルを分ける。
- ※「対価の返還」(メーカー)と「役務の提供」(卸店)の判断は、登録番号区分（新規）により判断する。

● 5.支払明細レコード1（請求内容）

No.	Content	条件	Col	Picture	Format	Length	Description
7	請求計上金額	◎	31	9(11)	ZD	11	販売促進請求データ4-15.「請求計上金額」
8	請求金額計算区分	◎	42	X(01)	CH	1	販売促進請求データ4-16.「請求金額計算区分」
9	請求消費税額	△	43	9(10)	ZD	10	販売促進請求データ4-17.「請求消費税額」
10	消費税計算区分	△	53	X(01)	CH	1	販売促進請求データ4-18.「消費税計算区分」
11	消費税区分	◎	54	X(01)	CH	1	販売促進請求データ4-19.「消費税区分」
12	請求区分	◎	55	X(01)	CH	1	販売促進請求データ4-20.「請求区分」
13	対象期間（開始日）	○	56	X(08)	CH	8	販売促進請求データ4-21.「対象期間」（開始日）
14	対象期間（終了日）	○	64	X(08)	CH	8	販売促進請求データ4-22.「対象期間」（終了日）
15	販売促進企画番号	○	72	X(10)	CH	10	販売促進請求データ4-23.「販売促進企画番号」
16	販売促進金摘要コード	△	82	X(02)	CH	2	販売促進請求データ4-24.「販売促進金摘要コード」 △△：@@@@@ 01～89：@@@@@ 90～98：各社任意コード 99：その他
17	余白		84	X(45)	CH	47→45	

「対価の返還」
請求の場合は、
元納品日の期
間

項目追加

桁数変更

販促金摘要コード

01	センター費	08	展示会コマ代	15	在庫補償	22	新規定番導入料	29	流通加工費補助
02	大陳料	09	展示会条件	16	前替補償	23	トラックチャーター料	30	物流補助
03	拡売協力金	10	キャンペーン協力金	17	見切り処分代	24	定番補填	他	
04	チラシ代	11	フェア協賛金	18	創業祭キャンペーン協力金	25	商品検査料		
05	カタログ代	12	返品不可助成金	19	新店キャンペーン協力金	26	データ料		
06	ポップ代	13	返品補助金	20	改装キャンペーン協力金	27	販売実績報告料		
07	販促企画補助	14	在庫処分値差補填金	21	月間奉仕登録料	28	アルバイト料		

Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

● 8. エンドレコード

No.	Content	条件	Col	Picture	Format	Length	Description
10	登録番号	○	59	X(14)	CH	14	登録番号区分△:メーカーの登録番号 登録番号区分1:卸店の登録番号
11	消費税区分	○	73	X(01)	CH	1	No.9~10の項目に消費税を含んでいるかどうかを表示 △:外税 1:内税
12	標準税率適用 合計金額	○	74	S9(11)	ZD	11	標準税率適用の対価の合計金額
13	軽減税率適用 合計金額	○	85	S9(11)	ZD	11	軽減税率適用の対価の合計金額
14	消費税額 (標準税率適用)	○	96	9(10)	ZD	10	標準税率適用の消費税額
15	消費税額 (軽減税率適用)	○	106	9(10)	ZD	10	軽減税率適用の消費税額
16	非課税適用 合計金額	○	116	S9(11)	ZD	11	非課税適用の対価の合計金額
17	登録番号区分	○	127	X(1)	CH	1	△:メーカー 1:卸店(役務の提供等)
18	余白		128	X(1)	CH	2→1	

← セット内容変更

← 項目追加

← 桁数変更

2-5. その他

① バージョン変更

システム	現	新
出荷案内	3版訂4	4版
販売促進金	1版訂1	2版

● ファイルヘッダーレコード

No.	Content	条件	Col	Picture	Format	Length	Description
1	レコード区分	◎	1	X(01)	CH	1	レコードの種類を表わす「1」
21	データ有無サイン	◎	125	X(01)	CH	1	△:通常 1:データ無し
22	フォーマットバージョンNo.	◎	126	X(01)	CH	1	固定 システムにより数値は異なる
23	余白	△	127	X(02)	CH	2	

- ※ 出荷案内システムでは、固定で「4」をセットする。
 ※ 販売促進金システムでは、固定で「2」をセットする。

② 修正インボイス

- 請求データ又は販売促進金請求データのみのインボイスで修正がある場合は、次月以降の請求データ又は販売促進金請求データで表現する。
- 販売促進金請求データと販売促進金支払データの一体型インボイスで修正がある場合は、販売促進金支払データの請求金額に対する支払金額の修正で表現する。

③ ご利用にあたって

- 開始時期は、メーカー・卸間の相対で決める。
 - ・ 遅くとも2023年10月分の請求・支払より切り替える。
 - ・ 返品等（対価の返還）については、元納品日が必要となりますので、出荷案内データへのセットタイミングに注意する。
- データ交換処理のルール化にとどまらず、そのデータに基づき作業する一連の業務について、ルールを整備し、メーカー・卸間で明確する。

※ 詳しくは、日食協HP「各種フォーマット」→「日食協標準EDIフォーマット」ページ参照。

<http://nsk.c.ooco.jp/form.html>

Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

3. 流通BMS

以下の流通BMSメッセージに対し、メッセージバージョンアップ（以下、Ver.UP）及びコードリスト等が変更されます。
詳しくは、「流通システム標準普及推進協議会（流通BMS協議会）」HPの「流通BMS標準仕様」参照。

https://www.gs1jp.org/ryutsu-bms/standard/standard01_1.html

- 返品メッセージ (Ver.UP) (小売 → 卸)
- 返品受領メッセージ (Ver.UP) (卸 → 小売)
- 請求鑑メッセージ (Ver.UP) (卸 → 小売)
- 支払案内メッセージ (コードリスト追加) (小売 → 卸)

3-1. 対応パターン

小売と何をインボイスとするかは、相対で確認・調整してください。

紙	流通BMSメッセージ
納品書	出荷メッセージ
請求書	請求鑑/請求メッセージ
支払通知書	支払メッセージ
納品書+請求書	出荷メッセージ+請求鑑/請求メッセージ
納品書+支払通知書	出荷メッセージ+支払メッセージ

※紙とメッセージの組合せも可。

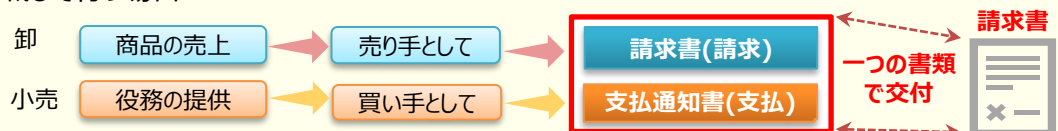
3-2. 改訂ポイント

① 返還インボイスにおける元納品日

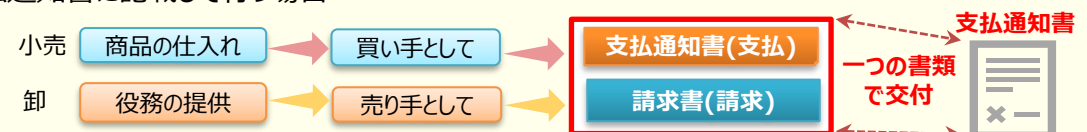
返品、値引、割戻し等の売上げに係る対価の返還等を行う場合には、その売上げに係る元納品日が必要。

② 請求書又は支払通知書内に売り手と買い手の登録番号等が必要になる場合がある

- 卸が商品の売上げの請求と卸が担って小売に提供した「役務の提供」の費用請求を一つの請求書に記載して行う場合



- 小売が商品の仕入れの支払いと小売が担って卸に提供した「役務の提供」の費用請求を一つの支払通知書に記載して行う場合



【必要となる項目】

- 売り手と買い手の登録番号
- 「商品の仕入れ又は売上げ」に係る税率ごとの消費税合計及び適用税率
- 「役務の提供」に係る税率ごとの消費税合計及び適用税率

Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

3-3. 改訂概要

インボイス記載要件に対する改訂概要。

	インボイス記載要件	メッセージ	内容
1	登録番号（売り手）	請求鑑メッセージ（Ver.UP）	既存に登録番号があるが、もう一つ登録番号項目を追加
		支払メッセージ（コードリスト追加）	支払内容を表すコードリストに「9000」（登録番号）を追加
2	税率ごとの合計（税抜又は税込）	請求鑑メッセージ 支払メッセージ	既存で対応可
3	適用税率とそれぞれの消費税額	請求鑑メッセージ 支払メッセージ	既存で対応可
4	取引内容	受領メッセージ	取引明細を受領メッセージで表す
		返品/返品受領メッセージ	返品（返還）を返品/返品受領で表す
5	元納品日（譲渡日）	返品/返品受領メッセージ（Ver.UP）	元納品日として、「譲渡年月1」（From）と「譲渡年月2」（To）を新規に任意項目として追加

3-4. チェンジメッセージ等

① 返品/返品受領メッセージ（Ver.UP）

元納品日（From/To）：任意項目として「譲渡年月1」（From）と「譲渡年月2」（To）を追加。

② 請求鑑メッセージ（Ver.UP）

- 卸登録番号：請求鑑メッセージ「項目番号338：適格請求書発行事業者登録番号」に格納。
- 小売登録番号：小売登録番号を新規で任意項目として追加。

③ 支払メッセージ（コードリスト追加）

- 卸、小売どちらの登録番号も、支払メッセージ「項目番号192：支払内容」に登録番号を表す新規コード「9000」を追加。
- 「項目番号193：支払内容個別」に売り手を表すコードを設定。
- 支払内容（個別名称）に売り手の企業名を全角でセット。
- 支払内容（個別名称カナ）に登録番号を半角でセット。

【例】

※A

※B

※C

支払内容：9000(登録番号) / 支払内容(個別)：0001(卸登録番号) / 支払内容個別名称カナ：T1234567890123

支払内容：9000(登録番号) / 支払内容(個別)：0002(小売登録番号) / 支払内容個別名称カナ：T3210987654321

※A 項目番号192：支払内容 は、9000（登録番号）をコードリストに新規で定義。

※B 項目番号193：支払内容（個別）は、「支払内容」の内訳として、小売側で独自に管理しているコードを設定可能。

※C 項目番号193：支払内容個別名称は、「支払内容（個別）」に対する個別名称として、

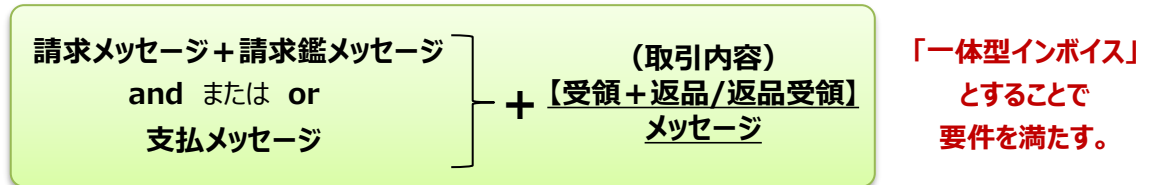
小売で独自に設定可能＝登録番号を格納。

Ⅲ. 標準書式とEDIフォーマット等

3-5. その他

① 取引内容（品代明細・返品）

取引内容を流通BMSメッセージで満たす場合、「受領メッセージ+返品メッセージ」又は、「受領メッセージ+返品受領メッセージ」で要件を満たす。



② 修正インボイス

- ・ 請求データ又は支払データのためのインボイスで修正がある場合は、次月以降の請求データ又は支払データで表現する。
- ・ 請求・請求鑑メッセージと支払メッセージの一体型インボイスで修正がある場合は、支払メッセージ上の請求金額に対する支払金額の修正で表現する。

③ 「値引・割戻し」、「役務の提供」

「値引・割戻し」、「役務の提供」は、多岐に渡る要件を容易に標準化できる内容でないため、新たなメッセージを用意せず、現行の流通BMS運用の範囲でインボイス要件を満たす運用を継続する。

IV. よくある質問（FAQ）

IV. よくある質問（FAQ）

分類

- ・ 適格発行事業者 登録番号 : 適格発行事業者及び登録番号に関して No.1~3
- ・ インボイス : 適格請求書（インボイス）に関して No.4~21
- ・ 見積りインボイス : 適格請求書の見積りインボイスに関して No.22
- ・ 返還インボイス : 適格返還請求書（返還インボイス）に関して No.23~27
- ・ 修正インボイス : 修正した適格請求書（修正インボイス）に関して No.28~31
- ・ インボイスの保存 : 適格請求書（インボイス）の保存に関して No.32~41
- ・ 仕入税額控除 : 仕入税額控除に関して No.42~44
- ・ その他 : その他全般 No.45~49

No	分類	質 問	回 答
1	適格発行事業者 登録番号	適格請求書発行事業者と把握していたメーカーから受領した請求書に登録番号の記載がありませんでした。 メーカーが適格請求書発行事業者であるか、国税庁のホームページで調べるなど何か方法はありませんか。	メーカーに確認してください。 「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」では、登録番号を検索キー（「事業者名」、「登録年月日」、「業種」などをキーとした検索はできない）として確認することのみとなります。 なお、詳細については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」をご確認ください。
2	適格発行事業者 登録番号	契約書等にて登録番号を取り交わしている場合、請求書への登録番号の記載を省略してもよろしいでしょうか。	契約書等と請求書の相互の関連（事業者名等）により、登録番号が確認できれば省略できます。
3	適格発行事業者 登録番号	2023年10月適格請求書等保存方式が開始された以降、初回の請求締め処理に登録番号の取得が間に合わなかった場合、どのようにしたらよろしいでしょうか。 また、受領した請求書に適格請求書発行事業者登録番号の記載がなかった場合、どのようにしたらよろしいでしょうか。	登録番号の通知を受けた後に適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて交付する必要がありますが、通知を受けた後に登録番号などの適格請求書の記載事項として不足する事項を書面等にて通知することで、既に交付した請求書と合わせて適格請求書の記載要件を満たすことができます。 （登録番号の記載がなかった場合の対応） ①適格請求書発行事業者の登録がされていない場合 交付元が登録申請し、登録番号の通知を受けたあとに適格請求書の記載事項を満たした請求書を交付し受領する。若しくは登録番号を書面等で通知を受けることで、既に受領した請求書と合わせて適格請求書の記載事項を満たすようにしてください。もし、未登録のまま取引を継続した場合は、当該取引における仕入税額控除はできません。 ②適格請求書発行事業者の登録がされている場合 次のいずれかの対応をしてください。 ・登録後、適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて受領する。 ・登録後、登録番号を書面等で通知を受けるなどして、既に受領した請求書と一緒に保存する。 ・予め適格請求書発行事業者登録番号を記載した売買契約書等を取り交わし、当該契約書と請求書の相互の関連（事業者名等にて）を確認できるようにしておく。 なお、2023年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けるには、2023年3月31日までに登録申請書を提出することとされており、取引先に追加的な事務負担を発生させないように期限に間に合うように登録申請書の提出をしてください。 ※《参考資料》⑥P.25問31「登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い」参照。
4	インボイス	適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。	適格請求書の様式は、法令等で定められていません。 適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当します。

IV. よくある質問（FAQ）

No	分類	質 問	回 答
5	インボイス	2023年10月前に登録番号の通知を受けている場合、2023年10月の適格請求書等保存方式の開始を待たずに登録番号を請求書又は支払通知書に記載してもよろしいでしょうか。	2023年10月以前に区分記載請求書等に登録番号を記載しても差し支えありません。 なお、登録番号の効力は、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日（登録日）となります。また、登録日は、2023年10月以前に登録通知を受けた場合であっても、登録日は2023年10月1日となります。
6	インボイス	売り手が適格請求書発行事業者登録番号を取得しているが、請求書に登録番号の記載がなかった場合、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で売り手の登録番号の確認ができれば、買い手側で追記してもよろしいでしょうか。	買い手による登録番号の追記はできません。 売り手から請求書を再交付してもらう必要があります。 ※ 参考No.3参照。
7	インボイス	当社は名称に代えて取引先と共有する取引先コード（取引先コード表により当社の名称等の情報を共有）を請求書に記載しています。取引先コード表の内容に登録番号を追加することにより、適格請求書の記載事項を満たすことになりますか。	下記要件を満たすことにより、適格請求書の記載事項を満たすことになります。 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを適格請求書発行事業者と相手先の間で共有しており、買い手においても取引先コードから登録番号が確認できる場合は、取引先コードを記載することにより、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載があると認められます。なお、売り手が適格請求書発行事業者でなくなった場合は、速やかに取引先コード表を修正する必要があるほか、事後的な確認を行うために売り手が適格請求書発行事業者である期間が確認できる措置を講じておくことをお勧めします。
8	インボイス	メーカーが「適格請求書発行事業者」にも関わらず、受領した請求書がインボイスの要件を満たしていません。メーカーに問い合わせてインボイスを再交付してもらう必要はありますか。	適格請求書発行事業者は、販売先から求められたときインボイスを交付しなければなりません。 従って、メーカーが適格請求書発行事業者である場合、インボイス要件を満たしたインボイスを再交付してもらう必要があります。 また、区分記載請求書とは異なり、インボイス方式では交付を受けた事業者が手書きなどで追記することは認められていません。 また、仮に「軽減税率対象資産である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載が漏れていた、誤りがあった場合は、メーカーに修正したインボイスの再交付を依頼してください（自ら追記や修正を行うことはできません）。
9	インボイス	請求書と支払通知書を一体としてインボイスとするのは、どのようなケースでしょうか。また、この場合の注意点を教えてください。	ご質問のケースは、請求金額等に対し照合結果を加減算して支払う場合等におけるケースなどです。請求書に記載の税額と支払通知書の仕入税額が異なるような場合、請求書と支払通知書を一体でインボイスとすることで、インボイスと仕入税額を一致させます。 注意点としては、支払通知書についてもインボイス記載要件を満たし、支払通知書に該当請求書ナンバー等を記載する又は請求年月日等を記載することで相互の関連を持たせる必要があります。
10	インボイス	適格請求書には、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となるそうですが、消費税額等を計算する際の1円未満の端数処理はどのように行えばよろしいですか。	一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。 なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意となります。
11	インボイス	現在、請求明細書の明細ごとに税額計算し、その計算した税額を積上げ計算していますが、適格請求書等保存方式でも同様に税額計算してもよろしいでしょうか。	一の適格請求書に記載されている明細の個々の商品ごとに消費税額等を計算し、円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められていません。 適格請求書の税率ごとに対価の額の合計を求め、その税率ごとの合計額より税額計算を1回行ってください。（端数処理1回）
12	インボイス	当社は、受発注や納品などの日々の取引について、取引先と電磁的記録の交換を行っています。請求書は、税率ごとの請求合計金額、消費税額、登録番号等の記載を行い、月まとめて書面にて取引先に交付しようと考えておりますが、取引明細については、電磁的記録である請求明細にしようと考えています。このような場合であっても、適格請求書を交付したことになりますか。	交付したことから差し支えありません。 適格請求書は、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく書類相互（書類と電磁的記録）の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されれば、複数の書類や書類と電磁的記録の全体により、適格請求書の記載事項を満たすことになります。 なお、請求明細に係る電磁的記録については、提供した適格請求書に係る電磁的記録と同様の措置等を行い、保存する必要があります。

IV. よくある質問（FAQ）

No	分類	質 問	回 答
13	インボイス	当社は卸売を営んでいますが、小売との取引を「請求レス」で行っている場合、どのように対応すべきでしょうか。	「請求レス」の場合、買い手が売り手に代わってインボイス交付することになります。 今回の例ですと、小売（買い手）が返還インボイスの記載要件を満たした「支払通知書」を卸（売り手）に交付し、卸（売り手）の確認を受け、小売・卸双方で同一の書類を保管する必要があります。その際注意すべきなのは、「支払通知書」には卸（売り手）の登録番号の記載が必要であり、また、卸（売り手）への内容確認行為が必要となります。確認行為についてはP.21,53「支払通知書の相手方への確認方法」参照。
14	インボイス	当社の商品売上げは、請求書を交付することなく、相手方から交付される支払通知書に基づき支払いを受けています。また、返品があった場合には、支払通知書にその内容等が記載されていますが、こうした場合であっても、適格請求書等保存方式の必要がありますか。 なお、相手方は仕入税額控除の適用を受けるために支払通知書を保存しています。	改めて適格返還請求書を交付しなくても差し支えありません。 相手方が仕入税額控除のために作成・保存している支払通知書に、返品に関する適格返還請求書として必要な事項が記載されていれば、貴社と相手方間で、貴社の売上げに係る対価の返還等の内容について確認されたこととなります。 なお、貴社は支払通知書を保存する必要があります。
15	インボイス	売り手に代わって買い手が交付する支払通知書には、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」と「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要とのことですが、税抜きの仕入金額と消費税額等を記載することで、必要な記載事項を満たすことになりますか。	「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」は、税込金額となりますが、税率ごとに区分した仕入金額の税抜きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することで、その記載があるものとして取り扱われます。
16	インボイス	当社は、支払通知書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。支払通知書を保存することによって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすそうですが、相手方への確認は、どのように行えばよろしいですか。	仕入税額控除の適用を受けるための請求書等に該当する支払通知書等は、相手方の確認を受けたものに限られます。 この相手方の確認を受ける方法として、具体例として、次のものが該当します。詳しくはP.21,52「相手方への確認方法」参照。 ①紙の支払通知書に「送付後一定期間に連絡がない場合は、確認済と致します」等を記載し、連絡がない場合は、確認済とする。 ②「支払通知書送付後一定期間に連絡がない場合は、確認済と致します」等を記載した売買契約書等を締結しておく。 ③EDI、メール、ファックス、WEBダウンロードの場合は、システム的に確認記録が残るので、これをもって一定期間に連絡がない場合は、確認済みとする。
17	インボイス	当社は、日用雑貨卸で、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありませんが、請求書を適格請求書とするためには何が必要でしょうか。	貴社の対応としては、これまで請求書等の記載事項に加え、適格請求書として必要な事項（P.14「7-2.適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項等」参照）を記載することが必要です。 販売する商品が軽減税率の適用対象とならないもののみであれば、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要です。また、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）の記載があれば、結果として「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」の記載があるものとなります。 なお、適用税率（10%）消費税額等の記載が必要となる点には、ご注意ください。
18	インボイス	小売の個別様式の請求書、支払通知書、個別EDIフォーマットは、小売からの依頼有無に関わらず、インボイス対応が必要になりますか。	インボイス対応する必要がありますので、小売へ仕様を確認の上、対応してください。 この場合、小売へインボイス要件を満たす対応を依頼してください。
19	インボイス	不動産賃借料、税理士顧問料等、請求書を受領せずに契約書に基づき支払を行っているケースにおいてもインボイス制度導入後は請求書を貰う必要がありますか。	課税事業者は「契約書 + 取引を行った事実を客観的に示す書類」を保存しておくことで、仕入税額控除できます。よって請求書を貰う必要はありません。 例えば、適格請求書の記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外）が記載された契約書に加え、通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）や銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書の保存があるものとして保存することができます。

IV. よくある質問（FAQ）

No	分類	質 問	回 答
20	インボイス	商品に紐付かない税率10%のみとなる請求書（例、データ処理料請求書等）においても、適格請求書等保存方式に必要な項目記載が必要となりますか。	適格請求書等保存方式に必要な項目記載が必要です。 なお、税率10%のみの請求書の場合、税率8%の合計額及び税額の記載は省略できます。
21	インボイス	請求通りに支払う場合、請求書がインボイスとなりますが、振込側（仕入れ側）が銀行手数料を差し引いて支払う場合、仕入先に支払通知書として銀行手数料のインボイスを交付しなければ、いけませんでしょうか。 またこの場合、銀行手数料のインボイスを交付せずに対応する方法等ありますか。	下記の対応が、考えられます。 ①売上に係る対価の返還とする（売上割戻）。 ②代金振り込みの役務提供とする（仕入税額控除）。 ③買い手側が振込料を立替払いしたとする（銀行振込手数料と同額の場合のみ）。
22	見積りインボイス	当社では、水道光熱費など検針等に一定期間を要し、課税仕入れを行った課税期間の末日までに支払対価の額が確定しない課税仕入れについては、対価の額を見積もることにより仕入税額控除を行っています。適格請求書等保存方式の下において、このような見積額による仕入税額控除の取扱いはどうになりますか。	課税期間の末日までにその支払対価の額が確定せず、見積額で仕入税額控除を行う場合の取扱いについては、以下のとおりとなります。 なお、以下①②のいずれの場合も、その後確定した対価の額が見積額と異なるときは、その差額を、その確定した日の属する課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額に加算し、又は当該課税仕入れに係る支払対価の額から控除することとなります。 ①見積額が記載された適格請求書の交付を受ける場合 取引の相手方から見積額が記載された適格請求書の交付を受ける場合、これを保存することで見積額による仕入税額控除が認められます。 ②見積額が記載された適格請求書の交付を受けられない場合 見積額が記載された適格請求書の交付を受けられない場合であっても、電気・ガス・水道水の供給のような適格請求書発行事業者から継続して行われる取引については、見積額が記載された適格請求書や支払通知書の保存がなくとも、その後、金額が確定したときに交付される適格請求書を保存することを条件として、課税仕入れを行う事業者が課税期間の末日の現況により適正に見積もった金額で、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。
23	返還インボイス	返品適格返還請求書を交付する場合、「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日又は年月」とありますが、その返品商品がいつ販売したものかわからない場合、記載しなくてよいでしょうか。 また、記載する場合、「年月日」の具体的な記載方法を教えてください。	記載は必要となります。 適格返還請求書は、「売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」が記載事項とされています。 この場合の年月日は、課税期間の範囲で一定の期間の記載でも差し支えありません。 なお、「返品の原因となった売上げの年月日」を正確に特定することが困難な場合は、厳密性は問いませんので、販売実績又は仕入実績より、実績（直近・過去等）のあった正確な年月日を記載してください。 例えば「月単位」、「〇月～△月分」などの記載や、また、返品等の処理を継続的にしているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」を記載することもできます。 例.（正）2023年10月（誤）2023年度 2023年10月～11月
24	返還インボイス	「当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等を行った年月日」記載について。 ①返品等において、課税期間外の返品等があった場合、年月日記載は、いつの年月日を記載すればよいですか。 （前年度の課税期間に販売した返品に対する年月日の記載） 例えば、以下の場合の記載。 ・課税期間：2024年4月～2025年3月 ・販売日：2024年1月 ・返品発生日：2025年2月 ②継続取引等を条件に「前月末日」の記載が認められていますが、例えば「2024年10月」の場合、一律「前月末日」の記載でもよろしいでしょうか。 ③年月日記載を取引明細ごとに記載せず、請求書の摘要などに、取引明細中の直近「最終販売年月日」等の記載でも、よろしいでしょうか。	①前年度の課税期間であっても、実際の販売日の記載で結構です。 ②継続取引等を条件に「前月末日」（前月末日の日付）の記載が認められています。 そのため、実際に前月末日に課税資産の譲渡等が行われていれば、「前月末日」と記載することも、認められます。 なお、実際に毎月末日に取引が行われているかは定かではない場合には、一定の幅を持った記載（＝「前月分」）といった形で記載することも一案です。 ③認められます。

IV. よくある質問（FAQ）

No	分類	質 問	回 答
25	返還インボイス	当社は、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。適格請求書等保存方式においては、請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。	販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当します。従って、貴社は取引先に対し課税資産の譲渡等と売上げに係る対価の返還等を行っていることから取引先に対し、適格請求書と適格返還請求書を交付する義務があります。 当月販売した商品について適格請求書として必要な事項を記載するとともに、前月分の販売奨励金について適格返還請求書として必要な事項を記載すれば、1枚の請求書で交付することができます。 また、継続して、課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに請求書等に記載することで、適格請求書に記載すべき「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」と適格返還請求書に記載すべき「売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等」の記載を満たします。
26	返還インボイス	取引先の売上高に応じて、販売奨励金を支払っていますが、この販売奨励金について、請求書に記載するケースもあれば、先方より請求書を受領するケースもあります。これに対し、全て当社からの請求書交付に切り替える必要はあるでしょうか？	販売奨励金等に係る請求書は「適格返還請求書」に該当し、買い手となる取引先より求められた場合、売り手は交付する義務がありますが、買い手が請求書を交付する場合は対価の返還に関する内容が共有されることから、改めて売り手から交付する必要はありません。
27	返還インボイス	メーカーとの割戻し（リベート類）において、同一商品で複数の条件（契約）がある場合も多く、請求書に各契約の内容に沿って明細単位(商品、日付、条件)でインボイスを発行すると、品代の取引を上回る大量の明細行が発生します。現状では、請求明細や支払明細といった明細単位でのやり取りを実施していないことから、メーカー、月、消費税率の単位で集計した結果を請求書に記載（「〇月〇日～〇月〇日 合計△△△ 税率8% 消費税額（税率単位）」し、インボイスとする事は可能ですか。 なお、請求書と帳簿との紐付けが可能となる様に整備する等、認められる場合の前提条件はありますか。	一定期間を纏めて記載したインボイスを交付することは可能なため、この記載方法も認められます。
28	修正インボイス	交付した適格請求書の記載事項に誤りがあった場合、何か対応が必要ですか。	記載事項に誤りがあった場合は、これらの書類を交付した相手方（課税事業者に限る）に対して、修正した適格請求書又は適格返還請求書を交付しなければなりません。 なお、自ら追記や修正を行うことはできませんが、買い手が売り手に代わって、修正インボイスを交付することができます。 また、このような場合に売り手、買い手側でどのような対応とするか、事前に運用ルールを決めておくことをお勧めします。
29	修正インボイス	当社は適格請求書と適格請求明細データを一体として、相手方に交付していますが、適格請求書を出力ならびに適格請求データ作成後に間違っていた場合の対処方法について教えてください。 ①交付前であれば訂正し、再作成し交付しなければなりませんか。 ②交付後、間違いに気づいた場合、次月請求書にて訂正箇所を記載し、交付することでもよいでしょうか。	①交付前であれば、正しい適格請求書並びに適格請求データを再作成し、交付してください。 ②次月分に訂正分を含めてもかまいません。 なお、先に交付した適格請求書と関連づけられており、訂正箇所が特定できるようしておく必要があります。 例えば、赤黒の訂正記載するの一つの方法です。
30	修正インボイス	買い手が修正インボイスを交付する際、修正内容のみの記載で問題ないでしょうか。	修正元となる請求書があり、それに対する修正であることを明確にする必要があり、修正のみの記載は認められません。 修正インボイスの元となる請求書の請求ナンバーや請求額などを記載し、関連性を明示する必要があります。
31	修正インボイス	日々仕入を行っている商品のうち、一部の商品で単価相違があった場合、修正インボイスを卸が発行する場合、「〇月〇日～〇月〇日 商品××× 単価相違 バラ100円 → バラ120円 合計△△△ 税率8% 消費税額」といった様に、100円の赤を記載せずに、1行まとめた記載でもよろしいでしょうか。	1行まとめた記載でも結構です。

IV. よくある質問（FAQ）

No	分類	質 問	回 答
32	インボイスの保存	交付した適格請求書の写しや提供した適格請求書に係る電磁的記録は、何年間の保存が必要ですか。	交付した日又は提供した日の属する課税期間末日の翌日から2月を経過した日から7年間となります。
33	インボイスの保存	適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しの保存が義務付けられるとのことですが、「交付した適格請求書の写し」とは、交付した書類を複写したものでなければならないのですか。	適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存義務があります。「交付した適格請求書の写し」とは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、その適格請求書の記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれます。 例えば、適格簡易請求書に係るレジのジャーナル、複数の適格請求書の記載事項に係る一覧表や明細表などの保存があれば足りることとなります。自己が一貫して電子計算機を使用して作成した適格請求書については、その写しを電磁的記録により保存することも認められます。
34	インボイスの保存	既存の自社発行の紙の請求書を所轄税務署長の承認を受け、電子帳簿保存法に準拠し、電子保存する場合、 ①インボイス対応で、再度、所轄税務署長の承認は必要ですか。 ②インボイス対応した適格請求書データをEDIにて交付した場合のデータ保存は必要ですか。	①再度、税務署長の承認は必要はありません（再申請不要）。 ②適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の保存義務がありますので、控えを保存してください。 なお、適格請求書をEDI等により交付した場合の控えデータの保存は、税務署長の承認を受ける必要はありません。 （詳しくはP.27～33参照） ※令和3年度（2021年度）電子帳簿保存制度の見直しにご留意ください。
35	インボイスの保存	インボイスの保存については「納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません」とありますが、電磁的記録の記録では、所在地はどの様に考えればよろしいでしょうか。	所在地は、本店等においてディスプレイによる閲覧や印刷ができる環境であれば問題ありません。
36	インボイスの保存	当社の場合、請求書を売掛データ⇒外部VAN業者にて変換処理⇒請求データにして送信しており、仕組み上売掛データがシステムに保存されます。この場合、売掛データが保存されていれば、請求データ控への保存と認められるのでしょうか。	売掛データが以下のすべての条件を満たしていれば認められます。 ①売掛データが適格請求書等保存方式の記載要件を満たしている。 ②相手方に交付した請求データと互換関係にある状態である。 ③電磁的記録による保存方法に準じている。
37	インボイスの保存	EDI取引データにおいては、訂正加除後の最終的な取引データの保存が可能とあります。その場合、確定データは自社システムに取り込まれた計上データになるため、その計上データを保存することでもよいでしょうか。 （EDI取引データそのものの保存ではなく、確定された計上データの保存。なお、EDI取引データから計上データまでは、正確性等が担保され、電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステムで、システム仕様書等が完備されている）	左記条件をもとに最終確定した計上データの保存も認められます。 （EDIデータそのままを保存しなくとも、各社のフォーマットに変換した後のデータでもよい）
38	インボイスの保存	請求書を電磁的記録による提供を受けた場合は、消費税基本通達11-6-3(5)の「その他、これらに準ずる理由により、請求書等の交付を受けられなかった場合」に該当することとされていましたが、適格請求書等保存方式でも同様ですか。	消費税法施行令第49条第1項第2号が改正されていることから、消費税基本通達11-6-3(5)は、適用できず、相手から適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録による提供を受けた場合、仕入税額控除の要件として、その電磁的記録を保存しなければなりません。
39	インボイスの保存	現状、データによる請求を受けており、この請求データを仕入税額控除のために保存することを考えていますが、電磁的記録をどのような方法で保存すればよいですか。	電磁的記録の保存方法は、P.27～33「11.適格請求書等の保存」を参照し、保存してください。
40	インボイスの保存	同じ内容について紙とデータの両方受け取った場合、その両方について保存しておく必要はありますか。	電子取引データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りる。ただし、電子取引データに書面で受領した取引情報（取引内容等）を補完するような取引情報が含まれている場合等には、いずれについても保存が必要になります。

IV. よくある質問（FAQ）

No	分類	質 問	回 答
41	インボイスの保存	受領したデータを一旦紙に出力し、それについてスキャナ保存を行うことにより保存することは認められますか。	消費税におけるインボイスの保存は、認められています。 一方、申告所得税及び法人税においては、他者から受領した電子データとの同一性が十分に確保できないことから、真実性確保のための要件（改ざん防止要件）が課されていない出力書面等による保存措置が廃止されたところであり、この出力書面による保存自体が認められないこととなったため、その出力書面をスキャナ保存することも認められていません。 しかしながら、「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための有期措置の整備」により、2022年1月1日から2023年12月31日の間は、電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置が設けられています（P.30参照）
42	仕入税額控除	適格請求書発行事業者ではないと把握していたメーカーから受領した請求書に登録番号の記載があり、当時は気づかず誤ってそのまま仕入税額控除を行いました。後日国税庁ホームページで検索・確認したところ、当該メーカーは適格請求書発行事業者に該当しませんでした。どのように対応すべきでしょうか。	免税事業者など適格請求書を交付できない事業者から受けた仕入れに係る消費税は仕入税額控除することができません。 適格請求書発行事業者でないメーカーから受け取った請求書を適格請求書と誤認して処理した場合、交付を受けた側に罰則はありませんが、仕入税額控除の対象金額から外す必要があります。 つまり、支払った消費税は控除できないため、費用として処理することになります。
43	仕入税額控除	3月決算企業において3月31日に仕入れを行った商品は、事業年度内に適格請求書を取得することは困難なため、従来どおり、消費税を計上し、仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。	消費税の申告期限までに請求書を受領していれば問題ありません。 しかし受領できなかった場合は、電気・ガス・水道水の供給のような継続して行われる取引については、インボイスの保存がなくとも、その後、金額が確定した時に交付される適格請求書を保存することを条件として、見積額（仕入税額）での仕入税額控除を認めることとして取り扱うことができます。もし仕入税額控除を行った金額と確定した金額とが異なるときには、その差額を確定した日の属する課税期間において調整してください。
44	仕入税額控除	適格請求書（インボイス）は、どのような事業者からも受け取り、保存しなければ仕入税額控除を受けることはできませんか。	一定の取引については、インボイスを入手しなくても帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。 詳しくは、P.35「12-4. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合」を参照。
45	その他	免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置が終了後、免税事業者が消費税分を上乗せして区分記載請求書の提供があった場合の対応として、優越的地位の乱用につながらない対処方法をご教示願います。 例えば、「消費税を請求しない様に申し入れ、請求書の再発行を依頼する」等の対処方法など。	① 免税事業者と交渉することは問題ない。 ② 売り手・買い手双方が合意することが必要です。
46	その他	インボイス制度に対応するためにシステム改修等を予定していますが、中小企業を対象とした補助金制度等がありますでしょうか。	令和3年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられていますので、ご検討ください。 詳しくは、中小企業庁HPを参照。 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/12/24/003_seisansei.pdf
47	その他	インボイス制度への対応は、事業遂行上、課税事業者はインボイスの交付及び保存等をしなければならなくなったために、必要な修正を行うものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないことから、当該改修に要する費用は修繕費（損金算入）として取り扱うこととして差し支えないでしょうか。	各システムのプログラムの修正が、消費税法改正による軽減税率制度（インボイス制度）の実施に対してなされているものに限定されていることにつき、作業指図書等で明確にされている場合には、修繕費（損金算入）として取り扱って差し支えありません。 ※ 国税庁HP Q&A 法人税 質疑応答事例「消費税の軽減税率制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて」参照。 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei.htm

IV. よくある質問（FAQ）

No	分類	質 問	回 答
48	その他	適格請求書発行事業者でないメーカーからの仕入れは仕入税額控除することができません。インボイス制度導入後は当該メーカーに消費税抜きでの請求を依頼してもいいですか。	メーカーに消費税相当を請求しないよう要求することはできません。メーカーとしては原材料を税込みで仕入れているため、卸売業への請求については、その分も価格に転嫁する必要があります。メーカーより仕入れることで発生した控除できない消費税額は卸売業が損失として負担することになります。この場合卸売業はメーカーに値下げを要求しなければ採算が悪化することとなり取引が困難となります。上記の場合、免税事業者であるメーカーは以下の選択を迫られることになります。 ① 販売先が仕入税額控除ができるよう適格請求書発行事業者（課税事業者）を選択し、インボイスの発行を行う。 ② 販売先（卸売）からの値下げ交渉に応じる。 ①の場合、インボイス対応や納税に伴う事務負担の増加が懸念されます。その点に配慮して免税事業者からの仕入税額控除不可への移行は段階的に行われます。免税事業者は最長6年をかけて事務負担の増加などに対応していく必要があります。一方で②の場合、独占禁止法上問題となる可能性があるため、行うべきではありません。価格交渉に応じないため取引をやめるなどの行為はすべきではありませんが、取引量は減少することが考えられるので①の選択を行う免税事業者は増えるものと考えられます。
49	その他	適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、学ぶ教材などありますか。	資料としては、P.5《参考資料》を参照ください。また、YouTube「国税庁動画チャンネル:消費税インボイス制度特集」にて、動画で学ぶことができます。 https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc

（このページは意図的に空白にしています）

添付資料

■ 添付資料

● 取引先への登録番号の通知とご依頼に関する文書例

20××年××月××日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇御中

会社名
部署

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、弊社までご連絡をお願い申し上げます。

何卒ご主旨をご理解賜り、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号

T×××××××××××××

2. 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼

課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問合せ先まで、ご連絡願います。

また、課税事業者以外（免税事業者等）の場合は、その旨、ご連絡をお願い致します。

もし、適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は、2023年3月31日までに取得願ひ、2023年5月31日までにご連絡をお願い致します。

3. 問合せ先

部署 氏名

住所

電話番号

メールアドレス

以上

■ インボイス制度対応専門部会 メンバー企業一覧

※50音順

● 卸売業・団体

伊藤忠食品(株)

加藤産業(株)

副座長 国分ビジネスエキスパート(株)

国分グループ本社(株)

(株)日本アクセス

日本酒類販売(株)

三井食品(株)

副座長 三菱食品(株)

座長 (一社) 日本加工食品卸協会

● 協力卸売業・団体

全国菓子卸商業組合連合会 (e-お菓子ねっと)

(株)種清 (e-お菓子ねっと、全国菓子卸商業組合連合会)

(株)山星屋 (e-お菓子ねっと、全国菓子卸商業組合連合会)

● オブザーバー

(一財) 流通システム開発センター

参加人数計 23 名

■ 改訂履歴

- 2021年 5月：第1版
- 2022年 3月：第2版
 - ・最新国税庁公開資料に基づき全般の参考資料を更新
 - ・「Ⅰ.適格請求書等保存方式（インボイス制度）の解説」
「11-5.帳簿書類の保存方法と電子帳簿保存制度の見直し」を「11-5.電子帳簿保存制度（電子帳簿保存法）」に変更し、内容を改訂。
 - ・「Ⅱ.具体的な対応」
「2-4.返還インボイスとリベート」追加。
「2-6.その他」:「③返還インボイスにおける「譲渡日（納品日）」記載について」の追加。
「3.インボイス（適格請求書）の保存」の改訂。
「7. 免税取引先等への対応」:「7-3. 注意事項」の内容を改訂
 - ・「Ⅲ. 日食協標準書式と標準EDIフォーマット等」について、公開資料を基に改訂
「1.日食協標準書式」の改訂。
「2.日食協標準EDIフォーマット」の改訂。
「3.流通BMS」の改訂。
 - ・FAQ追加（No.21,24,27,31,37,40,41,45,46,47,48）
 - ・誤字・脱字等を訂正

（このページは意図的に空白にしています）



インボイス制度対応－企業間取引の手引き

2022年3月 第2版

編集・発行  一般社団法人 **日本加工食品卸協会**

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階

電 話 03-3241-6568

F A X 03-3241-1469

U R L <http://nsk.c.ooco.jp/>

インボイス制度対応の補足事項

～「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」～

2023年 6月



一般社団法人 **日本加工食品卸協会**

インボイス制度対応専門部会

2022年3月「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」を公開後、税制改正などにより、国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」等の改訂情報及び酒類等空容器の取扱いなどについての補足情報について、ご案内いたします。

なお、対応にあたっては、本内容を参考に各社にてご検討ご判断のうえ対応ください。
また、今後の省庁からの発表により、最終的な対応内容が異なってくる可能性がありますので、最新情報に十分ご注意ください。

目次

1. 酒類等空容器の取扱い
2. 少額な返還インボイスの交付義務免除
3. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置
(少額特例)
4. 「再生資源利用促進法」に規定する「再生資源」に関する
取扱い

1. 酒類等空容器の取扱い

問. 酒類を販売している取引先から、使用済みの酒類空容器を引き取っており、会計上は「仕入取引」として処理しています。

この酒類空容器の取引について、消費税法上は「仕入取引」として取扱わないで、「売上げに係る対価の返還等」として取扱うことはできますか。

酒類空容器の取引について、会計上は「仕入取引」として処理している場合であっても、消費税法上「売上げに係る対価の返還等」として取扱うことができます。

また、その酒類空容器を引き取る取引先に対しては、必要な法定要件を記載した「適格返還請求書（返還インボイス）」を交付することが必要となります。

なお、空容器が1万円未満の場合は、返還インボイスの交付義務免除を適用することができ、その場合は、帳簿に対価の返還等に係る事項を記載し、保存することが必要となります。

【参考】 空容器代金の返還を・・

- ① 容器の販売と整理（仕入）：標準税率 → インボイス交付
- ② 対価の返還と整理（返還）：
標準税率（酒類等の空容器）又は軽減税率（清涼飲料の空容器）
→返還インボイス交付→1万円未満の場合は、交付義務免除あり（適用対象者の制限なし）

【参考資料】

- ・ 財務省「インボイス制度の負担軽減措置のよくある質問とその回答」(令和5年3月31日時点) 問13～18
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf
- ・ 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（令和5年4月改訂）」問29～31
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

○ 空容器の返還処理に係る適用税率・インボイスの交付について

- ビン入りの酒類・清涼飲料水等を販売したのち、容器が返却される際に“容器代金の返還”が行われることがあります。
- その場合、原則としては販売時点で、返還する金額を「容器保証金」として区分し「不課税取引」として処理することとされている（消基通5-2-6）ものの、中には、**区分せずに全体を課税で販売している場合**があります。
- インボイス制度開始後、小売業から卸売業に対する容器の返還については、インボイス又は返還インボイスの交付が義務付けられますが、**一定の場合、返還インボイスの交付義務が免除されます。**【R5税制改正】

＜取引イメージ＞



2. 少額な返還インボイスの交付義務免除

問. 少額な返還インボイスの交付義務免除について教えてください。

- 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます（新消法57の4③、新消令70の9③二）。
- 具体的には、返還した金額や値引き等の対象となる請求や債権の単位ごとに減額した金額により判定することとなります。
- 1万円かどうかの判定は、値引き等の金額に標準税率が適用されたものと軽減税率が適用されたものが含まれている場合であったとしても、適用税率ごとの値引き等の金額により判定するのではなく、返還した金額や値引き等の対象となる請求や債権の単位ごとの減額金額により判定することとなります。
- 適用対象者に制限はありません。また、適用期限のない恒久的な措置となります。
- 当協会では、振込手数料に関し、1万円未満に関係なく「役務の提供」としてインボイスを交付することを推奨しますが、1万円未満である振込手数料を値引きとし、返還インボイスを交付しない場合は、下記参考資料に具体的な内容が掲載されておりますので、参考にして対応ください。

【参考資料】

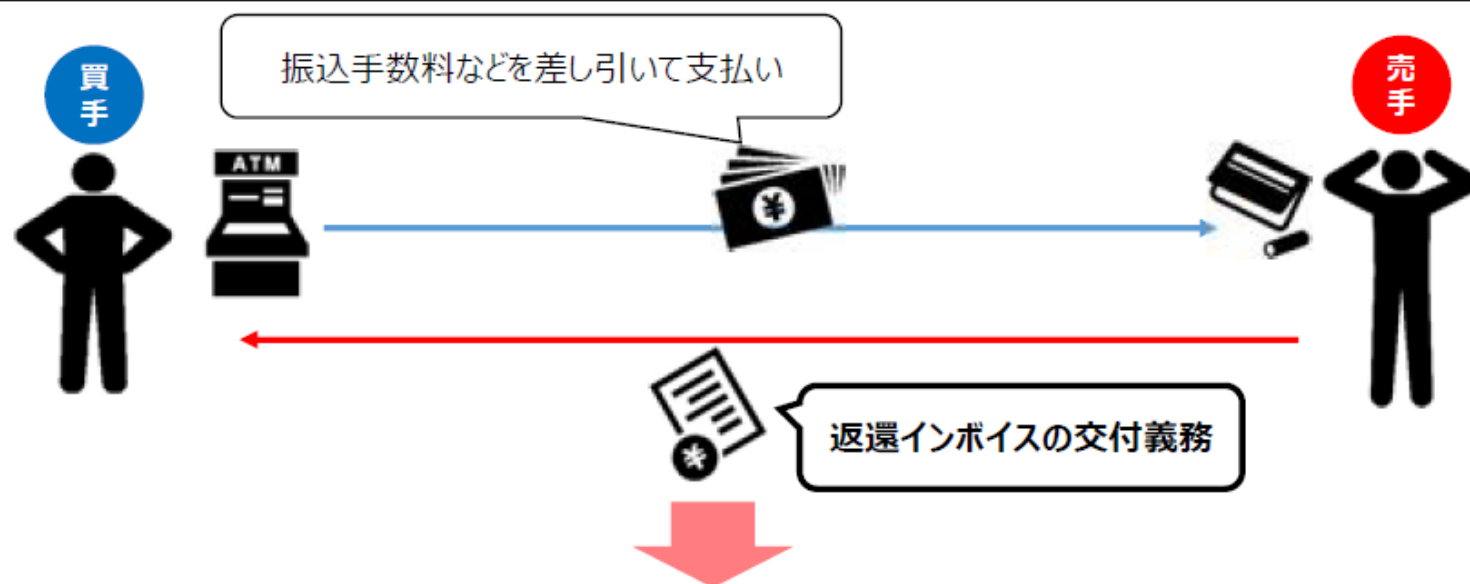
- ・ 財務省「インボイス制度の負担軽減措置のよくある質問とその回答」(令和5年3月31日時点) 問13～18
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf
- ・ 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A (令和5年4月改訂)」 問29～31
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

○ 少額特例な返還インボイスの交付義務の見直し【令和5年度改正】

- インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることとなる。
- この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた振込手数料相当額やその他の経費を、売手が「売上値引き」として処理する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。
 - ※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【改正内容】

- 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）については、返還インボイスの交付を不要とする。



改正内容：値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする

3. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

問. 一定規模以下の事業者に対する少額特例について教えてください。

- 国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置です。
- 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が、適用対象者となります。
- 適用対象期間は令和5年10月1日から令和11年9月30日までの時限立法であり、その間に行う課税仕入れが適用対象となります。

【参考資料】

- ・ 財務省「インボイス制度の負担軽減措置のよくある質問とその回答」(令和5年3月31日時点) 問8～12
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf
- ・ 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A (令和5年4月改訂)」 問108～109
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

○ 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置【令和5年度改正】

○ 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。

○ この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【改正内容】

○ 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から**6年間、1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**とする。

※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

【制度の概要】

【対象者】

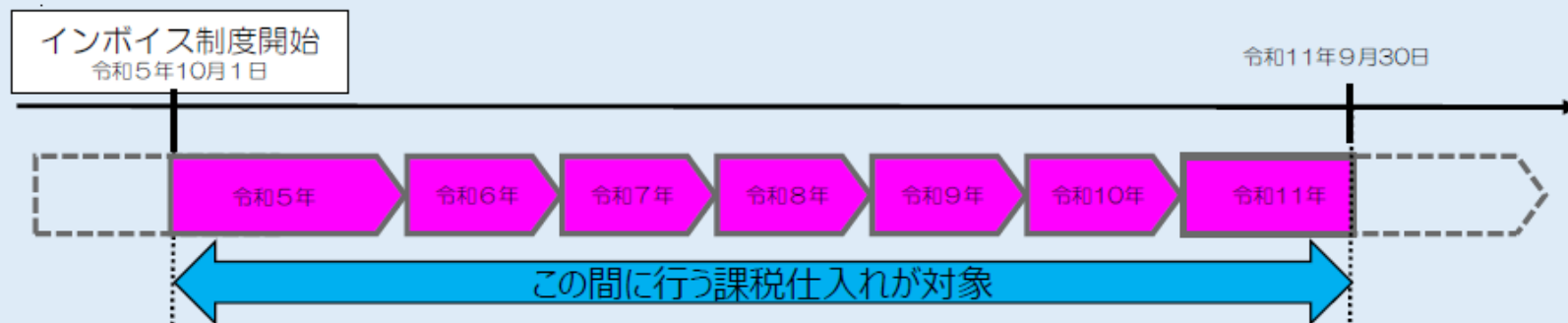
基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者

※ 特定期間における5千万円の判定に当たり、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額による判定はできない。

【対象期間】

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れが適用対象

※ 課税期間の途中であっても令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、少額特例の対象とはならないので、仕入税額控除を受けるためにはインボイスと一定の事項を記載した帳簿の保存が必要となる。



（注）少額特例は、少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存を不要とするものであり、インボイス発行事業者の交付義務が免除されているわけではないので、インボイス発行事業者は課税事業者からインボイスを求められた場合には交付する必要がある。

4. 「再生資源利用促進法」に規定する「再生資源」に関する取扱い

問. 再生資源利用促進法に規定された再生資源等（購入者の棚卸資産に該当するものに限り）に該当する場合は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められますか。

消費税法上の仕入税額控除を適用するためには、原則として帳簿とインボイスの保存が必要です。

（消費税法30条1項）

しかし、一定の場合には、インボイスの保存を必要とせず、帳簿の保存のみで足りる制度があります。

（消費税法30条7項）

（この場合、免税事業者からの仕入についても仕入税額控除が可能）

- この制度の一つとして、再生資源卸売業を営む事業者が仕入れた「再生資源」等が規定されています。
具体的には、「再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から再生資源等（資源の有効な利用促進に関する法律(平成30年法律第48号)第2条第4項(定義)に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品をいう。）に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者が他の者から買い受けた当該再生資源」と明記されています。（消費税法施行令49条1項1号ハ（4））
- 「資源の有効な利用促進に関する法律」の第2条では、「再生資源」について、以下のように規定しています。
 - ・ この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
 - ・ この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

【参考資料】

- 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（令和5年4月改訂）」問1,82,103,107
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

○ 空瓶の回収に係る消費税の仕入税額控除の取扱い

【再生資源特例の概要】

再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から再生資源等に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者が、他の者から買い受けた当該再生資源等に係る課税仕入れについては、以下の要件を満たした場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる（新消令49①一八(4)）。

- ① 他の者（仕入先）が適格請求書発行事業者でないこと
- ② 購入したものがその事業者にとって棚卸資産であること
- ③ 帳簿に再生資源等の仕入れに該当する旨、課税仕入れの相手方の住所（事業者に限る。）等を記載すること

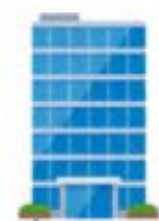
《参考：再生資源卸売業とは（東京高判平成10年9月30日）》

再生資源卸売業とは、当該業種の通常の形態として、課税仕入れに係る相手方が不特定かつ多数の者であり取引の価格も少額である等、個々の取引の相手方の氏名又は名称を帳簿に記載することを要求することが酷であると認められるような業種をいうとされている。

【製造メーカー】



【卸売業者】



【小売業者】



【消費者】



← 空瓶の回収（購入）

← 空瓶の回収（購入）※

← 空瓶の回収（購入）※

○ 原則として、「不特定かつ多数の者から再生資源等に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者」に**該当しない**（注）。

（注）卸売業者であっても消費者など不特定かつ多数の者から再生資源等に係る課税仕入れを行う場合は、該当する。

⇒ 適格請求書発行事業者でない者からの買取は、必要事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除はできない。

→ 小売業者は卸売業者からの求めに応じて、**インボイスを交付する義務**がある。

○ 「不特定かつ多数の者から再生資源等に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者」に**該当する**。

⇒ 適格請求書発行事業者でない者からの買取は、必要事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能。

※ **仕入先が適格請求書発行事業者か否か**で取扱いが変わるので、この点につき留意が必要。

※ 空瓶の回収は、酒類販売の対価の返還等として取り扱うことも可能。



一般社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階

電 話 03-3241-6568

F A X 03-3241-1469

U R L <http://nsk.c.ooco.jp/>

